

平成 21 年第 1 回 つくばみらい市議会臨時会会議録

平成 21 年 2 月 18 日 開会
平成 21 年 2 月 18 日 閉会

平成 21 年第 1 回 つくばみらい市議会定例会会議録

平成 21 年 3 月 3 日 開会
平成 21 年 3 月 17 日 閉会

つくばみらい市議会

平成21年第1回つくばみらい市議会臨時会会議録

○招集告示	1
○日時	2
○出席並びに欠席議員	2
○出席説明員	2
○出席事務局職員	3
○会議録署名議員	3
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○開会	3
・開会の宣告	3
・会議録署名議員の指名について	4
・会期の決定について	4
・報告第1号、議案第1号～議案第4号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	4
・閉会の宣告	14
○閉会	14

平成21年第1回つくばみらい市議会定例会会議録

○招集告示	15
○会期日程表	16

会 議 録 第 1 号

○日時	17
○出席並びに欠席議員	17
○出席説明員	17
○出席事務局職員	18
○会議録署名議員	18
○議事日程	18
○本日の会議に付した事件	19
○開会	20
・開会の宣告	20
・会議録署名議員の指名について	21

・会期の決定について	21
・請願について	22
・議案第5号～議案第35号 上程	22
・提案理由の説明	23
・一般質問	31
6番 倉持悦典君	31
1. 世界同時の景気悪化が本市に及ぼす影響と対策について	
2. 定額給付金の支給に関して	
13番 海老原弘君	39
1. 消防団員の確保について	
2. 私立学校、専門学校の誘致	
5番 中山栄一君	44
1. 今後の補助金のあり方について	
7番 堤実君	49
1. つくばみらい市に商業地域を	
1番 秋田政夫君	52
1. つくばみらい市総合計画に基づくスポーツ振興基本計画	
2. 農商工連携促進による地域活性化について	
10番 横張光男君	60
1. まちづくりの最高理念である総合計画のその後について	
2. 主要地方道取手つくば線バイパスのその後について	
・散会の宣告	65
○散会	65

会 議 録 第 2 号

○日時	67
○出席並びに欠席議員	67
○出席説明員	67
○出席事務局職員	68
○議事日程	68
○本日の会議に付した事件	69
○開議	70
・開議の宣告	70
・一般質問	71

2番	坂 洋 君	71
	1. つくばみらい市の平和教育について	
	2. 地上デジタル放送に対する市の対応について	
	3. 学校給食について	
4番	染 谷 礼 子 君	81
	1. 生活支援制度の充実について	
	2. 職員の昼食及び休憩場所について	
18番	川 上 文 子 君	85
	1. 第三次ごみ処理施設建設について	
	2. 「くらし、雇用、経営を守るための緊急要望書」に対する取り組みは	
	3. 生活保護行政について	
12番	古 川 よし枝 君	97
	1. 国民健康保険、後期高齢者医療の資格証明書発行について	
	2. 公営住宅の整備について	
	3. 住宅用火災警報器の設置促進について	
14番	山 崎 貞 美 君	106
	1. 本市の財政確保について	
11番	松 本 和 男 君	110
	1. 谷和原インター周辺への企業誘致について	
	2. 道路の未登記について	
	・ 議案第5号～議案第35号 質疑	115
	・ 議案第5号～議案第15号、議案第17号～議案第24号、議案第34号及び議案第35 について各委員会付託	116
	・ 予算特別委員会の設置及び議案第25号～議案第33号について委員会付託	116
	・ 選挙第1号	117
	・ 散会の宣告	119
○散会		119

会 議 録 第 3 号

○日時		121
○出席並びに欠席議員		121
○出席説明員		121
○出席事務局職員		121
○議事日程		122

○本日の会議に付した事件	123
○開議	124
・開議の宣告	124
・議案第5号～議案第35号、請願第1号 委員長報告、質疑	125
・討論・採決	134
・議案第36号 上程、提案理由説明、質疑、委員会付託、委員長報告、質疑、討 論、採決	150
・発議第1号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	152
・発議第2号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	153
・発議第3号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	156
・閉会中の継続調査の件	161
・閉会の宣告	162
○閉会	162

第 1 回臨時会会議録

つくばみらい市告示第10号

平成21年第1回つくばみらい市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成21年2月10日

つくばみらい市長 飯 島 善

1. 期 日 平成21年2月18日

2. 場 所 つくばみらい市議会議事堂

3. 付議事件

- (1) 専決処分の報告について(第1号)
- (2) つくばみらい市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
- (3) 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算(第5号)
- (4) 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- (5) 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

**平成 21 年第 1 回
つくばみらい市議会臨時会会議録**

平成 21 年 2 月 18 日 午後 2 時 00 分開会

1. 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	11 番	松 本 和 男 君
2 番	坂 洋 君	12 番	古 川 よし枝 君
3 番	高 木 寛 房 君	13 番	海老原 弘 君
4 番	染 谷 礼 子 君	14 番	山 崎 貞 美 君
5 番	中 山 栄 一 君	15 番	廣 瀬 満 君
6 番	倉 持 悦 典 君	16 番	今 川 英 明 君
7 番	堤 實 君	17 番	豊 島 葵 君
8 番	岡 田 伊 生 君	18 番	川 上 文 子 君
9 番	直 井 誠 巳 君	19 番	中 山 平 君
10 番	横 張 光 男 君	20 番	神 立 精 之 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
市 副 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	渡 辺 勝 美 君
市 民 経 済 部 長	古 谷 安 史 君
保 健 福 祉 部 長	鈴 木 等 君
都 市 建 設 部 長	鈴 木 清 君
教 育 次 長	秋 田 信 博 君
会 計 管 理 者	豊 島 久 君
秘 書 広 聴 課 長	石 神 栄 君
企 画 政 策 課 長	森 勝 巳 君
総 務 課 長	湯 元 茂 男 君
財 政 課 長	片 見 和 男 君
社 会 福 祉 課 長	間根山 知 己 君
児 童 福 祉 課 長	成 島 辰 夫 君
介 護 福 祉 課 長	沖 田 照 雄 君
国 保 年 金 課 長	野 本 英 夫 君
健 康 増 進 課 長	吉 田 邦 恵 君
建 設 課 長	高 田 守 康 君
下 水 道 課 長	豊 島 利 夫 君

学 校 教 育 課 長
生 涯 学 習 課 長

瀬 崎 和 弘 君
吉 田 弘 之 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長
書 記

井 波 進 君
大 野 隼 人 君

1. 会議録署名議員

1 1 番 松 本 和 男 君
1 2 番 古 川 よし枝 君

1. 議事日程

議 事 日 程

平成 2 1 年 2 月 1 8 日（水曜日）
午後 2 時 0 0 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（第 1 号）
議案第 1 号 つくばみらい市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
議案第 2 号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 3 号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 4 号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（第 1 号）
議案第 1 号 つくばみらい市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
議案第 2 号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 3 号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 4 号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

午後 2 時 0 0 分開会

開会の宣告

○議長（今川英明君） 大変ご苦労さまでございます。会議に入る前に皆さんにお願いします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いします。
傍聴者に申し上げます。

傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音などは禁止されておりますので、守るようお願いいたします。

ただいまの出席議員は20名です。全員出席です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第1回つくばみらい市議会臨時会を開会します。

○議長（今川英明君）　これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局職員。議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、及び各関係課長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名について

○議長（今川英明君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により11番松本和男君、12番古川よし枝君を指名します。

会期の決定について

○議長（今川英明君）　日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君）　異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

報告第1号　専決処分の報告について（第1号）

議案第1号　つくばみらい市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

議案第2号　平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第5号）

議案第3号　平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第4号　平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（今川英明君）　日程第3、報告第1号及び議案第1号から議案第4号まで、以上5案件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

市長飯島　善君。

〔市長　飯島　善君　登壇〕

○市長（飯島　善君）　提案理由の説明を申し上げます。

本日、平成21年第1回つくばみらい市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、今、世界の金融市場は百年に一度と言われる危機に陥っており、それに伴い我が国経済も急激な景気後退の波が押し寄せ、外需面に加え国内需要も停滞するなど、景気の下降局面が長期化、深刻化するおそれが高まってまいりました。

先般、内閣府が発表した昨年10月から12月期の国内総生産の速報値は、世界不況の影響から、輸出、個人消費等が総崩れとなったことにより、年率換算で12.7%の減。約7年ぶりで三、四期連続のマイナス成長で、マイナス幅は第1次石油危機の影響を受けた昭和49年に次ぐ約35年ぶりの大きさということで、国内の経済状況は大変深刻なものであります。

政府は、こうした経済金融情勢に対応するため、昨年10月に決定された生活対策及び12月に決定された生活防衛のための緊急対策を実施するため、今通常国会において一般会計第2次補正予算を成立させ、家計緊急支援対策、生活安心確保等対策、地域活性化対策など、生活対策関係を柱とした景気対策を実施することとなりました。

当市といたしましては、これら政府施策を受けて、定額給付金事業、子育て応援特別給付事業、地域活性化等対策事業、さらに、当市としてもかねてから少子化対策として検討してまいりました妊婦健診の拡充策等々、市民生活を支援する各種の対策を実施してまいります。

また、市の単独施策として、来年度予定の公共事業の一部前倒しを行うとともに、市発注工事の前払い金をこれまでの3割から4割に増額し、さらには、工事代金支払いのスピードアップを図るなど、公共事業の平準化、円滑化とともに、企業の資金繰り悪化の防止策など、経済対策を実施してまいります。

さらには、昨今の企業の業績悪化などに伴い、解雇や雇用期間満了等で失職した方を対象に、市臨時職員としての雇用の場を提供する雇用対策を実施し、さきに申し上げた経済対策とあわせて市民生活の安定化策を積極的に実施してまいります。

今臨時会では、こうした経済、雇用対策を柱とした議案を提案させていただきました。

それでは、提案いたしました議案について説明を申し上げます。

今臨時会に提出をいたしました案件の内容は、報告案件1件、条例案案件1件、補正予算案件3件の合わせて5件でございます。

報告第1号 専決処分の報告について（第1号）でございますが、道路管理瑕疵による損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

賠償額等につきましては、添付いたしました専決処分書のとおりでございます。

議案第1号 つくばみらい市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例でございますが、国から交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の基金を設け適正に管理執行するため、この条例案を提出するものでございます。

議案第2号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第5号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億3,148万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億9,704万7,000円とするとともに、繰越明許費の設定を行うものでございます。

歳入の主なものといたしましては、総務費国庫補助金並びに繰越金でございます。

歳出の主なものとしましては、冒頭に申し上げましたとおり、景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、地域の経済対策に資することとした国の一般会計第2次補正予算を受けての事業を柱に計上しております。

また、公共事業の平準化を図ることにより、来年度早々に整備効果と経済効果が期待されている３事業について、他の１事業とあわせ、債務負担行為の追加補正をするものであります。

議案第３号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第３号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,988万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,054万3,000円とするものであります。

内容としましては、前号同様、国の補正予算成立を受け議案第１号に示すとおり、介護従事者の処遇改善のため、国から交付を受けて基金に積み立てを行うものでございます。

議案第４号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,738万4,000円とするとともに、繰越明許費の設定を行うものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国の第２次補正予算による地域活性化・生活対策臨時交付金を財源とする一般会計からの繰入金並びに繰越金でございます。

歳出の主なものとしましては、下水道污水管渠の更生工事を計上しております。

詳細につきましては、配付させていただきました議案書をごらんいただきたいと思います。

以上、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

報告第１号は報告案件でありますので、ご了承願います。

議案第１号 つくばみらい市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番川上文子君。

〔18番 川上文子君 登壇〕

○18番（川上文子君） 議案第１号について質問をしたいんですが、この議案第１号は、ここに書いてありますように介護報酬の改定があって、この介護報酬の改定に伴って１号被保険者の介護保険料が増加をすると。その増加分を軽減するために国が一定額を出して、それを基金にするんだということで、この議案第１号とあわせて議案第３号の補正予算で1,988万円という基金の提案がされているわけです。

これは事前に説明を求めましたらば、３％の介護報酬の引き上げに伴って第１号被保険者の介護保険料が負担になる分、その１年目の影響部分を全額国が持つと、２年目については半分持つと、３年目についてはゼロということで、その３年間の全体で見ますと、その影響額の約半分の金額を、あらかじめ今年度1,988万円をつくばみらい市に交付するんだというふうに説明を受けたんですが、３年間のこの想定、介護報酬３％の改定に伴う影響額というのは、金額算定の前段でつくばみらい市が今後の３年間の、次に、来年度の予算の計上がされるでしょうけれども、その計上する予算計上の試算をもとに、国がそれにこたえて予測値を出したという形で1,988万円が計算されているものなのかどうか。これは固定してしまうということで、２年目で例えば増減があったとしても、それはそのまま、３年間分はそのまんま当初だけで出すんですよというお話なので、支給の金額をどこをもとに国が出しているのか、そこについて答えていただきたいんですが。

○議長（今川英明君） 介護福祉課長沖田照雄君。

〔介護福祉課長 沖田照雄君 登壇〕

○介護福祉課長（沖田照雄君） それでは、お答えいたします。

ただいまの質問でございますけれども、今回の介護報酬３％に伴いまして、介護報酬改定、介護従事者の処遇改善についてということございまして、今、川上議員からありました一つは、３年間のうちで、その２年目が足りないときはどうするんだということも一つあったかと思っておりますけれども、この交付金そのもの１,９８８万６,０００円ですけれども、これについては、これの積算の根拠としましては、当然、介護は総給付費があるわけでございますけれども、総給付費、例えば２１年度の予算で申しますけれども、２１年度には自然増があるわけです。これは、自然増というのは、つまり高齢化が進んで必然的に発生するもの、これが自然増でございます。一応、介護給付費、総給付費をその自然増を見込んだ額と、今回、国が介護報酬３％を実際上げるわけでございますけれども、その３％を上げた分の総給付費があります。その３％を上げた分の総給付費から、今言いました自然増の部分を差し引いた残りの分、これについて、結局、国が今回交付金として補助するわけでございます。

それで、今、川上議員からありましたとおり、１年目は全額、上がった分の３％分全額を見まして、２年目につきましては、その半分、３年目は全然見ませんということでございます。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

〔１８番 川上文子君 登壇〕

○１８番（川上文子君） もちろん、そういうことなんだろうと思うんですが、介護報酬の増分というものの、増の見方については、つくばみらい市の予測値の計算をまず出して、介護全体の量がこのぐらいふえるという３年間の見込みを出したものをもとに国が出してくるという関係なのかということなんです。こちらの数値で出して、そして、国がその数値を見て、要するに要求額を出してということなんだけれども、そういう形で試算を出したのか。で、それ、もう固定してしまうわけでしょう。その後、見込みが違ったとしても変動ないわけだから、どう見込むのかというのは大事なところで、市の方で見込んだのか、国の方で、あなたのところ、このぐらいの見込みだろうと出したのかと、その起点はどっちなのかということなんです。

○議長（今川英明君） 質問途中ですけれども、これが最後、２回までの質問なんで。

○１８番（川上文子君） わかっています。

○議長（今川英明君） 大丈夫ですか。

○１８番（川上文子君） そこだけ答えてください。

○議長（今川英明君） 介護福祉課長沖田照雄君。

〔介護福祉課長 沖田照雄君 登壇〕

○介護福祉課長（沖田照雄君） お答えします。

ただいまの質問でありますけれども、つくばみらい市の介護保険事業として今まで、例えば前年度の推計をしまして、それで、つくばみらい市の２１年度はそれだけの総給付費が出ますということを積算して、その積算したものについて国の一定の条件を入れまして、それで、つくばみらい市については、今回３年分で３％上昇する分というものは１,９８８万６,０００円だということでございます。

○18番（川上文子君） わかりました。

○議長（今川英明君） ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第1号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

質疑はありますか。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

○12番（古川よし枝君） 2点ほど質問したいと思います。

一つは、定額給付金の事業について質疑をいたします。

この給付金、本会議前の全協で説明を受けましたけれども、生活支援なのか、消費の刺激策なのか、何のためのものなのかというのがはっきりしません。この間、正規、非正規労働者を問わず、雇用破壊や雇用不安が本当に大きく広がっている、そういう中で、3年後には消費税の引き上げがセットされれば、わずかな給付金でも新たな消費に回せない、せめて生活費の足しにする、そういうことかなというのは多くの生活者の実態だというふうに思います。2兆円の財源があれば、雇用や社会保障に使うべきだという声が出てくるのも当然です。

つくばみらい市でも、この事業費は給付費と事務費を合わせると6億8,800万円ということが、今回の補正予算に出ております。この給付金、どちらの目的にしても、その効果はほとんど見込めないという中で、この給付対象を全世帯にするのか、それとも、所得制限を設けるのかという基本的な事項さえ、政府では二転三転しました。あげくの果てには、実施するのかもしれないのかは自治体に丸投げだと、こういう政府のやり方に多くの全国の首長は大変怒っております。当市市長は、どういうふうに、こうした経過を見ているのか、

ひとつ伺います。

それから、この給付金の支給は世帯の申請によって給付がされるわけですが、この申請ができない世帯、ひとり暮らしのお年寄りや、介護でひとり暮らしとか、そういうことでなかなか申請できないと、そういう人たちも含めてすべての住民に支給することが本当に可能なかどうか、とても心配なんですけれども、その点、伺います。

それから、もう一つ、定額給付金と同じような、1回きりですけれども、子育て応援特別手当金支給の事業なんですけど、これも全協の中で説明がありました。3歳から5歳の児童で第2子以降ということで、当市では688人が対象だということで、当然、今、子育て世代の中で経済的支援が本当に求められているのは当然ですけれども、なぜ、この子育て負担を軽減するというのに、第2子以降で、しかも3歳から5歳という対象に絞ったのかというのが、大変、どう考えても考えられない。

例えば例を挙げますと、3人の子供を持っている方で、4歳、2歳、ゼロ歳のいる家庭では、4歳児は第1子目であるので、この給付の対象にならない。ですから、1人も3万6,000円の給付は受けられない。それから、また、3人の子供を持っている方で、6歳と2歳の双子のお子さんを持っている方、この方も対象にならない。こういうモデルを見ても、非常に不合理で不公平な事業として、これから実際に支給したときに、住民の中から大変な不満がわき出るんじゃないかというふうに私は心配するんですが、その点、市長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

第1点目は、先ほど提案理由で申し上げましたように、今日の国内の経済状況は非常に深刻な状況にあると、こういうことから政府では経済金融情勢に対応するために、昨年の10月に決定された生活対策及び12月に決定された生活防衛のための緊急対策、これを実施するために、こういう制度を設け実施するんだと。ですから、これは経済対策でもあるし、いわゆる国民の生活対策に対するいわゆる防衛というか、そのための緊急施策である、こういうふうにご理解をしております。

あとは、部長の方から答弁させます。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○総務部長（渡辺勝美君） お答えします。

定額給付金のご関係でございますけれども、交付要綱にもありますように、やはり地域の経済対策に資するというような交付の目的、第2条にございますので、そういう生活支援を行うことを目的として定額給付金は給付するということになっております。

それから、障害者であるとかで申請できない場合については、この給付金は基本的に世帯主の方に代表して給付するということになっておりますけれども、一つには、代理人による申請ということで考えております。そういう申請の仕方がございますので、代理人の方に来てもらうというようなことで考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） お答え申し上げたいと思います。

小学校就学前3年間に限定したというふうな理由はということでございますけれども、先ほど全協の中でも担当課長の方からご説明申し上げましたが、一般に就労家庭か否かにかかわらず保育所や幼稚園に子供が通っている年齢が、小学校就学前3年間が多いということから、国の方で定めた基準でございます。

なお、ゼロ歳から2歳につきましては、別に児童手当制度において乳幼児加算額などで給付されているということを勘案しまして、国の方で基準を定めたものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

○12番（古川よし枝君） 代理人の申請で漏れなく、お年寄りのひとり暮らしの場合なんかについてはできるんだと、フォローできるということですが、代理人の設定については、後見人制度とか、そういうものも、もろもろ関係してくるんだらうというふうに思うんですが、そんなに簡単に代理人という形で申請ができるのかどうかというのが、ちょっと疑問に思います。

それから、子育て応援特別手当の支給ですが、未就学児は何人なのかという、全協での説明では資料が出ていませんでしたけれども、ちょうど3歳から5歳という年齢に区切った児童数で見ると、約3割の方は、その年齢層であっても第1子だったりとかということで支給されていない、少なくとも3歳から5歳だけで、もう3割は、その対象にならないということだから、私も、大変な不公平さを生んでくるんだというふうに思うんです。

市としては、国の政策の中で給付されるわけですから、何らかの対策をとって事務をしなければならぬわけですが、そういうことがあるということを、ぜひ市側の方でも見ておく必要があるだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（今川英明君） 答弁はよろしいですか。

○12番（古川よし枝君） 最初の代理人の問題について。

○議長（今川英明君） それだけでいいですか。

○12番（古川よし枝君） はい。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○総務部長（渡辺勝美君） 実際に2月1日付で定額給付金対策室を設置しました。今、当然、今回の予算の提出についても、今まで頑張ってきたところなんですけど、これからいろいろな予想される、先ほど議員からありましたように、高齢者であるとか、障害者であるとか、いろいろな問題点も洗い出して、現在、こういうケースのときにはどうしたらいいんだらうというようなことで、基本的には、この給付金は口座振替で進めるつもりでおるんですが、そういうものについても現在検討をしている最中でございます。ですから、どうしても、そこの方に行き渡らないというようなことは絶対ないように進めたいと思います。

○議長（今川英明君） ほかに質疑ありませんか。

18番川上文子君。

〔18番 川上文子君 登壇〕

○18番（川上文子君） 定額給付金について、市長が、さっきどう考えるのかということで、景気対策だと。そういうふうと言わざるを得ないのかなというふうに思うんですが、もう一言感想を聞きたいというふうに思って手を挙げました。

定額給付金、大変、混乱、迷走をしてきて、小泉発言があって、さらに、20日以降にロシアから小泉さんが帰ってくるまで日程を延ばそうなんていう民主党の動きもあったりして、混迷は続いているわけですが、私、これはすごい異常だというふうに思うんです。本来、お金をもらえるわけですから、大半の方が、本来言えば、ありがたいと、うれしいというふうに言うわけだけでも、第2次補正予算通過後でも、世論調査で読売新聞だと75%が評価しないというふうに言っているわけです。

市長は市の最高責任者で、まさに市の財政をどういうふうに動かしていくのかと考える立場にある政治家として、重責を担っている役割の人として、この制度を見たときに、今回の提案でも6億6,000万円でしょう、給付金。市にしても、大変な金額です。これだけのお金があったら、今までいろいろな要望してきて、金がない、金がないと言ってきたこと、これでたくさんできるじゃないかというふうに私も思うし、市長も思うんだろうと思うんです。いかにも2兆円というお金があったら、もっと本当に知恵を出した施策ができるのに、それをお金を配るというのは、私は、政治のあり方からすると、本当に無策の方策でしかないというふうに思うんです。

今回も、3名ですか、職員配置して対策室を設けるということで、大変な経済の悪化の中で、いろいろな仕事をしなくてはならない中で、この対策室を新たに市町村が課せられるわけだから、私、市町村はもっと怒るべきだというふうに思っていて、率直に、市長自身が、その役割の中にいる中で、こういう政策が、もちろんこういう場で言えないというのはあるでしょうけれども、職員さんも本当にじくじたる思いで作業していると思うので、市長自身が率直に感想を述べていただければというふうに思って、再度、伺いたいと思います。

それから、子育て応援特別手当について、さっき質問した小学校就学前のゼロ歳まで含めたつくばみらい市の子供たちが何人いて、そのうち対象になる子供は、実際には5歳から3歳という限定、しかも第2子ということで限定されるわけで、限られるわけですが、全体の中でどのぐらいの子供たちが恩恵にあずかれるのか、何割なのか。私は、配られた段階で大変不満がというか、何なのという声がたくさん出る制度を国はつくってしまったなというふうに思うわけですが、その数値が出れば、そこを出していただきたいと思います。

市長と、それから、担当のところをお願いします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） この事業をどう考えるかということについて、私見を述べることは控えさせていただきます。ただ川上議員が心配されておりますように、砂漠にしみ込んだ水にならないように、商工会や金融機関と現在相談しておりますから、これが住民のために効率よく使えるような使い方をさせていただきたいと、こういうことで指導をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） 答弁いたします。

先ほど就学前の児童数がどのぐらいいるのかというようなことでございますけれども、本会議が始まる前に担当課の方で確認したところ、就学前の児童数が2,534名で、今回、第2子で就学前3年ということに該当するのが688名ということで、市内27%が該当ということでございます。

以上でございます。

○18番（川上文子君） わかりました。

○議長（今川英明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号については、委員会の付託を省略したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。

4番染谷礼子君。

〔4番 染谷礼子君 登壇〕

○4番（染谷礼子君） 議案第2号に賛成の立場で討論をいたします。

百年に一度と言われる未曾有の経済危機に見舞われ、昨年来の荒波が、ことしに入り予想を上回る大きな波浪となって押し寄せております。リストラや給料、所得の減少が消費を抑制し、悪循環となり、国民生活を脅かし、まさに非常事態を招いております。経済の悪化に伴い一番打撃を受けているのは、何といたっても国民生活であります。このような不況や経済危機のときに減税を行うことは経済学の基本と言われており、既に、アメリカを初め、フランス、オーストラリア、台湾などでは、給付方式で実施がされております。

定額給付金は、還付金であり、減税であります。市民一人一人に1万2,000円、18歳以下の子供と65歳以上の方には、8,000円が加算され2万円が支給をされることになります。この政策が愚策だとの声もありますが、今月9日、NHKが行った調査では、給付金を受け取ると答えた人は71%、また、東奥日報の調査では95%が受け取ると答えております。また、その使い道につきましては、生活費が1位で、大いに期待をされているわけであり、愚策だ、反対だと主張することは、市民の生活を支え家計を助ける減税は必要ないと言っていることと同じだと申し上げたい。このようなことから、定額給付金は、景気悪化と物価高騰に苦しむ市民の生活を支援し、個人消費を喚起して景気を下支えする効果を十分に発揮するものと考えます。

また、この議案第2号については、定額給付金のほかに地域活性化交付金、また、生活

者支援の事業では、少子化対策として出産を支えるための妊婦健診14回分の無料化も含まれております。子育て家庭を応援する子育て応援特別手当なども盛り込まれており、これらの事業がスムーズに実施できるようこの議案に賛成し、賛成の討論といたします。

○議長（今川英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第2号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第3号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第４号については、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、議案第４号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第４号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（今川英明君） 以上で、今臨時会に付議された事件は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成21年第１回つくばみらい市議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後２時４４分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する

平成２１年２月１８日

つくばみらい市議会議長 今 川 英 明

つくばみらい市議会議員 松 本 和 男

つくばみらい市議会議員 古 川 よし枝

第 1 回定例会会議録

つくばみらい市告示第 16 号

平成 21 年第 1 回つくばみらい市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 21 年 2 月 24 日

つくばみらい市長 飯 島 善

1. 期 日 平成 21 年 3 月 3 日
2. 場 所 つくばみらい市議会議事堂

平成21年第1回つくばみらい市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	区 分	議 事 内 容
3月3日	火	本会議	◎開会 ◎会議録署名議員の指名 ◎会期の決定 ◎請願の委員会付託 ◎施政方針 ◎議案の上程及び説明 ◎一般質問
3月4日	水	本会議	◎一般質問 ◎議案に対する質疑 ◎議案の委員会付託 ◎予算特別委員会の設置及び委員会付託 ◎茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙
3月5日	木	休 会	◎総務常任委員会
3月6日	金	休 会	◎教育民生常任委員会
3月7日	土	休 日	
3月8日	日	休 日	
3月9日	月	休 会	◎経済常任委員会
3月10日	火	休 会	
3月11日	水	休 会	◎予算特別委員会
3月12日	木	休 会	◎予算特別委員会
3月13日	金	休 会	◎予算特別委員会
3月14日	土	休 日	
3月15日	日	休 日	
3月16日	月	休 会	
3月17日	火	本会議	◎委員長報告、質疑、討論、採決 ◎追加議案の上程、説明、質疑、委員会付託 ◎（経済常任委員会開催）、委員長報告 質疑、討論、採決 ◎議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決 ◎閉会中の継続調査 ◎閉会

第 1 号

〔 3 月 3 日 〕

**平成 21 年第 1 回
つくばみらい市議会定例会会議録 第 1 号**

平成 21 年 3 月 3 日 午前 10 時 00 分開会

1. 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	11 番	松 本 和 男 君
2 番	坂 洋 君	12 番	古 川 よし枝 君
3 番	高 木 寛 房 君	13 番	海老原 弘 君
4 番	染 谷 礼 子 君	14 番	山 崎 貞 美 君
5 番	中 山 栄 一 君	15 番	廣 瀬 満 君
6 番	倉 持 悦 典 君	16 番	今 川 英 明 君
7 番	堤 實 君	17 番	豊 島 葵 君
8 番	岡 田 伊 生 君	18 番	川 上 文 子 君
9 番	直 井 誠 巳 君	19 番	中 山 平 君
10 番	横 張 光 男 君		

1. 欠席議員

20 番 神 立 精 之 君

1. 地方自治法第 121 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	渡 辺 勝 美 君
市 民 経 済 部 長	古 谷 安 史 君
保 健 福 祉 部 長	鈴 木 等 君
都 市 建 設 部 長	鈴 木 清 君
教 育 次 長	秋 田 信 博 君
会 計 管 理 者	豊 島 久 君
秘 書 広 聴 課 長	石 神 栄 君
企 画 政 策 課 長	森 勝 巳 君
総 務 課 長	湯 元 茂 男 君
財 政 課 長	片 見 和 男 君
農 政 課 長	坂 田 宏 君
産 業 政 策 課 長	木 村 明 夫 君
都 市 計 画 課 長	大 久 保 明 一 君
建 設 課 長	高 田 守 康 君
特 定 事 業 推 進 課 長	中 泉 次 男 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	井 波 進 君
書 記	大 野 隼 人 君

1. 会議録署名議員

1 3 番	海老原 弘 君
1 4 番	山 崎 貞 美 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成21年3月3日（火曜日）
午前10時00分開会

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 請願について |
| 日程第4 | 議案第5号 つくばみらい市農業集落排水事業減債基金条例 |
| | 議案第6号 つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例 |
| | 議案第7号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する
条例 |
| | 議案第8号 つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改
正する条例 |
| | 議案第9号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第10号 つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一
部を改正する条例 |
| | 議案第11号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第12号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第13号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第14号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第15号 つくばみらい市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条
例 |
| | 議案第16号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号） |
| | 議案第17号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第4
号） |
| | 議案第18号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第5号） |
| | 議案第19号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1号） |
| | 議案第20号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| | 議案第21号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第
4号） |

- 議案第22号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第3号)
- 議案第23号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算(第2号)
- 議案第24号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第25号 平成21年度つくばみらい市一般会計予算
- 議案第26号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
- 議案第27号 平成21年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
- 議案第28号 平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第29号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
- 議案第30号 平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第31号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第32号 平成21年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
- 議案第33号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計予算
- 議案第34号 市道路線の認定について
- 議案第35号 市道路線の廃止について

日程第5 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 請願について
- 日程第4
 - 議案第5号 つくばみらい市農業集落排水事業減債基金条例
 - 議案第6号 つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例
 - 議案第7号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第8号 つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第9号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第10号 つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第11号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第12号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 - 議案第13号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - 議案第14号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例
 - 議案第15号 つくばみらい市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
 - 議案第16号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算(第6号)
 - 議案第17号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第18号	平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第5号）
議案第19号	平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第20号	平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第21号	平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第22号	平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第23号	平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第2号）
議案第24号	平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第25号	平成21年度つくばみらい市一般会計予算
議案第26号	平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
議案第27号	平成21年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
議案第28号	平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算
議案第29号	平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
議案第30号	平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
議案第31号	平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
議案第32号	平成21年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
議案第33号	平成21年度つくばみらい市水道事業会計予算
議案第34号	市道路線の認定について
議案第35号	市道路線の廃止について

日程第5 一般質問

午前10時00分開会

開会の宣告

○議長（今川英明君） 会議に入る前に皆さんにお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードにするようにお願いします。

傍聴者に申し上げます。

傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音などは禁止されておりますので、守るようお願いします。

また、本市議会では、小中学校の児童生徒を対象に計画的に議会の本会議を傍聴していただくために、市教育委員会並びに各学校の協力のもと事業を展開しております。本日も小絹中学校の2年1組の生徒さんが傍聴に来ております。会議の途中で入退室することがありますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は19名です。欠席議員は20番神立精之君です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第1回つくばみらい市議会定例会を開会します。

○議長（今川英明君）　これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局職員。議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入るに先立ち、市長から発言を求められておりますので、市長の発言を許可します。

市長飯島　善君。

〔市長　飯島　善君　登壇〕

○市長（飯島　善君）　まず日程に入るに先立ちまして、去る2月26日、市職員が加害者となりました交通死亡事故に関し、市を代表して一言おわびを申し上げます。被害に遭われた方、並びに親族の方には大変なご迷惑をおかけし、また市民の皆様には大変なご心配をおかけいたしましたことを衷心より深くおわびを申し上げます。

日ごろから、職員の交通安全については注意を促しておりましたが、結果としてこのようなことになりました。大変残念に思っております。被害に遭われた方のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、全職員に対しては、さらなる注意喚起と交通教育の徹底に努めてまいります。よろしくお願いをいたします。

会議録署名議員の指名について

○議長（今川英明君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により13番海老原　弘君、14番山崎貞美君を指名します。

会期の決定について

○議長（今川英明君）　日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りする前に、過日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長から会期等について委員会の結果を報告願います。

議会運営委員長豊島　葵君。

〔議会運営委員長　豊島　葵君　登壇〕

○議会運営委員長（豊島　葵君）　それでは、ご報告申し上げます。

去る2月24日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の日程等について協議をいたしました。その結果についてご報告を申し上げます。

本会期につきましては、本日から17日までの15日間でございます。

本日は、議案の上程、施政方針及び議案の説明を求め、その後、通告順に従い6名の方の一般質問を行います。

明日4日は、午前10時から本会議を開きまして、残り6名の方の一般質問を行います。

一般質問終了後、執行部提出の議案に対する質疑を行います。質疑は通告制でございますので、質疑のある方は、本日午後1時までをお願いをいたします。続いて、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙、予算特別委員会の設置及び正副委員長の互選、議案の委員会付託を予定しております。

5日、6日、9日の3日間は、各常任委員会を開催いたしまして、それぞれ付託されました議案及び請願の審査を行っていただきます。

7日、8日は休日で、10日は休会となります。

11日、12日、13日は、午前10時から予算特別委員会を開催しまして、平成21年度の一般会計及び特別会計予算の審査を行います。

14、15日は休日で、16日は休会といたします。

最終日17日は、午後1時から本会議を開きまして、各常任委員長及び予算特別委員長の報告、質疑、討論を行います。なお、討論は、通告制でございますので、討論のある方は16日正午までをお願いいたします。引き続いて、議案の採決を行い、その後、閉会中の継続調査の件が予定されております。

以上出席委員、異議なく決定した次第でございます。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（今川英明君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月17日までの15日間に決定いたしました。

請願について

○議長（今川英明君） 日程第3、請願について。今定例会までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたから、ご報告をいたします。

議案第 5号 つくばみらい市農業集落排水事業減債基金条例

議案第 6号 つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例

議案第 7号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8号 つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第13号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第14号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第15号 つくばみらい市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

議案第16号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）

- 議案第 17 号 平成 20 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 18 号 平成 20 年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 19 号 平成 20 年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 20 号 平成 20 年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 21 号 平成 20 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 22 号 平成 20 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 議案第 23 号 平成 20 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 24 号 平成 20 年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 25 号 平成 21 年度つくばみらい市一般会計予算
- 議案第 26 号 平成 21 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 21 年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 21 年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 21 年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 21 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 21 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 21 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 21 年度つくばみらい市水道事業会計予算
- 議案第 34 号 市道路線の認定について
- 議案第 35 号 市道路線の廃止について

○議長（今川英明君） 日程第 4、議案第 5 号から議案第 35 号までの 31 案件を一括上程いたします。

提案理由の説明

○議長（今川英明君） 提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 本日、ここに、平成 21 年第 1 回つくばみらい市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご参集をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

議案提案に先立ちまして、今後の市政運営に取り組む私の所信と施策の大綱をご説明申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

アメリカに端を発する世界規模の金融・経済危機の広がり、我が国の実体経済へも深刻な影を落とし、100 年に一度といわれる経済的危機に直面しています。特に、製造業を中心に、世界的需要の急激な縮小に加え、国内需面も停滞し、景気は下降局面にあるといえます。

こうした景気の動向は、先ごろ国から発表された国内総生産の速報値にもあらわれ、昨年 10 月から 12 月までの GDP の伸び率は、前の 3 カ月と比べて実質で 3.3% の減少、年率換算では 12.7% の減少となり、第 1 次石油危機の影響を受けた昭和 49 年以来、戦後 2 番目のマイナス成長となっております。また、平成 21 年 2 月期の月例経済報告では、個人消費

は緩やかに減少し、雇用情勢は急速に悪化しつつあるとされております。景気の急速な悪化は、地域経済を直撃し、市民生活への影響も深刻さの度合いを増しております。

しかしながら、我が国は、第1次石油危機や昭和60年代初めの急激な円高など、幾多の危機を、その都度、官民が一体となり克服し、成長そして発展を遂げてまいりました。こうした厳しい状況においてこそ、地域が一丸となって、積極果敢に困難に立ち向かうことが求められているものと考えております。

市では、まず急務とされておる対策は、先ごろ緊急経済対策として取りまとめ、公共工事の前倒しや国の施策である生活対策、及び生活防衛のための緊急対策を柱とする補正予算を編成させていただきました。さらに、新年度予算においても、間断なく機動的に取り組み、市民生活の安定と地域経済の景気浮揚に努めてまいります。

平成21年度の本市の財政についてですが、国内経済の低迷により、法人市民税は対前年度と比較して約1億9,000万円、率にして約25%の減、市税全体としてみた場合で約3億2,600万円、率にしますと約5.3%の減、また、地方譲与税や自動車取得税交付金などにおいては1億700万円、率にすると約12%の減となる見込みでございます。

さらに、高齢化の進行等による社会保障関係費の増加など、義務的経費が増大し、財政の硬直化が一層進行しているほか、財政調整基金等も減少するなど、財政状況は厳しさを増しております。

こうした状況ではありますが、今こそ市民生活の安定を図り、将来にわたる持続的な発展を可能にするためにも、集中改革プランに基づき、より効率的、効果的な行政運営に努めることが重要であることから、平成21年度の予算編成では、その基本理念を「環境共生型まちづくり」、「安心して暮らせるまちづくり」、「地域の魅力をいかしたまちづくり」として重点化を図り、「都市基盤の整備」、「生活環境の整備」、「保健・医療・福祉の充実」、「教育・文化・スポーツの振興」、「産業の振興」、「コミュニティの醸成」、そして「適正な行財政運営」の七つの柱に限られた財源を効率的に配分し、一般会計で、138億6,230万円、対前年度比0.7%増の予算を編成いたしました。昨今の危機的ともいえる厳しい経済状況への対応を初め、市政に課せられた課題は増大し、またより困難さの度合いを強めております。

私は、平成18年のつくばみらい市誕生の年に市長に就任し、このつくばみらい市とともに歩み、そして今年1期4年目を迎えます。折しも、今年は郷土の偉人間宮林蔵が、単身、樺太に渡り、間宮海峡を発見して200年という年でもあります。郷土の偉人が艱難辛苦を乗り越え、未来につながる偉業をなし得たこの節目の年こそ、今を、そして次代を担う子供たちの未来を確かなものにすることが私の使命であります。市長就任時の初心に立ち返り、現下の課題の解決に向け、全力を尽くして取り組んでまいり所存でございます。

続きまして、主要施策について説明をいたします。

まず、都市基盤の整備についてでございます。

平成20年度から検討してまいりましたまちづくりの指針となる都市計画マスタープラン、都市基盤の骨格をなす道路体系の整備計画については、平成21年度に策定をいたします。

公共交通については、昨年、コミュニティバス運営について、市民の皆様のご意見を伺い、検討委員会においてルート等の見直しを検討いたしておりますが、今後は、検討委員会のご意見をもとに、より効率的かつ効果的なルート等に変更してまいります。

T Xが開通して3年半を経過し、駅周辺の開発に伴い、人口も合併時と比較して約

2,500人増加し、率にすると6.2%の伸びとなっております。引き続き駅周辺開発の推進を図り、人口の定着とまちのにぎわいを図ってまいります。

合併特例債事業として整備を進めている豊体横町下宿線については、一層の整備促進を図ってまいります。なお、その他の既に事業着手済み及び着手予定の合併特例債事業については、将来にわたる市の財政状況を十分に検証し、今後、事業規模及び事業計画年次の見直しを含めた検討を行ってまいります。

第2に、生活環境の整備についてです。

昨年7月に開催された北海道洞爺湖サミットにおいては、2050年までに、世界全体のCO₂排出量を少なくとも半減させるという目標について議論されたものの、具体的な取り組み策は今後の課題とされております。市民一人一人が省エネに努めるなど、市を挙げてさまざまな地球温暖化対策を講じていく必要があります。そのためにも、つくばみらい市環境基本計画、地球温暖化対策実行計画にのっとり、低炭素社会の実現のための取り組みを行ってまいります。市も事業者の一つとして皆様の先導的役割を果たすためにも、室内温度を下げ、冷房効率を上げることが期待できるグリーンカーテンを市庁舎に施す試みを行うとともに、地球温暖化防止対策と、ごみ減量化対策の一環として、レジ袋の無料配布中止を市内の商店のご協力をいただき、実施してまいります。

住環境問題については、平成21年度より、三島地区農業集落排水事業に着手し、住環境の向上と公共水域の水質保全を図ってまいります。

安心して暮らせる地域づくりも積極的に進めてまいります。いつ起きても不思議ではないという南関東直下型地震を初め、台風や集中豪雨などの自然災害から市民の生命、財産を守ることは、行政の最も基本的な役割の一つでございます。平成20年度は、防災行政無線から緊急放送される全国瞬時警報システムを整備し、また、全職員を対象に防災訓練を実施するなど防災体制の強化を図ってまいりましたが、さらなる強化のため、消防団施設等の更新や消防水利の整備も計画的に実施してまいります。

長年の希望であったみらい平の交番設置、並びに小絹地区の駐在所移設につきましては、平成21年度に実施される見通しとなりました。安心して暮らせるまちづくりが飛躍的に進展するものと期待をいたしております。

第3に、保健・医療・福祉の充実についてでございます。

平成21年2月現在における当市の高齢化率は21.1%と、前年に比べ約1%上昇しております。年々高まる高齢化や医療費の増加に対応するため、保健福祉センターを核として、健康診断並びに健康増進事業を推進してまいります。

高齢者福祉については、平成21年度から始まる第4期介護保険事業計画及び老人福祉計画に基づく地域密着型介護サービスを推進し、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住みなれた自宅や地域での生活ができるよう支援してまいります。

少子化対策としては、安全で安心な出産をしていただくため、この2月から14回に拡充した妊婦健康診査への公費助成を継続してまいります。

また新たに小張小学校に放課後児童クラブを開設し、仕事等で放課後保育できない保護者の方の子育て支援と、子供たちの健全育成を図ってまいります。

医療の分野では、昨今パンデミックが危惧される新型インフルエンザへの予防対策の強化を図ってまいります。

第4に、教育・文化・スポーツの振興についてでございますが、平成23年度に施行され

る新小学校学習指導要領において実施される小学校英語教育については、これを前倒しし、平成21年度に外国語指導助手の増員を図り、小学校1年生から4年生まで15単位、5年生と6年生については35単位の英語の授業を導入いたします。

学校給食においては、地産地消の推進を図り、食育並びに食の安全の推進を図ってまいります。

放課後も、子供たちが安全で安心して健やかにはぐくまれるよう板橋、小絹、谷原の三つの小学校と県立伊奈養護学校に、放課後子ども教室を開設し、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ、文化活動などに取り組んでまいります。

幼児教育的ニーズに対応した教育を展開するため、老朽化した谷和原幼稚園と谷和原第2保育所を同一敷地に移転した施設の実施計画にも着手をしてまいります。

学校施設の耐震化につきましては、平成20年度にすべての小中学校体育館の耐震補強を完了しましたので、今後は、計画的に耐震化を図り、安心して学べる環境づくりを目指してまいります。

また昨今、少子化の影響から、幾つかの学校では、小規模化が進んでいる一方で、市街地に近接する学校では、児童生徒数が増加しているなど、学校間の不均衡が生じており、昨年、茨城県において、適正な学校規模についての指針が示されました。

著しい小規模化や大規模化は、学習指導上だけでなく、学校運営上も多くの問題が生じることから、義務教育の公平性を確保する上での適正規模化、適正配置化を進めることは重要な課題でございます。平成21年度においては、検討委員会を設置し、学校の適正配置について検討をいたしてまいります。

さらに、今年は間宮海峡発見200年という節目の年でもあることから、郷土の偉人の志を、幾世の時代までも伝承するため、間宮林蔵ゆかりの地での顕彰事業を実施してまいります。

第5に、産業の振興についてでございます。

市の財源を確保する上で、企業の誘致というものは不可欠でございます。昨年設立したつくばみらい企業誘致等促進協議会を主に、歴史公園周辺への企業誘致を推進していくとともに、茨城県南部（取手市、つくばみらい市、利根町）地域産業活性化協議会により企業の誘致並びに既存企業の支援を強化してまいります。

また、個人消費が減少傾向にある中での地元経済の活性化は大変重要な課題でございます。平成21年度給付予定の定額給付金に合わせ、地域経済の活性化を図るため、市商工会と連携して、プレミアム付きの商品券を発行し、市内での消費拡大に取り組んでまいります。

さらには、市の基幹産業である農業についても、付加価値のある産品づくりや、農業生産物の高品質化に取り組むとともに、地産地消の推進を図り、安全、安心、新鮮な農産物を提供できる魅力ある農業環境をつくってまいります。

第6に、コミュニティの醸成についてでございます。

この4月に開館を予定している板橋コミュニティセンター等を活用し、地域住民の自主的、主体的な活動を支援してまいります。また、行政効果を高めるためには、正確でわかりやすく行政情報を開示することでの情報の共有化が必要でございますので、広報紙やホームページの充実を図ってまいります。

最後に、適正な行財政運営についてでございます。

市民ニーズに対応しながら、効率的で効果的な行政サービスを提供するため、さらに行財政改革を進めてまいります。ライフスタイルの多様化に対応するため、いつでも、どこでも、気軽に市税等の納付ができるように、これまでの金融機関や市役所窓口に加えまして、24時間納付が可能となるコンビニエンスストアにおける納付を開始いたします。これにより納税者の利便性と収納率の向上につながるものと期待をいたしております。

また、これまで取手市や土浦市まで行かなければならなかった旅券の申請業務を、この6月から市役所窓口で行ってまいります。

財源の確保策については、平成20年度に広報紙への有料広告掲載を実施したところでございますが、今後も、掲載媒体を拡大し、新たな財源確保に努めるとともに、公共施設の使用料については、受益者負担の原則に基づき、利用する方と、利用しない方との公平感の確保を図るためにも、適正な使用料への改正を検討してまいります。

平成21年度は、行財政改革大綱、並びに集中改革プランの最終年次であることから、市の将来像である、「活力に満ちたうるおいとやすらぎのまち」実現に向けて、さらなる事業の選択と集中を進めてまいります。

以上、市政運営の所信と施策の大綱を申し上げましたが、平成21年度は、将来の方向性を示す重要な年であります。つくばみらい市の将来像である、「活力に満ちたうるおいとやすらぎのまち」をつくるため、全力で市政運営に当たる所存でございます。市民の皆様、並びに議員各位のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、今定例会に提案いたしております議案についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出をいたしました案件の内容は、条例の制定改正等案件11件、補正予算案件9件、新年度予算案件9件、道路の認定と廃止の案件が1件ずつの合わせて31案件でございます。

議案第5号 つくばみらい市農業集落排水事業減債基金条例についてでございますが、農業集落排水事業にかかわる地方債の償還に充てる財源として、県から交付を受ける農業集落排水事業推進交付金に対して基金を設け、適正に管理執行するため、この条例案を提出するものでございます。

議案第6号 つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例についてでございますが、市内小中学校の適正規模、適正配置について審議する組織を設置するにあたり、この条例案を提出するものでございます。

議案第7号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例でございますが、厳しい市財政状況にかんがみ、市長をはじめとする常勤特別職の給料について引き続き減額し、安定した行財政運営の一助とするため、この条例案を提出させていただきます。

議案第8号 つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、法律の一部改正に伴い、市職員の勤務時間を変更するため、この条例案を提出するものでございます。

議案第9号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、法律等の施行に伴い、市職員の勤務時間を変更し、また特定管理職員を管理職員に変更するため、この条例案を提出するものでございます。

議案第10号 つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、一般職の職員の給与に関する法律等の施行に伴い、こ

の条例案を提出するものでございます。

議案第11号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、平成21年4月から障害者計画策定委員会にかわり、地域自立支援協議会を設置するため、障害者計画策定委員会委員の報酬を削除するものでございます。また、新たに、義務教育施設適正配置審議会条例の制定に伴い、同審議会委員の報酬を加えるため、この条例案を提出するものでございます。

議案第12号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、児童福祉法の一部改正に伴い、新たに設けられる小規模住居型児童養育事業を加えるため、この条例案を提出するものでございます。

議案第13号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、国民健康保険事業の健全な財政運営を実施し、一般会計の繰入金による財源の不足の緩和を図るため、この条例案を提出するものでございます。

議案第14号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、介護保険法に基づき平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者の保険料について定めるため、この条例案を提出するものでございます。

議案第15号 つくばみらい市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてでございますが、つくばみらい市立板橋コミュニティセンターの新設に伴い、つくばみらい市立コミュニティセンター条例に、板橋コミュニティセンターを加えるため、この条例案を提出するものでございます。

議案第16号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）でございますが、これにつきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億4,654万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ145億5,050万7,000円とするとともに、継続費、繰越明許費、地方債の補正を行うものでございます。

人件費については、人事異動等により、また、業務委託などの経費につきましては、入札における落札差金や業務の精査により減額をするものでございます。

道路事業の用地取得等については、家屋移転のおくれにより減額を行うものでございます。

負担金及び交付金の主なものとしては、中小企業信用保証料補給金を減額するものでございます。

継続費の補正につきましては、都市計画関連の策定業務委託の入札差金が発生したことにより減額をするものでございます。

繰越明許費の補正につきましては、地域住宅交付金事業ほか6事業の変更を行うものでございます。

地方債補正では、東楢戸台線ほか5事業における借り入れ額の確定により減額をするものでございます。

議案第17号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,200万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を42億9,169万3,000円とするものでございます。

主なものは、歳出では、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、共同事業拠出金等が確定したため、減額をするものでございます。

歳入では、前期高齢者交付金、県支出金の高額医療費共同事業負担金、共同事業交付金

等が確定したため減額をするものでございます。

議案第18号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第5号）でありますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ152万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,904万1,000円とするものでございます。これは19年度繰越金を一般会計に繰り出すものでございます。

議案第19号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でありますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ292万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億7,413万6,000円とするものでございます。主なものは、歳出で総務費の一般管理費で、役務費と委託料の減額を行うものでございます。

議案第20号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第4号）でありますが、歳入歳出それぞれ4,857万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億9,912万円とするものでございます。

まず歳出の補正からご説明を申し上げますと、総務費の委託料であります。介護保険事業計画策定業務委託料について、入札差金が生じたため減額し、介護保険システムの改修委託料を増額するものでございます。

次に、介護保険事業の適切な運営を図るため、介護給付費準備基金積立金としまして、前年度繰越金、介護給付費準備基金預金利子、介護給付費の返納金を積み立てするものでございます。

続いて、歳入であります。国庫補助金としまして、介護保険システム改修にかかわる事業費を補正するものでございます。

次に、財産収入としまして、介護給付費準備基金預金利子、繰越金、諸収入として介護報酬返納金を増額し、繰入金の一般会計繰入金を減額するものでございます。

議案第21号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でありますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,538万4,000円とするものでございます。また、委託料においては、2億1,813万円の繰越明許を行うものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金で、1億6,000万円を減額し、国庫補助金で6,000万円を増額し、一般会計繰入金で1億2,420万6,000円を繰り戻しにより減額を行い、繰越金で1億2,220万6,000円の増額を行うものでございます。

歳出の主な内容は、給料で、整備費及び管理費を減額し、茨城県との協議により東部丘陵部地区の茨城県への委託料の減額、機器修繕のため、需用費を増額する補正をするものでございます。

また、繰越明許につきましては、茨城県に委託している東部丘陵部地区の3事業の委託料及びつくばみらい市の公共下水道事業計画変更認可にかかわる業務委託料を、平成21年度に繰り越しをするため補正をするものでございます。

議案第22号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ626万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,854万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金で、繰り戻しによる減額を行い、繰越金と県補助金を増額するものでございます。

歳出につきましては、今議会に上程をさせていただいている、つくばみらい市農業集落

排水事業減債基金条例に基づき、新たに減債基金の積立金の補正をするものでございます。

議案第23号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第2号）でありますが、平成19年度市営分譲住宅特別会計の繰越金が確定したことによる補正でございます。内容としましては、繰越金を増額し、一般会計からの繰入金を同額減額するものでございます。

議案第24号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第3号）でありますが、今回の補正は、収益的収入及び支出の減額補正でございます。

収益的収入総額は、給水収益を4,300万円補正することにより、合計で10億1,057万7,000円、収益的支出総額は、原水及び浄水費を1,030万円、配水及び給水費を620万円、総係費を256万円補正することにより、合計で10億1,043万5,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、給水収益では、検針及び請求方法の統一に伴う水道料金の調定減でございます。

原水及び浄水費につきましては、県西用水受水費、配水及び給水費では、配水場の電力料、検満による量水器購入費、総係費では、給料、職員手当の減額補正をするものでございます。

議案第25号から議案第33号までは、平成21年度会計の当初予算でございます。

一般会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ138億6,230万円でございます。主な事業としましては、冒頭の施政方針で申し上げた事業を予定しております。

国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ43億1,805万8,000円で、前年度当初予算と比較して0.9%の増でございます。主に、保険給付費が増となっております。今後とも継続し、医療費抑制に努めてまいります。

老人保健特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ703万8,000円でございます。これは平成20年度から、老人保健が後期高齢者医療に移行したことによる過年度分の医療給付費の支出が主なものでございます。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億7,295万7,000円でございます。前年度当初予算と比較して1.5%の減でございます。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合に対する保険料納付金、保険基盤安定給付金でございます。

介護保険特別会計予算の歳入歳出予算の総額は、それぞれ20億6,289万9,000円で、前年度当初予算と比較して0.5%の減でございます。引き続き質の高い介護サービスを提供し、介護保険制度の適正な運営に努めてまいります。

公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ12億2,700万4,000円で、新年度は、東部丘陵部茨城県事業の減少に伴い、前年度当初予算と比較して、14%の減でございます。

農業集落排水事業特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ3億593万9,000円で、新年度から三島地区の事業が開始され、全体実施設計を業務委託することで、前年度当初予算と比較して27%の増でございます。

市営分譲住宅特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ5,604万8,000円で、前年度当初予算と比較して2.5%の増でございます。

水道事業会計予算の収益的収入及び支出の水道事業収益は10億6,482万円、支出の水道事業費用は10億5,084万8,000円でございます。小貝川水管橋改修事業や谷和原浄水場ろ過

機改修工事を予定しております。資本金収入は3億6,332万7,000円、資本金支出は4億6,893万7,000円でございます。丘陵部地区内の水道整備事業並びに石綿管更新事業を計画的に進めてまいります。

議案第34号 市道路線の認定についてでございますが、認定調書前記の25路線は、土地改良総合整備事業で整備され、市に移管されたため認定をするものでございます。後記の25路線は、寄附受け入れにより認定するものでございます。市道1595号線は、つくばエクスプレス建設工事に伴う道路のつけかえにより認定をするものでございます。

議案第35号 市道路線の廃止についてでございますが、廃止調書前記の3路線は、用途廃止に伴い廃止をするものでございます。後記の19路線は、土地改良総合整備事業により整備され、管理の必要性がなくなったため廃止をするものでございます。

詳細につきましては、配付させていただきました議案書をごらんいただきますようお願いを申し上げます。

以上、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、議案説明を終わります。

ありがとうございました。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

なお、議案に対する質疑の発言通告は、本日午後1時までには本職あてにご提出をお願いします。

日程第5に入る前に暫時休憩をします。あの時計で10分まで休憩します。

午前10時55分休憩

午前11時10分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に入る前に、申し上げます。

一般質問は皆さん既にご存じのとおり、質問及び答弁の時間を含め1人1時間となっております。さらに、一つの質問事項に対して3回までの質問ですので、遵守するようにお願いをいたします。

一般質問

○議長（今川英明君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番倉持悦典君。

〔6番 倉持悦典君 登壇〕

○6番（倉持悦典君） 6番の倉持でございます。

今回、世界同時の景気悪化が本市に及ぼす影響と対策についてということで通告してありますので、ご質問いたします。

現在、世界経済の状況は、かねてから懸念されていたアメリカでのサブプライムローン問題に絡んだ昨年9月14日のリーマンブラザーズ破綻を引き金に、金融システムが破綻し、その結果、膨大な需要が消滅し、それが一気に全世界の需要を蒸発させてしまいました。過去に日本で起きた不動産バブルのバブル崩壊のような現象が、世界規模で発生したので

あります。その嵐は、かつて年商が日本の国家予算と比較されたほどのGMを初めとするビッグスリーをも、公的資金の注入なしでは、即破綻するまで追い込んでしまいました。そして、そのGMを、昨年、生産台数で追い越し、収益生産台数ともに世界一の自動車メーカーとなったトヨタをも、2兆円の黒字予想から1,500億円以上の赤字予想にまで追い込んでしまいました。それは、自動車産業に限らず、我が国のすべての国内メーカーに打撃を与えております。

これまでのアメリカという国には膨大な需要がありました。物づくりをやめた国といわれるほど、家電のような一般消費財は国外からの輸入に頼っていました。自動車も、世界のあらゆる国から輸入しており、日本からだけでも年間200万台以上の輸入があります。その上、国内のビッグスリーといわれる全く輸出に頼らず国内向けの生産を続ける巨大なメーカーの生産台数を受け入れるだけの大きな需要があったのです。それが突然、霧散してしまいました。その悪影響が津波のようなスピードで全世界に伝わり、各国の経済を直撃し、輸出産業ばかりか、あらゆる分野に影響を及ぼし、世界同時不況という状況をつくってしまったのです。

この不況が解消されるには、アメリカの需要が回復するか、それに匹敵するだけの需要が地球上のどこかに生れなければならないと思います。即そのような事態は期待できません。結果、この不況から抜け出すのには、かなりの期間が必要と思われれます。

今、まさに、世界じゅうが80年前の大恐慌を上回る100年に一度といわれる未曾有の不況のさなかにあります。特に、輸出に頼っていた我が国の産業は、輸出の減少や円高の影響と大きな打撃を受けております。ご存じのように、派遣社員の解雇に代表される悲惨な状況を出現させました。

この影響が私たちの身近にもたちまち波及して、近隣の市でも数十億円単位で税収の減少が予想され、21年度の予算編成に、例年にない歳出の削減や市債の発行を余儀なくされていると聞き及んでおります。

幸い、大規模な事業所が少なく、法人税減少の影響が比較的少ないと思われる本市でも、このような状況が無関係でいられるはずはありません。そこでまず、先ほど市長の所信表明の中にも触れられていましたが、改めて本市における歳入の法人住民税や交付金の増減、歳出である生活支援の費用、例えば、生活保護費等の増加がどのくらいの規模になると予想しているか、お聞きいたします。

ちなみに、本日の読売新聞の第1面の報道で、17政令市と東京23区の1月の生活保護の申請が、昨年同月比で60%の増加、名古屋市などでは、驚くなかれ、260%の増加があったと伝えております。

それともう1点お聞きします。

景気対策として、地域の活性化と生活支援のために、新たな歳出増加が余儀なくされようとしている今、財政の健全化を目指してきた今までの方針とは矛盾することになります。市長は、21年度からの市政運営において、景気対策を積極的に進めるのか、それとも財政健全化に軸足を置くのか、果たして、どちらを優先させるべきかとお考えか、お答えください。よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） いわゆる世界の同時景気悪化が本市に及ぼす影響というご質問で

ございます。まず、世界同時不況や、経済や雇用情勢の悪化など、100年に一度といわれるほどのこの経済危機は、本市にとりましては、平成21年度の予算にも大きな影響を及ぼしております。

企業の業績が好調だった平成19年度から一転して、平成21年度予算案では、平成20年度の当初予算と比較すると、法人市民税では、前年度比、先ほども申し上げましたが、25%に相当する1億9,000万円の減でございます。また、自動車取得税交付金においては4,500万円の減。一方歳出面での生活保護者への扶助費は、前年度より7.2%増の2億4,700万円の支出を見込んでおります。大変厳しい予算になっております。

さらに、今の質問の2点目の中で、地域の活性化のための支援と、財政健全化の問題でございますが、どちらも積極的に進めてまいります。それが私の今の考えでございます。そういうご質問の内容でございますが、地域活性化の支援は待ったなしでございますので、優先して進めるとともに、財政の健全化にも力を注いでまいると、こういう基本的な考えでございます。

○議長（今川英明君） 倉持悦典君。

○6番（倉持悦典君） 先ほど、施政方針の中でも触れられておりましたが、法人税、25%という減少、民間の企業であれば25%の収入減ということは、企業が存続できるかどうかという大きな数字だと思います。それに伴っての生活支援の予算の増加、かなり厳しいものがあると思います。

これに引き続きまして、ご答弁いただいた税収の減少を補てんするために、今後、本市ではどのような施策を考えていらっしゃるか。

また、政府は経済政策を第一に掲げていますので、追加景気対策を織り込んだ補正を、来月にも提出するといっております。新たな対策臨時交付金等が出てくる可能性が大であります。今後、それらを使った生活支援と地域活性化のために、どのような事業をお考えなのか、お聞きしたいと思います。

去る2月18日に開かれた臨時議会で提案されました一般会計補正予算の地域活性化生活対策臨時交付金9,866万3,000円による複数の事業については、年度末の緊急な施策であったので、致し方ない面もあるとは思いますが、既に計画されていた事業を前倒しで行うというだけのもので、本来の目的である地域の活性化や生活支援を達成するには、あまりにも間接的過ぎて、経済の波及効果に疑問が残ります。やはり先立って計画を立て、骨子ぐらいは考えておかないと、あのような対応になってしまうのではないかと心配いたします。

その点も踏まえて、改めて、もっと積極的に地域経済を刺激し、市民の生活支援にも効果の見える事業の計画があればお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

歳入の減少に伴いまして、市といたしましては、まず経常経費のさらなる削減を図るとともに、市民生活に直接影響のない事業を先送りするなど、歳出を見直してまいります。不足する財源は、財政調整基金などの取り崩しと、代替財源としての臨時財政対策債で補てんをしてまいりたいと思います。

それから、今後どうするのかと、こういう事業名はあったら出せと、こういうことでご

ざいますが、今後数年はこのような厳しい状況、財政状況で苦しいやりくりを迫られるものと思っております。この不況に加え、本市の財政構造の状況から、優先事業として取り組んでいる合併特例債事業も含めて、すべての事務事業について見直しを図ってまいります。場合によっては、先送りなどもやむを得ない事態でもあると認識しております。職員と知恵を絞りながら、一層の行政力を発揮すべき時期であると、このように思っております。

国の追加景気対策を盛り込んだ補正予算の件でございますが、予算内容が、現在のところまだはっきりしておりませんので、ちょっと不明でございますが、出てくれば積極的に取り組んでまいりたいと、このように思っております。

また、先ほどもご説明申し上げましたが、この定額給付金みんな皆さんに貯金されちゃっては大変なのでございますので、商工会と一緒に、プレミアム商品券事業を、あまりよそでは2割とは出ていないのですが、私の方では2割を市が負担しようということ図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○総務部長（渡辺勝美君） 私の方からは、景気悪化の影響による市税などの減収に対しての本市での対策について、お答えしたいと思います。

税収の減収に伴っての施策でございますが、歳出の削減につきましては、合併からの重複する施設における人件費を含むランニングコスト削減のために統廃合等を行いまして、全事業における需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などの物件費を削減してまいりたいと思います。

起債につきましては、平成21年度においても、低利率の借り換えを実施し、公債費の抑制を図ります。また、特別職の給料あるいは管理職手当の削減、旅費日当支給の休止を引き続き進めていきたいと思っております。

収入の確保としまして、売却可能な未利用市有地の払い下げを促進するとともに、有料公共施設の使用料を見直し、無料で貸し出しております施設の有料化等も検討したいと思っております。

平成21年度以降においても、大変厳しい財政状況であることが予想されます。今後実施しなければならない事業につきましては、将来の財政負担を考慮して、必要性、緊急性、効率性の視点から優先順位をつけまして、歳入の確保を図り、事業を進めてまいりたいと思っております。

次に、地域の経済対策についての質問でございますが、本市におきましては、一つは、建設工事における前払金を、請負額の30%から40%に引き上げました。

二つ目は、工事完成後、早期の竣工検査を行って、支払い手続の迅速化に努めます。

三つ目としては、臨時議会において議決をいただきましたゼロ市債によるタイムラグのない公共工事により景気浮揚を図ります。

四つ目は、定額給付金に合わせ、市内の各商店でしっかり消費してもらえるような、商工会と連携したプレミアム商品券事業を実施したいと思っております。

五つ目は、雇用問題等により離職した市民を対象とした臨時職員の緊急対策を実施します。

そのほか、定額給付金事業、子育て応援特別手当支給事業、地域活性化・生活対策臨時

交付金事業等の国の２次補正関連事業を速やかに進めていきまして、地域の活性化を図りたいと考えております。

○議長（今川英明君） 倉持悦典君。

○６番（倉持悦典君） ただいま市長と総務部長からご答弁をいただきました。

歳出の削減と生活支援、地域活性化と、全く相反することをうまくバランスをとってやっていく、かなり難しいことだと思います。

ただ、一つは、機会は少ないとは思いますが、この収入をふやす、歳入をふやす面に力を注いでいただきたいと思います。時期として大変難しいことかもしれませんが、知恵を絞って対応していただきたいと思います。

今回の経済問題に関しては、先ほども申し上げましたが、政府は、３月末に成立するであろう2009年度予算に対し、既に追加景気対策を織り込んだ補正を４月中にも提出しようと検討しているほど緊急課題としてとらえておりますので、2009年度中に、何度か追加の施策を打ち出してくれると予想されます。執行部におかれましては、その都度即効性のある本市ならではの施策を立案実行していただきたいと思いますようお願い申し上げます。

提案します。もし実現可能であれば、一般市民からのアイデアを募集するくらいのことも考えていただきたいと思います。

最後にもう一度だけ、もう一つだけお聞きします。

今、新聞等の報道の中で、企業の民事再生法申請と経営破綻のニュースのない日はありません。そして、厚生労働省からは、企業の人員削減で、昨年10月から今年３月までの間に解雇される非正規労働者は、全国で15万7,806人に上り、正社員でも1万人近い労働者が職を失うとの発表がありました。県内でも、茨城労働局の調べでは、昨年10月からことしの３月までに失業する非正規労働者は、36社で3,067人に達します。また、正社員でもかなりの解雇が予想されると発表していますが、この数字は、氷山の一角でしかないといわれております。

うわさですが、本市においても、谷和原地区にある大企業の生産工場が東南アジアに移転する計画があって、派遣社員は全員解雇されるなどの話が聞かれます。このような経済状況が顕著になった昨年10月ごろから今年度末まで、本市において、経営破綻した事業所はあったのか、もしあったとすれば、事業数と職種、そして正規、非正規を問わず、職を失った労働者数を、把握している限りで結構ですのでお答えください。

そして、資金繰りに困窮している事業者に対しては、資金調達の相談窓口の設置や、失職した人たちの再就職と経済的問題を含めた支援策に関して現時点でどのようなことを考えていらっしゃるか、お聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

○市民経済部長（古谷安史君） お答えをいたします。

市の商工会の調査によりますと、昨年10月から今年２月末までに、当市内の商工業者の廃業件数は18件ございました。前年には９件ほどでしたので２倍に増えております。しかし、この数字は、後継者不足等による廃業、その他さまざまな原因も含まれております。いずれにしても、このたびの経済状況が影響していることは否定できないかと思えます。この18件の事業所は、製造業で６件、建設業で７件、商業で５件となっております。廃業までに至る経緯の中で、従業員の整理や、退職等により職を失った労働者の把握は大

変難しいものがございまして、具体的には、実数は現在のところ把握してございません。

間接的な調査でございますけれども、昨年10月から今年の1月末までに、市民の方で、社会保険を離脱され国民健康保険に加入された方が539人、昨年同期は440人ので、20%以上の方が増加している状況でございます。逆に、当然のことながら、国民健康保険から社会保険に加入した人数は、昨年の同時期が481人、今年は428人ということで、これは逆に減っておるということになります。

これらの離職者等に対しましては、市とハローワーク常総が連携いたしまして、伊奈・谷和原両庁舎と、それから市のホームページ上に求人情報を掲示してございます。

また、先ほど、市長なり、総務部長からもお話がありましたように、緊急雇用対策の環境といたしまして、解雇や雇用期間満了等で失職した方を、優先的に市の臨時職員ということで募集を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 倉持悦典君。

○6番（倉持悦典君） 本市のこの経済悪化に関する影響の数字は、ただいま初めて私も耳にしました。やはり驚くべき数字だと思います。

企業の廃業が18件と、去年から倍増している。中でもやはり製造業、建設業にやはりしわ寄せがきていることだと思いますが、商業の分野においても、今後、じわじわとまた増加するのではないかと心配されます。

解雇された人数に関しても、部長の答弁の中にもありましたが、直接の数字ではないといいますが、その動向が推測される保険の加入、離脱を見ると、やはりこの影響があらわれていると思います。

こういう時期、個人の努力では、とても対処できない部分があると思いますので、部長が今お答えになった政策を、もっともっときめ細かく実施して、少しでもこの人たちの救済になってくれればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今回、経済の悪化に対する市長の考え方や本市における今後の対応について、るるご答弁をいただきましたが、今回の不況は、回復にどのくらいの期間がかかるのか、またこれから、私たちの生活にどのくらいの打撃を与えるのか、評論家も底抜けという言葉で表現しているほど先が見えません。このような時期ほど行政に課せられた責任は重大であると考えます。

財政においても、税収の落ち込みなどで、歳入は予想以上に激減すると思われる一方、歳出については、市民に対する生活支援、特に子育て支援とか、教育分野にかかわるサービスは、不況による共働きの家庭の増加が予想され、ますます重要さを増し、その要望は、大きくなるものと思われます。

その結果、先ほど市長の答弁の中にもありましたが、新規事業の採択や継続事業の厳しい見直しを迫られ、補助金等にしても、一律カットなどの方法ではなく、削減する部分と手厚くする部分にメリハリをつけ、痛みを分かち合い、事業の進め方にしても、委託のあり方など徹底的に再検討していただき、まず委託ありきや、前年度踏襲を改め、地域のことを一番理解している職員が計画し、執行するのが、市民のニーズに合い、その効果がより期待できるものと考えます。

本市には、優秀な職員がたくさんいます。すべてを委託しなくても、かれらが立派に立案し執行できる事業はたくさんあると思います。もちろん今までもそのような目線で努力

されているとは思いますが、今後は、今まで以上にそれが要求され、また、そうせざるを得なくなるのではないのでしょうか。どうかこの辺を踏まえてよろしくお願いいたします。

では、2問目の定額給付金について質問いたします。

これに関しては、担当課から、まだ国からの説明等も不十分で、2月18日の全協と議会の質疑の中で答えた以上のお答えはできないとお聞きしましたので、ここでは支給方法やそれにかかわる問題点の質問ではなく、新聞等で報道されているように、県内では、44市町村のうち年度内支給ができるのは、鹿嶋市と潮来市の2市のみで、90%以上が4月中旬以降になると報道しております。市民の最大の関心事である実施時期について、本市で今計画されているタイムスケジュールを、答えられる範囲で結構ですので教えてください。

それと、きょうの新聞で詳しく報道されていますが、この定額給付金が本来の目的を果たせるよう、本市独特の施策であるプレミアム商品券の発行を、商工会と連携して企画されているとお聞きしました。これが成功すれば、地域活性化と市民生活の支援の双方に大きな成果が期待できます。ぜひすばらしい効果が出るように、緻密な計画を立案されて、実施していただきたいとお聞きいたします。

ただ、一番大事なことは、この施策がどんなにすばらしくても、市民に十分周知されなくては成功しません。一人でも多くの市民に周知してもらうのが大事なことだと思います。広報紙に掲載すれば事足りるとは考えないでいただきたいと思います。広報の方法について、何か別の方法を計画があればお聞きしたいと思います。

タイムスケジュールと、この2点よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○総務部長（渡辺勝美君） 定額給付金の支給にかかるスケジュールについてお答えいたします。

新聞報道によりますと、定額給付金における関連法案が、3月4日には衆議院で再可決される予定だということです。これによりまして、支給を開始することが可能になるわけですが、当市といたしましては、1月26日に、国の第2次補正予算が成立したことを受けまして、緊急支援としての効果をより迅速に実現させるため、2月1日付にて、この定額給付金対策室を設置して早期支給の準備を進めているところでございます。

今後の事務手続としましては、申請書を、全世帯、世帯主の方に送付することになるわけですが、間違いなく全員の手元に届くようにと、簡易書留による送付を計画しているところでございます。3月の下旬ごろに申請書を発送いたしまして、4月から順次受け付けを開始したいと考えております。

支給につきましては、口座振込を基本としておりますが、これまでの金融機関との協議の中で、振込までにはかなりの日数を要するということでございますので、最初に振込ができますのは、5月下旬ごろになるのではなかろうかというふうに考えている次第です。以上です。

○議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

○市民経済部長（古谷安史君） お答えをいたします。

倉持議員がおっしゃるとおり、プレミアム商品券事業を進めるに当たりましては、やはり市民の皆様方に、周知、PRして、これをいかにたくさんの方に知っていただき、そし

てたくさんの市民の方に購入をしていただくということが大きな課題かというふうに思っております。

商工会を中心とした事業になりますけれども、市といたしましても、当然広報紙等に掲載するだけでなく、やはりポスター、チラシ、それから場合によってはのぼり等はもちろん、商工会の方の広報紙、それから地域のミニコミ誌への掲載依頼、そしてホームページ上での呼びかけ等、さまざまな機会を通してPRをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 倉持悦典君。

○6番（倉持悦典君） 今、タイムスケジュールについてお聞きしましたが、あした衆議院で再可決されるということなので、3月下旬発送で、4月から受け付けていただくと、県内でもかなり迅速に動いてもらっていると感じました、ありがとうございます。

それから、周知徹底の件ですが、けさの読売新聞の茨城版にも出ていました。ああいう方法も、すべての新聞に出していただければ、より一層、こちらからお願いして出すのではなくて、記事としてああいうふうに出してもらうということは、すごい効果があるものだと思いますので、その辺も含めてお願いいたします。商工会も大いに乗り気であるという話なので、商工会との連携も密によろしくお願いしたいと思います。どうもご答弁ありがとうございました。今、答弁いただいたように、計画とともに広報も大事ですので、重ねてお願い申し上げます。

この事業には、私もかなりの期待をしております。この成否が今後に向けての試金石になるものと思われますので、ぜひ事業者と市民から評価される結論が出ればと願っております。

今回の世界同時不況は、アメリカの金融バブルの破綻、破裂、金融システムの崩壊が原因であり、昭和初期の世界恐慌に非常に似ているといわれていますが、違うところは、世界のグローバル化によるその波及スピードだと思います。まさに、世界同時といわれるゆえんだと思います。

今回の質問は、本市に及ぼすこの不況の影響が、まだまだはっきりしていないだけに、抽象的な質問になってしまい、お答えにくい部分もあったのではないかと思います。要は、この激動の経済状況に対して市長がどのような危機感をもっていてくれるか、またどのような決意で対策を考え、事に臨まれているのかをお聞きしたかったわけです。

このような非常時には、常識を越えた思い切った施策が必要だと思います。そして真の意味で、執行部と議会が車の両輪となって働くことが最重要だと思います。議会も全議員が気持ちを新たにしていることと思いますので、執行部におかれましては、市長を先頭に、市民一人一人の暮らしと地域経済を守るため、英知を結集し、リーダーシップを発揮し、大英断をもって事に臨まれるようお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今川英明君） ここで暫時休憩をします。

1時に開会します。

午前 11時48分休憩

午後 1時00分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番海老原 弘君。

〔13番 海老原 弘君 登壇〕

○13番（海老原 弘君） 13番の海老原です。

私からは、二つの質問を出してありますので、よろしくお願いをいたします。

まず1点目は、消防団員の確保についてということでお尋ねをいたします。

伊奈町と谷和原村が合併し、消防の分団の皆さんは、全分団とも多忙な日常の中で訓練に励まれ、そして操法大会や出初式にも、我々の前で見事にその技術を披露していただいております。大変な、各分団ともご苦労をされていると思います。

そういう中で、先般も消防に関する質問をいたしましたけれども、今回も消防の分団について、一つお尋ねをいたしたいと思います。

それは、市民の方から、特に、地区を限れば谷和原地区の方から、消防の分団の団員を確保することが非常に今困難になっていると、谷和原地区では、集落の中に、消防団とは別に自衛的な組織も、消防の組織もあったというふうにも聞いております。そういう中で、近年、農業や商工業の衰退に伴い、若い勤労青年が少なくなっているという中で、消防の分団員の確保が非常に難しくなっている、これは伊奈地区でも同じだと思います。

そういう中で、合併して日は浅いですが、各分団の情報を掌握している市当局で、どのように分団の確保に苦労されている内容を把握されているのか。そしてその分団員の確保についての問題点はどこにあるのか、各分団ともいろいろな場所によっては違う内容のところもあるかもしれませんが、苦労していることは同じだと思います。その中で、今後、消防の分団を確保することが非常に難しくなっているというその事実から発しまして、今後どのように、市としては、消防の指導、それから組織づくりのことについて苦慮されているのか、実情をまずお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 消防団員の確保と、こういうご質問でございますが。各分団は、旧伊奈町の7個分団、旧谷和原村が4個分団、これを統合しまして、現在11個分団で活動していただいておりますが、今議員がおっしゃられたように、災害発生時や訓練などは、大変献身的な努力をしながら活動していただいております。市民の皆さんから高く評価をされております。

消防団の団員確保というのは、全国消防協会でも今大変苦労しておるようですが、全国的に減少して困難であると、こういうことを聞いております。当市では、近隣の市と比較しても、充足率いわゆる団員の確保は、非常にいい成績をおさめております。分団によっては、一、二名足りないというようなところもあるやに聞いておりますが、正確には把握しておりませんが、この団員の確保というのは、各分団にお願いしていると。分団が定数にまどめてきて、交代時にはやっておられると、こういうことでございます。したがって、今この分団が何人欠員かということは把握しておりませんが、欠員のある分団はそうはないと思います。一、二個分団については欠員はあるかもしれませんが、ほとんど定数を満たしておると。

ただ、2年ぐらいで交代していたというあれもあるわけなのです。旧伊奈の場合で申し上げますと、今議員がおっしゃったように、当初は消防ポンプに一番近い集落の皆さんで

団員を構成していたと、こういうことなのですが、最近、それでは団員の確保が困難だというようなことで、全部の中から選んで団員を確保していると、こういう状況でございます。

したがって、今申し上げましたように、欠員ということは、2個分団ぐらいはあるようなお話は聞いているのですが、特に11分団の小絹地区の方は欠員があると、小絹地区は人口は多いのですが、消防を構成する団体は、いわゆる昔からの集落の中から構成していると、新しい市街化の中ではなかなか入ってくれないと、こういうことでございますから、今後はそういう点も、住民の皆さんに理解していただいて、海老原議員の近くだとすれば、谷井田の住宅の皆さんは、今までは団員に入っていなかったのですが、最近みんな入ってきてくれていると、こういう先輩たちがいるものですから、そういう事例も話して、ご理解とご協力をいただくと、こういうようなご指導をしていただきたいと、こういうふうに消防の方をお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 市長の方から答弁いただきましたけれども、私の言うように、苦勞していることは前からのあれなので、市長も把握されていると思うのですが、私が懸念いたしますのは、今そういう状態だけれども、今後の団員確保が非常に難しいのじゃないかというのが今回の質問のねらいなのです。そこら辺は、市長さんではなく現場に携わっている人の意見も、答弁もお聞きしたいと思うのですが。

今、市長が言われたように、やはり子供の人数がだんだん減ってきていると、その度合いは、伊奈地区と谷和原地区を比べれば、伊奈地区の場合には、谷井田とか板橋は子供の数も従来多くて、それから谷和原地区では小絹なんかは多いと思うのですが、今言われたように、市長さんが言われたように、協力体制は、住宅地はまだまだこれからだと、そういう中で、どういうふうにもってくるかというのは、いろいろな分団に任されているというふうに、今市長さんおっしゃいましたけれども、その中でやはり市が指導をしなければならぬわけですから、どのように指導していかれるのか、もう少し、もっと都市部のつくば市や取手市なども苦勞されていると思うのですけれども、その中で画期的な方法はないかもしれませんが、今後の消防活動において参考になることがあればお聞きしたいと思います。

そこで私は、消防団が請け負っているその仕事の内容の中に、もちろん火災の出動が第一義であると思いますが、要するに地震や台風などの天災などの場合には、市としては、全部消防団におんぶにだっこじゃなくて、防災という広い意味でいえば、もっと今の高齢化時代に合ったボランティアの団体の指導という中に、高齢といっても今の高齢は、私ももう60過ぎましたけれども、昔は、60歳といえば、歌にもあったように、「村の私の船頭さんは、ことし60のおじいさん」という歌があったのですけれども、現在では60歳になった人は自分でおじいさんと思っている人は少ないと思います。そういう中で、いわゆるサラリーマンの方が、定年で退職された方の中でも、そういう防災の、特にボランティア的に活動されている方は、天災、台風や地震などの災害の場合には、年はとっていても経験というものは非常にもっている人が多いし、まだ60歳ぐらいでは車の運転もされている方がたくさんいます。そういう中で、消防団を発足するといいますか、補助するような組織として育成する考えがとおりかどうか、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○**総務部長（渡辺勝美君）** 消防団員の確保についてということでございますが、条例の定数でいきますと236名なのですが、現在の消防団員数が229名でございますので、充足率は97％でございます。

消防団員につきましては、本業を持ちながら昼夜を問わず出動したり、日常の訓練、点検など幅広い活動を行っているわけでございます。こうしたボランティア精神、職務への努力に対して大変心強く思っておるわけですが、実際のところ後任者となる若手の理解を得られない傾向、あるいは地元とのつながりの希薄化により、団員のなり手が減ってきているのかなというふうに思います。

このような中、各分団では、消防団員の確保に尽力しており、市としましても、後任者へ消防団の精神が受け継がれ、組織が強化されていくことを望んでいるわけでございます。今後もこれを維持していく、あるいは充足できるように、消防団本部あるいは分団、市が一体となりまして協力体制を築いて、地元との理解も得ながら、消防団員確保に全力を尽くしてまいりたいというふうに思います。

○**議長（今川英明君）** 海老原 弘君。

○**13番（海老原 弘君）** 部長から答弁をいただきまして、ありがとうございます。今の市長と部長の答弁で、内容は少しわかってきたのですが、ここでもう一つ、別の角度で質問をしたいと思いますのは、たしか旧伊奈町では、消防団あるいは今まで携わった人が退いてから、名前はちょっとど忘れしたのですが、市長さんに聞けばわかると思うのですが、後援会ですか、協力会ですか、そういう組織が今でもあって、あの大山さんが会長か何かになっている組織ですけれども、そういう組織を、谷和原地区も含めて全地域に、いわゆる先ほど私がボランティアいろいろ言いましたけれども、消防団を協力する市としての組織がやはりあっていいのじゃないかなと。

私は、先ほど我々の住宅地の地域のボランティアとして防災的なことを言いましたけれども、それを、やはりいざというときそういうものがあれば、いわゆる台風、それから関東大震災から何十年で、そろそろ関東地方にも大きい地震が来るのじゃないかといういろいろな話が出ている中で、地域地域の組織がきちんとしていないと、いざ災害が起こったときに協力体制がなかなかできにくい。幸いにして、つくばみらい市はいろいろなボランティアの土壌が、私は非常に、先ほど市長さんが言われましたように、ほかの地域よりむしろ進んでいる部分がある、それをもう一步、その市民の力を結集して、やはり消防団を後ろからバックアップするそういう組織が、今これからのまちづくりにとって必要じゃないかなというふうに思います。そこでもう1回だけ、その協力体制の問題を答弁いただければありがたい。よろしくお願いします。

○**議長（今川英明君）** 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○**市長（飯島 善君）** 議員おっしゃっているのは恐らく消防OB会だと思います。

これは旧伊奈の場合は、機構改革以来、最低4年以上やりなさい。というのは、4年以上やらないと退職報償金の該当にならないのです。そういうことで、そういう指導はしてきましたから、やめるときにはごそっとやめるのです。そういうことで、大山さんの前に岩川さんがOB会の会長やっていたのですが、退職後も、一番肝心なことは、皆さんもご記憶あると思うのですが、昭和60年、61年の大水のときに、ああいうときは、やはり200

人や250人ぐらいの消防団員だけではとても対応し切れないと、こういうことでOBの皆さんに手伝っていただくと。OBの皆さんはそれなりの訓練を経て、経験をしておるわけで、そういうことで旧伊奈の方では、OB会というのを退職と同時に約束をして、入っていただいてずっとやってきておるわけなのですが。

旧谷和原の方は、旧伊奈と旧谷和原は別々のお話を申し上げて申しわけないのですが、合併後、合併直前も退職者がいないわけです。そのままできた。それから、しばらくの間は2年ぐらいで交代していた地域もあったと。したがって、このOBに入っていていただくような経験のある団員がまとまりができないと、こういうことでございますので、これからは、消防の皆さんにお願いして、退職後はOB会入ってくれよと、こういうことでお願いできると思うのですが、現在の段階では、OBの皆さんを確保するということが困難なわけでごさいます、これからの指導ということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 市長の方から答弁いただきましてありがとうございます。ぜひとも、旧伊奈も旧谷和原も含めて、今後の消防というよりは防災づくりの組織固めを、再検討お願いしてこの質問は終わりたいと思います。

2問目は、私立学校、専門学校の誘致ということでお尋ねをいたします。

この質問は、特につくばみらい市の中のみらい平地区へ、私立学校と漠然と書きましたがけれども、内容的には、私立の高校、大学も含めてそういう将来の可能性があれば大学あるいは短大、それから今世の中が目まぐるしく変わっている中で、例えば、一例を挙げますと、介護や医療の方の専門学校などは誘致の対象になると思うので、ぜひともそういう誘致をするに当たって、市当局はまず研究をしていただきたいと思っております。

いきなり誘致といっても、なかなかああそうかというふうに、企業誘致が今まで叫ばれていますけれども、なかなか前進しないように、今、学校などの誘致というのがもっと難しいかもしれません。しかし、このつくばみらい市に、きょうも傍聴されている中学校の方おりますけれども、小中学校を出てからは、今、さきの高等学校や大学、専門学校を目指す人たちは、この地元では皆無に等しいですね。県立高校ありますけれども、そこへ行かない方にすれば、電車に乗って遠くまで行かなければならないのが実情だと思います。そういう中で、ぜひとも、みらい平の開発地域の中に、そういう施設が誘致可能なのかどうか、それをまずお伺いしたいと思います。

住宅地ということで制約があるならば、もっと広く、つくばみらい市内ということで考えていただいても結構だと思うのですが、そういう内容です。ちょっと話はあれですが、近隣の市町村を見ますと、つくば市には、私立の高校も新しく何年か前にできていますよね。それから取手には、私立じゃないですが東京芸大があります。それから取手市には女子校の聖徳学園というのもございます。

そういう中で、まだまだ茨城県の県南地域に、高校や大学、それから専門学校等の施設は、まだできて大丈夫だと。県南の各市が合併して、取手市も10万人以上、それから守谷市、常総市、つくばみらい市と入れれば、相当の人口を有する地域、つくば市も入れれば50万人を突破するような地域にもなりつつあります。

そういう中で、最近、皆さん正月には、箱根駅伝というのを見ていらっしゃると思うのですが、去年、今年と、隣の我孫子市の中央学院大学、これが3位、4位を独占するよう

な力をもって、非常にスポーツを通して全国的に中央学院の名前が上がりました。中央学院は、私が前住んでいた我孫子の湖北の方に高校もございます。それから、先ほどつくば市の高校、名前思い出しました。つくば市にあるのはつくば秀英高校、つくば秀英高校もスポーツに力を入れ、元ヤクルトにいた人が今度野球部の監督で、甲子園を目指すということで頑張っていますけれども。やはり今の世の中スポーツを通して名前を上げることが、なかなか勉強で全国的にトップクラスになるというのは非常に難しい世の中で、スポーツを通して学校の名前を上げている学校がたくさんございますけれども、私はそういうものを通して、青少年の教育に、つくばみらい市もぜひともそういう方向を目指してもらいたいというふうな願いでこの質問をしたわけですが、市長の方の考えがあればお答えをいただきたいと思います。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

前後しますが、海老原議員の今のご質問だと、いわゆる駅周辺の区画整理地内の中へ高校誘致可能かどうかということでございますが、現在のところ残念ながら、土地利用計画、各世帯に配ったものですから見ていると思うのですが、決まっています。小学校と中学校の敷地は予定してありますが、残念ながら、高校大学の敷地というのはあの中にはございません。したがって、あの周辺かそれ以外のところへの誘致と、こういうことになるかと思えます。今の段階で。ご理解をいただきたいと思えます。

現在の取り組みでございますが、現在、国土交通省に設置されております地域大学の交流・連携支援ライブラリーという大学等の高等教育機関の新設、移転等の候補地の紹介制度、これがございますので、我が市もここに登録をしてございます。ですから、そういう情報が入れば、私たちのところへも連絡があると、こういうことになっておりますので、そのときは誘致、今もやっておるのですが、誘致運動を強力に展開して、進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 答弁をいただきまして、少し、今、市長の答弁で希望が見えてきたような気がいたします。

先ほどの市長の施政方針の方でもありました間宮林蔵が海峡発見から200年の節目になる、そういうものを機会に、やはり青少年に夢を与えるような、高校大学だけではなくて広く専門的な、先ほど私が申し上げましたけれども、医療や介護の方の専門学校、あるいは間宮林蔵に関係ある測量や建設やそういう専門学校も東京にはたくさんあるのです。

このつくばみらい市の、エクスプレスの開通とともに、利便性が数段よくなったこのつくばみらい市にも、市長、開発地域の中には無理かもしれないけれども、つくばみらい市としてとらえれば、それも可能だということですので、ぜひともこれからの市の方針として、今市長が申されました誘致の構想というものを具体的に進めていただけるよう、もう一度答弁いただいて、この質問を終わりたいと思います。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今、お答え申し上げましたとおり、登録してございますから、そういうニュースがございましたら連絡あるはずでございますけれども、あってもなくても、

強力に推進してまいりたいと、こういう考えでありますので、ご協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○13番（海老原 弘君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（今川英明君） 次に、5番中山栄一君。

〔5番 中山栄一君 登壇〕

○5番（中山栄一君） 5番の中山栄一です。よろしくお願いいたします。

本日は、補助金についての今後のあり方ということで、1問の質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

現在、先ほど、倉持議員の方からもいろいろ説明がありましたが、大変な世界的な経済不況といいますか、経済状況の悪化で、各自治体においても、この市においても、大変厳しい行財政運営というのが強いられていると、そういうふうなことがいわれているわけです。この経済危機というのも、去年の秋から始まって、まだまだ悪化の一途をたどっているということで、今年の半ばぐらいまでは、こういう経済状況が悪化していくのじゃないかと、そのようにもいわれているわけです。

まだまだ好転の兆しが見えないということで、今株価を見ただけでも、きょうの株価は日経平均ですと大体7,200円ぐらいをつけているということで、非常にもう最安値の水準。ニューヨークのダウも6,800ドルといいますから、いまだないような数字で推移しているということで、企業の業績悪化というのもこれからまだまだ進むと。

そういうふうな中で、自治体、市においても、やはり法人市民税の減収というのが大変心配されていると。市長の先ほどの施政方針の中でも、法人市民税が約1億8,900万円ぐらいの減収になるだろうと。予算書を見る限りでも、この固定資産税も同じように1億5,600万円ぐらいが、21年度の予算で減収になるだろうというような予測が立てられています。

ただ、地方交付税は、何とか2億5,000万円ぐらいが増加するというような予想を立てておりますけれども、この地方交付税とて、8月に決定されるかと思うのですけれども、何とかこの数字を確保したいというふうなことで、非常にその厳しい状況であるということとは、今年1年、また来年と続くのじゃないかというふうにいわれております。

こういうふうな不足が発生している中で、先ほどの市長の話にもありましたけれども、財政調整基金を5億9,500万円、これを貯金を切り崩して、そして臨時財政対策債も6億5,400万円発行するというので、何とか事業を切り詰めたり、またいろいろな補助金等を削減したりして、この21年度を乗り切っていこうというようなことで予算が立てられているわけです。

この財政調整基金を見ても、残りが4億7,700万円ぐらいということで予算を立てられています。来年度、22年度1年間分で、なかなか使い切ってしまうのじゃないかといわれるような金額ということで、大変この行財政運営も心配されていると。

そういうふうな中で、近隣でも非常に取手市がよく取りざたされておりますけれども、取手市も、あまりにも法人市民税に頼った行政を今までやってきた、キャノン城下町といわれるように、キャノン頼みというようなところもありましたけれども、法人市民税が50億円強のところ20億円ぐらい減収になるだろうといわれているわけです。

そういうふうに、どこの自治体でも非常に厳しい運営をされていると、そういう状況だからこそ、こういう時期を一つの好機ととらえて、行財政運営も一から見直すというよう

な時期にきているのじゃないかと思うのです。

前回の質問のときに、やはり事務事業の再編といいますか、事業の見直しというものを質問させていただきました。行政評価制度という制度を確立して、その評価結果を、これからの事業の再編とか事業の見直し、そういうものに、この評価結果をもとにして事業を再編する。また予算編成の上でもそれを反映させると、そういうふうなことで質問させていただき、市長の方からも、18年度からこの行政評価制度も、この制度が進んでおりまして、21年度あたりは大分この評価結果というものも反映できるような状況になるのじゃないかというような答弁がされました。そういうことで、この事業を見直して、まだまだ人件費の面とか、物件費の見直しとかということがあると思うのですけれども、きょうはこの補助金について、お聞きをしたいと思っているのです。

補助金といいましても、大変広範囲にわたっておりまして、この補助金を見直すと一口に言っても、いろいろな形の補助金が市では出されているわけです。一つには、補助金の中でも、その事業を側面から援助するようなそういう奨励的な補助金、また、委託的なものもあるかと思います。そして国とか県の補助に対する市の負担金であるとか、また市が行う事業を他の団体に任せて、その市の事業を行っていただくような形のもののところへの負担金とかと、いろいろな形の補助金があるかと思うのですけれども、この補助金も、こういう時期を一つの好機ととらえて、一から見直すことが必要じゃないかと思うのです。

市長も常々補助金についても、ゼロベースで見直すのだということを言われておりますけれども、ゼロにして新たな事業に対して補助をするというのも、これも非常に少しあまりにも乱暴過ぎるような考え方かとも思うのですけれども、やはり補助金の見直しというのはここで避けて通れないと思うのです。補助金の中でも、終期を設定できるような奨励的な補助金については、やはり3年とか5年とかという終期を設定した上で、その団体が自立できるような、その自立を促すような補助金の補助の仕方、こういうことも一つには必要だと思うのです。それから、いろいろ補助をこれからしていく上で、そういうふうに補助団体の自立を促して、ある程度終期を決めて、そこで終わりにすると。

それから、新しい事業であるとか、またその地域の活性化の活動とかに対しては、積極的な補助金の設定というのにも必要じゃないかと思うのです。

この市の中にも、ボランティア活動とかNPOとかいろいろな団体の中で、市の活性化、地域の活性化、このような活動をしている団体もたくさんあります。また、そういう方へも積極的にこの補助金の道を開くような、そういうふうなこの補助金に対しての情報をきちんと公開すると、こういうふうな形で、こういうふうな補助金の設定をしていると、そういうふうなことで新しい団体を発掘する、公募制のようなものもとることも必要なんじゃないかと。

そういう公募制をとるに当たっては、やはり積極的な補助金に対しての情報を提供する、透明性の高い補助金設定というものにも必要だと思うのです。こういう団体に、こんな補助金をしていると、こういうことでこの団体はこのような目標を達成してこのような活動をしているということも。やはり補助金というのは、市民から集めた税金を市民に還元しているわけですから、市民の皆様にもきちんとそういうことをお知らせすると。終期を設定して、期限が終わったような団体の補助金についてはまた新しい団体に補助をしていくと、そういうふうなことは必要じゃないかと思うのです。

21年度の補助金についても、去年の暮れに補助金審議委員会でも大変熱心な議論を繰り

返して、夜遅くまで補助金について検討して答申をされたと、市長もこの答申を参考にしてまた21年度の補助金を決められたかと思うのですけれども。やはりこういう補助金をどうするかという場においても、やはり先ほどの事業の中でも行政評価制度というものが必要だということを申し上げましたけれども、この補助金についても、この団体が目標達成しているかどうか、こういうふうな補助金を出してこういうふうな効果を上げていると、そのような一つの基準というものをつくって、やはりその補助金の団体、補助金に対する活動に対して、きちんと評価をするようなそういう仕組みというのもつくる必要があると思うのです。

そういうふうな中で、そういう基準をもとに、補助金審議委員会の方が審議をして、そして次年度の補助金について考えていく、検討していくと、そういうふうな答申をもとにして予算立てをすると、そういうような流れができれば、非常にいい流れといいますか、補助金体系というものも一つの流れができてくるのではないかと思います。

今の段階で補助金審議委員会の皆さん方に、たくさんの補助金をずっと並べて、この補助金を来年はどうしますかということになると、どうしても一律5%、一律10%カットとか、これは少額の補助金だからカットしようというような流れになりかねないと思うのです。今までの補助金の金額を見ても、やはり前年踏襲型といいますか、前年の金額をもとにして一律で5%、10%と、もちろんそれだけではありませんけれども、そういうふうな形で補助金の予算が決められていると、そのような流れがどうしても見受けられます。そういうことも、一つの基準というものを決めて、そしてそれを改定していくと、そういうふうなことを検討上必要じゃないかと思うのです。

そんなことで、この補助金にも、新しい団体とか、市の地域の活性化の活動、活性化事業に対する補助金なども、ぜひ新しいものを設定できるような、そういう意味で、今までの補助金の終期を設定する、そして情報をきちんと公開する、その上で公募制もとると、そういう補助金のあり方が必要になってきているのじゃないかと思うのです。ですからこういうことについて、現在の考え方、現況というものを、担当部長、また市長の方にお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○総務部長（渡辺勝美君） 今後の補助金のあり方ということで、①から④に沿ってお答えしたいと思います。

実際、補助金につきましては、補助金審議会でも検討しておるわけですが、補助金の審議会でも、例えば、議員がおっしゃるように、5%というような話も出ましたけれども、実際には、交付基準、審査に当たっての交付基準というものを定めて進めておるわけですが。簡単に言いますと、事業の目的、内容については、公共性、公益性が強く、効率的に事業が行えるかとか、市の将来へのビジョンに貢献するものかとか、市民の福祉の向上に役立つものかとか、そういう項目を入れてございます。

それから、適格性につきましては、事業目的に対して効果のある活動を提案しているかとか、公平に市民に利益をもたらすものかとか。あるいは期限についても、目的を達したものの、あるいは社会情勢等の変化により補助になじまなくなった事業は打ち切りましょうというような一つの基準はございます。

そういう中で、本市の補助金を分類しますと、各種団体の運営に関する補助、各種大会

やイベントに対する補助、外郭団体への補助、国県の補助事業に伴う補助、あるいは市の施策にかかる補助、五つほどの分類になるかと思います。

21年度の補助金につきましては、国県の補助金を伴う補助と、条例や要綱等で定まっている市の施策にかかる補助を除いたそのほかの三つの区分についてご審議いただいたものでございます。

今回72件の補助金が該当しまして、要望の総額が8,600万円でございます。これら補助金をゼロベースという思考により1件ごとの審査を受けまして、廃止するということにした補助金が4件、減額するという補助金が21件ございました。現状維持とした補助金が47件でございます。削減額といたしましては500万円ほどでございます。こういうようなことで答申をいただいております。

①の終期の設定でございますが、独立した運営が可能な団体と判断できるものにつきましては、やはりあらかじめ終期を設定して補助を行っているところです。20年度が2団体ございました。今回21年度分につきましては、3団体ほどその終期を決めたものでございます。

②の新規事業への補助の件でございますが、21年度におきましては、2件の新規要望がございました。事業についての有効性とか効果等を補助金審議会でご審査いたしまして、1件採択しています。市民にとって効果のある事業につきましては、やはり今後とも検討してまいりたいというふうに思っております。

③の公募制という質問でございますが、市が現在補助している団体以外でも、市民が自主的に活動して地域に貢献されている団体というのがたくさんあるのではないかとこのように思っております。今後、市民活動への支援については、公募制というものも含め、近隣の自治体等の状況も調査して検討していきたいというふうに考えております。

それから、④の情報公開につきましては、公金の適正な使途について市民の関心がやはり高まっておるかと思います。そういう意味で、補助金におきましては、合理的かつ適正な運用が求められておりますので、補助を交付している団体に関する情報につきましては、公表することも検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 中山栄一君。

○5番（中山栄一君） ありがとうございます。

この公募制とか新しい活動の発掘というようなものには、ぜひその力を注いでいただきたいと思うのです。やはりこういう閉塞感の非常に強い時期ですから、やはり市民の考えとか、市民のアイデアとかそういうものもできるだけ積極的に取り入れて、行政運営というのはやはり市民とともに、市民も、このつくばみらい市というのは私たちのまちなみだから、私たちも参加をしてつくっていくのだと、そういう意識をぜひ高めていただきたいような、そういう働きかけというのも必要だと思うし、そういう意味では、やはりいろいろな活動をできるだけ発掘をして、そこに補助金もつけていくというような、そういうような方法はぜひとっていただきたいと、そういうように感じております。

一つ提案にはなるのですが、先ほど、倉持議員の方からも出ましたが、先般の臨時議会の中に、地域活性化生活対策臨時交付金というのでしょうか、9,800万円ほど出ました。これが臨時議会の方でももちろん議決をされて、きらくやま施設の工事であるとかいろいろなものに使われたのですが、その地域の活性化のための交付金という

ことですから、きらくやまの施設の雨漏れがこれはもちろん必要なことであることはわかりますし、ただ、来年度また次の年度の事業を前倒ししてそこに充当すると、もちろんこれは国からの指示の目的には外れていない事業なのだということはそうかと思うのですけれども、こういう資金こそ、この活性化と、この名前のとおりなのですから、地域活性化生活対策臨時交付金というのですか、こういうものもぜひ積極的に、こういう市民の団体の活動とかに取り入れるような、そういう仕組みづくりというのもこれからつくっていく必要があるんじゃないかと思うのです。

この経済状況というのも、これからまだまだ悪化をするという状況の中で、2次補正予算が国の方で通ってこの臨時交付金は交付されると思うのですけれども、この後またこういう経済状況の中で、第2弾、第3弾と交付金が交付されるということも考えられると、そういうことも踏まえて、やはりこういうものを、1,000万円とか2,000万円とかを基金として積み立てをして、そういうものを新しい活動をしているような団体、また地域のための活性化活動しているような団体、またそういう事業に対して補助の枠を設けるような仕組みをつくると、こういうことも必要になってくるんじゃないかと思うのです。

もちろんこの議会というのも、立法府でもあり、こういうふうな条例を議会の方から提案して、そういうふうな条例をつくって、そういう基金を設けて補助をしていくような、そういうふうな仕組みも必要になってくるんじゃないかと思うのですけれども、こういうこれからの可能性として、特に市長の考えをお聞きしたいと思うのですけれども、こういう補助金のあり方、これから新しい事業を発掘するようなそういう公募制を含めて、この基金の創設なども含めて、そういうものをぜひ補助の対象として、市民も一緒に行政活動に参加をしていただくような、そういう流れをつくっていくと、こういうことがぜひ必要じゃないかと思うのですけれども、ぜひ市長の今後の考え方として、この辺のことをお聞きしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ただいまご提言いただきましたこの基金の創設の問題等につきましては、今後大いに私も創設して、そういう基金づくりをしていきたいと、つくれる性質のものであれば、そういう考えであります。

それから、この補助金の問題について申し上げますと、合併前の伊奈町谷和原村においては、補助金の問題は、先ほど申し上げましたように、一律削減をやってきたわけですが、合併を機に適正な、効果的な交付を決定したいと、ということから、また健全な財政運営を進めるためにも、平成18年度に、つくばみらい市補助金等の審議会を設置しまして、今議員がおっしゃられたようなことで、大変この方々にご苦勞をいただいたわけでございます。市の厳しい財政状況を皆さんにお話し申し上げまして、総体的に必要な性の低いもの、真に効果が上がっていないものなどの補助金については減額し、廃止するなどやってまいりました。それで、この補助金の改革を進めてまいりましたが、今後さらに、今議員から提案あったようなことを、今後先進地の事例等を調査研究しまして進めていきたいと、このように考えております。

○議長（今川英明君） 中山栄一君。

○5番（中山栄一君） ありがとうございます。

これで質問を終わらせていただきますけれども、この補助金審議委員会の皆さん方が大

変ご苦労されていることはもちろん聞いておりますし、そういう中でもその審議会の委員会に出す資料としても、やはりどれだけの効果があったかとか、この目的を達しているかということ、きちんと客観的な目で見るといような評価といういような基準もやはり定めていく必要があるのではないかと思うのです。

そういうことは非常に難しいかもしれませんが、やはり終期を設定すると同時に、この事業に対する効果はこうなのだといういようなことを、第三者的な目できちんと評価をできるような、それで評価結果をこうい審議委員会の皆様方に諮って、そして答申を出していただくような、そういう審議会であってほしいと思うし、それがまた次年度への補助金の予算づけの際にも大変参考になるとい思うのです。そういうふうな仕組みづくりも、こうい危機だからこそ、今の時期に、やはりこれからやっていく必要があるのではないかと思います。そんなことをお願いをいたしまして質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（今川英明君） 次に、7番堤 實君。

〔7番 堤 實君 登壇〕

○7番（堤 實君） 7番堤でございます。私の方からは、1点に絞りまして質問させていただきますのでひとつよろしくお願いいたします。

つくばみらい市に商業地域をということを出しております。

これは現在、つくばエクスプレス、みらい平ですか、ここを言っておるわけなのですが、現在、ご承知のとおり、この地区は、近隣商業地域、通称近商といわれておりますけれども、ここに指定されているわけです。この近商ということでは、いろいろな業種があるわけですが、商店や企業がここに進出される場合に、例えばの話が、建物の制約、建ぺい率は同じであっても容積率が25%違うと、いわゆる近商では300%について商業地域であれば400%になるといういようなことで、その他細かい制約があるわけです。制限があるわけです。したがって、企業進出が非常に難しいということで、ご承知のとおり、あれだけの計画について、なかなかスーパーその他若干ありますが、細かい商店はほとんど進出していないと、もちろんこの商業地域でないからということだけではないでしょうけれども、そしてまた県有地の土地が売れないとか、そういったかなり厳しい内容になっておるわけで、これはひとえに、先ほどから質問が出ておるようい、世界同時不況と、先ほど来質問が出ておりました。

私も、正直なところ驚きました。ここに来て18件の企業破綻があらわれた、企業破綻だけではないでしょうけれども。そういったことでこれはこれからなのです。報道によりますと、これから1年あるいは2年という専門家の見方も想定されております。したがって、みらい平のこの地域を、大小は問わず、いわゆる進出してこられる企業、これの受け入れ体制を整えるには、商業地域に変更していただきたいと、つまり用途地域の変更をお願いするわけでございます。

地元の地権者も相当心配しております。このままで、自分たちの、今住宅地として開発している途中でありますが、果たして売れるのか、あるいは地権者のほとんどは地元でございますから、自分の家はあるわけですね。したがって、買ってもらうか貸すかということになろうと思うのです。そうしたときに、全然見通しがつかないといういような状況にあるわけでございます。ぜひとも、家族皆で遊びに行ける場所あるいは施設、そして子供も大人も遊べるような場所が必要ではないかと。

現在、申すまでもなく、学校建設の予定も立っておらないと、私この件については何度か質問させていただきました。あるいは商業地による活性化もなかなかできないと、にぎやかさも期待できないと、あるいは県有地が売却できなければ、そこはただ遊ばせている土地にすぎないと。これでは、人はなかなか集まってこないのじゃないかということです。一つでいえば、県有地などは、ぜひとも安い価格でも販売してもらって、優良企業に誘致するとか、そういうことをしなければならぬ時期に来ているのではないだろうかというぐあいに思います。ぜひとも、こういう話に市長は、どういう考えをお持ちか、ご見解をいただきたいと。

それから、この用途地域の中で、住宅地域あるいは近隣商業地域、商業地域とこういう大まかに3段階に分かれておりますが、この件については、専門部課長さんの説明をあわせてお願いしたいということです。よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 都市建設部長鈴木 清君。

〔都市建設部長 鈴木 清君 登壇〕

○都市建設部長（鈴木 清君） お答えいたします。

つくばエクスプレスのみらい平駅周辺の用途地域につきましては、ただいま議員が質問されたとおり、近隣商業地域という位置づけでございます。これを商業地域に変更できないかということでございますが、商業地域に変更した場合、近隣商業地域と商業地域の違いでございますが、客室が200平方メートル以上の劇場あるいは映画館、それからキャバレー等の風俗施設、こういったものの建設が可能となります。それ以外の店舗、事務所、遊戯施設等の建築に関しましては、近隣商業地域と何ら変わりはありません。

みらい平地区には、住む、働く、学ぶ、憩うといった多様なニーズに対応する土地利用をベースに、自然と調和した魅力あるまちづくりを進めているところでございます。これらのコンセプトの中で、駅付近には、そういった風俗等の施設は望ましくないという観点から、旧谷和原村、旧伊奈町、それぞれの都市計画審議会、それから茨城県の都市計画審議会でも審議を経まして、このような決定がなされているわけでございます。

近隣商業地域であっても、十分な商業施設の進出は可能であり、そういうことですので、現在のところは商業地域への変更は考えておりません。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ご答弁申し上げます。

ただいま、都市建設部長が答弁したような内容でございまして、議員が考えているような開発は現在のままで可能なのです。可能なのでございまして、これをまた商業地域ということで指定しますと、今、部長がおっしゃったような、我々が現在のまちづくりとしてはあまり芳しくないような開発が可能になってきますので、私は今部長がおっしゃったように、この問題については賛成しかねますので、商業地域というくくりはしたくないというのが私の本意でございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（今川英明君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） 答弁をいただきましたが、私のところに資料が届いてございまして、これは、平成16年の9月に、当初は、このエクスプレスの開発する時点で、商業地域は、確かに守谷、それから研究学園、ここの二つだったのです。終点のつくばはこれはそのま

まですが。しかし、平成16年の9月に、萱丸、みどりのという駅なのですが、それから万博記念公園駅、昔でいえば島名地区ですね、これについては、16年の9月の時点で、地元の要望で商業地域になっているのです。したがって、県内の守谷から終点のつくばまで、商業地域になっていないのはここだけなのです。

確かに、説明はわかります、わかりますが、先ほど言ったように、小さい土地へ効率のいい容積率を確保するには、やはり25%足りないわけですね。そういったことも含めて、確かに、私も資料の中でできております。これをちょっと読み上げますと、近隣商業地域内に建築してはならない建築物ということで、原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計150平米を超えるもの、あるいは作業場の床面積の合計300平米を超えない自動車修理工場。おおむね200平米と申しますと、約60坪程度になるかと思うのですが、劇場、映画館、演芸場、観覧場で客席の床面積の合計が200平米以上のものと、あるいは先ほどの答弁にありましたように、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、そのほか個室付浴場その他ありますが、やはりいかがわしい云々というのは、これは正直なところ皆さんの意見を聞きますと、それはもし違法であれば警察に任せればいいことであって、どうしてここだけがならないのかと、やはり人を集めるには、あるいはにぎわいを求めるには、こういったものをクリアしないとなかなか私は、今はさほどないと思うのです。これからの問題です。まして、こういう状況、経済状況の中では、やはり人集めがまず先決であると。はっきり言いまして、こういったダンスホールやこういうものができたからといって、あるいは劇場、映画館、映画館で200平米なんてちょっと無理ですよ。ですから、そういうものを踏まえて、やはり思い切った、よそ並みといいますか、つくばみらい市だけがそうでないと、都会化を嫌っていると。

確かに、以前の谷和原村から比べれば急転換だと思います。私も理解できますが。しかし、現在見ていますと、みどりの駅とか向こうの駅から比べますと、開発は5年ぐらい早く始まっているのですが、今ほとんど変わらないような進行状況、ということは工事は進んでおりますが、まちのにぎわいといった面では残念、だれもが知っていると思うのですが、ちょっと残念ながらあまりないですね。ですからこのままでいいのかということが質問の内容なのです。

できれば、これは市長のツルの一声で決まるはずです。つくば市の方は、その話を住民の方から出したら、即商業地域に変更されています。いわゆる前のつくば市長だったでしょうか。そういうことで、ぜひともいい回答をもらいたいというのが住民の声じゃないでしょうか、その点いかがでしょうか。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 堤議員のおっしゃること、考えていることはよくわかりました。わかりましたが、私は今の頭の中では、ただいま申し上げましたように、今後の問題としていろいろ課題がございますので、はい、そうですか、では商業地域にしましょうということには、現在のところなっておりませんので、いろいろ研究をさせていただきたいと。商業地域にすることによって、実際にどれだけのどういうことで弊害があるとか、そういうのを、取手とかこの沿線、よく調査しますから、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（今川英明君） 堤 實君。

○**7番（堤 實君）** 非常にわかりやすいですね。そういうことで、ひとつよろしく願いしたいと思うのですが。

ちなみに、萱丸地区については10.6ヘクタール、島名地区では9.7ヘクタール、あるいは葛城地区では34ヘクタールの商業地を確保しているという状況でございます。

そして、このつくばみらい市は、ご承知のように、日本一の住みやすい守谷市ということで出されております。それから、国際都市、研究学園都市つくば市、こういう中にあって、要するにつくばみらい市は、現在、傍聴されている若者がおりますが、一番の発展の可能性としては、このつくばみらい市じゃないかと私は思っているのですよ。そういうことで、旧態依然ということではなしに、先ほど市長からのお話がありましたように、かたくなにということではなしに、ぜひともいい方向にもっていただきたいということをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○**議長（今川英明君）** ここで、暫時休憩をします。

2時半から再開します。

午後2時16分休憩

午後2時30分開議

○**議長（今川英明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番秋田政夫君。

〔1番 秋田政夫君 登壇〕

○**1番（秋田政夫君）** 1番秋田です。よろしくお願いします。

通告どおり、2問ほど質問をさせていただきます。

まず最初に、つくばみらい市総合計画に基づくスポーツ振興基本計画について、質問したいと思います。

現在、つくばみらい市では、スポーツに関しては、体育協会並びにスポーツ少年団や、またそれぞれ地域のスポーツクラブ、そして市の方としては、合併して2年間スポーツフェスティバルを企画して、スポーツについて振興を図っているわけです。平成20年に、つくばみらい市の総合計画の中で、このスポーツ振興に対して、多様化する市民ニーズに対応した地域のスポーツレクリエーション活動の充実に努めながら、市民が日常的にスポーツに親しめる場、機会の提供に向け、総合型地域スポーツクラブの設立を目指すと、こうなっております。

その基本方針三つ提唱されていますが、子供から高齢者まで生涯スポーツ活動の普及と推進をする。二つに、スポーツ振興を図るため、活動場所の確保、支援、育成をする。三つ目、スポーツ施策充実を図ると、このように提唱しております。そして、文部科学省では、平成12年にスポーツ振興基本計画策定をしています。茨城県は、平成16年に茨城県スポーツ振興基本計画を教育委員会により策定しております。

県の方では、生きがいのある生活と活力のある生涯スポーツ社会の形成を基本理念としているということです。

文部科学省では、長期視点に立った21世紀社会に対応する基本的方向を提示したもので、具体的には5点ほど提唱しています。まず最初に、一つは、生涯スポーツ社会の実現を目指すことを最重要施策としているところです。

二つ目に、成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%に達すること、すなわち2人に1

人がスポーツを通じて体を動かすこと、ということです。

三つ目に、先ほど述べましたが、平成22年までに、各市町村に総合型地域スポーツクラブを育成すること、これは平成22年ということですから、あと1年という期限であります。そのために、市町村教育委員会は、そのクラブづくりの取り組みのために機運を促すことと、こう提唱しています。

それから四つ目に、地域におけるスポーツ環境の整備と充実と指導者の養成、確保をすること。

五つ目に、広域行政による広域スポーツセンターの育成をすること。このように文部科学省でも、それぞれ提唱しているわけです。

そして質問したいことは、今後これらの提唱を踏まえて、つくばみらい市が、この総合計画に基づいて、スポーツ振興についてどのような考えをお持ちか、答弁をお願いします。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの秋田議員の質問にお答えしたいと思います。

つくばみらい市における総合計画に基づくスポーツ振興基本計画についてということで、3点にわたっての質問がありましたけれども。今の我が国では、スポーツ振興基本計画においては、子供の体力の向上、それから生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境の整備や充実、それから国際競技力の向上、この3本柱を推進しているわけです。

これを受けて、つくばみらい市としても、市の総合計画において、スポーツ振興についての施策としては、子供から高齢者まで気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、それから生涯スポーツ活動の普及推進、それから指導者や団体活動の育成、施設の充実、整備という三つの施策を掲げております。

現在、今まであった伊奈町谷和原村時代には、それぞれの町村で審議会がありまして、スポーツ振興審議会、その中でいろいろ具体的に提言をしていただいていた。しかし、合併でなくなりましたので、21年度に、今後の生涯スポーツの振興をするために審議していただくということで、スポーツ振興審議会を設置したいというふうに考えております。そのために、スポーツ振興審議会の中で、子供から高齢者まで気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるようにということで、総合型地域スポーツクラブの設立に向けての住民意向等を調査しながら進められればというふうに考えております。ですから、その審議会の中で、いろいろ審議をしていただいた結果について、総合型地域スポーツクラブの設立についても具体化されてくるのではないのかなというふうに考えております。

今、スポーツ振興基本計画について、近隣市では、つくば市や取手市など16の市町村が策定されておりますし、それから総合型地域スポーツクラブについても、土浦市、取手市など14の市町村で設立されております。ですから、県下44市町村ですから、約3分の1ででしょうか、総合型地域スポーツクラブができていう状況です。

それから、スポーツ環境の整備についてですけれども、スポーツ振興の拠点となる総合運動公園をメインに、体育館の耐震補強、それから野球場やテニスコートの改修、多目的広場それから駐車場の整備等、平成22年度以降、合併特例債等を活用しながら計画的に進めたいと思っております。

以上です。

○議長（今川英明君） 秋田政夫君。

○1番（秋田政夫君） ありがとうございます。

今、子供からお年寄りまでというようにお話がありましたけれども、このスポーツ振興についての、やはり役割とか意義というのは、私は三つあると思うのです。一つは、個人的な効果と、もう一つは社会的な効果、もう一つは経済的な効果、この3点から、ぜひとらえていただきたいと思うのですね。

一つの個人的な効果といいますのは、身体障害者も含めて、やはり子供の体力、非常に今、子供の体力が問われていますし、それに対しての防止と増進を図っていくということ。もう一つは、高齢化社会を迎えて、中高年の心身の健康の保持にあるのかなと思います。それと、スポーツに伴って、栄養指導による食生活の改善とか、また、健康増進のプログラムをつくることとか、健康医療データの作成をしていく一つの手助けになるのかなと思います。

社会的な効果といいますのは、やはりつくばみらい市も新しい住民の方が年々増加されてきています。そういう中で、新旧住民との交流の場となること、また、子供からお年寄りまでの幅広い年齢層の交流、あるいは地域活性化につながるまちづくりへ寄与することができるのかなと、それと、防犯やまた安全なまちづくりにも効果があるのかなと思っています。

それと3点目に、経済的な効果、これが非常に大切なものでありまして、それは、今、医療費とか介護費、そういった社会保障費が年々増えていってしまっていて、さあどうしようかというようなことで、財源にも限りがありますし、これは高齢化に向かって、ますますこれから増えていくのじゃないかと、こう思うわけです。やはり、そうなってしまっからの手立てというのは、非常に、なかなか財源もありますし、難しいので、やはりそうならないような、スポーツによって体力をつくったり、健康増進を図ったりしていくことが一番の解決策の一つになるのかなと思うわけです。

それで、一例として、大洋村、現在、鉾田市になっていますけれども、合併前に取り組んだ事業で、非常にデータの的に明確な数字的にあらわしているものがあるわけですね。それは、高齢者の寝たきりの原因となる転倒、骨折防止策として、高齢者向けの筋力トレーニングを、健康増進プログラムということを策定して、2年間120人の高齢者の協力を得てそういったことを実施した結果、1年間に、1人当たり3万5,000円の医療費の削減になったというようなデータが出ているわけです。

そういうことも含めて、また大きく県でとらえれば、長野県が、非常にそういった医療費の削減になっていると。長野県は、医療費が年間1人当たり67万円と、一番高い福岡県が100万円と、やはり35万円の差があるわけです。これは長野県が先進的にそういったものに取り組んでいる結果だと思うのです。

こういう点から見ても、つくばみらい市でも、教育委員会あるいは行政の内部で、横のつながりを持って、教育委員会やまた保健福祉部等が連携して、そういったものに寄与していくことが、大きく将来的には財政の効率化にもつながるのじゃないかと思うわけです。

そういった中で、ただいま教育長の方から、総合地域型スポーツクラブの検討時期に、審議委員会を通じて入っていくのだというようなお話がありましたけれども、これは、非常に画期的なもので、普通の体育協会では、専門部として、競技力向上に非常に重点を置いて活動しているのですが、これはやはりだれでも気軽にスポーツに入っていけるクラブ

でありまして、財政的な負担はなくて、あくまでも参加者自身が自分自身で負担をして、そしてクラブを運営していくというようなクラブで、現在、日本では2,768クラブが準備中ということです。そういったことで、幼児から高齢者まで初心者でも気軽に参加できる、多くの世代とスポーツを楽しむ他種目、他趣向のクラブというようなことで、ぜひこれをつくばみらい市でも育成を、また確立をしていってもらいたいと思います。

それで、データによると、現在、スポーツを週1回行っている者の割合ですが、全体的に見ると、総人口の37.2%、非常に少ないです。これを先ほど言ったように50%に上げていこうということですね。そういうことと、年代別に見ると、やはり60歳から69歳までが50.8%ということで、非常に体を動かす、スポーツをしているのだというデータがあります。70歳以降になると若干落ちて40%弱ぐらいになっているのが現状です。そういうことで、ぜひお願いしたいと思います。

それから、小中学生の、先ほど言ったように、非常に体力が減少していると、つくばみらい市の、参考に、小中学生の体力の測定値、あるいは運動能力の推移について、簡単でもいいですから、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

最初の総合型地域スポーツクラブの設立の中では、一応議員がおっしゃられたように、スポーツ底辺人口の拡大を目指していくということやら、あるいは多様な種目の選択ができるように、偏った、さっき言われたように、競技型のスポーツへの取り組みではないというようなことだとか、多様な交流ができる、年齢を問わないで交流ができる、ですから、学校のスポーツは、一定の年齢だけの交流になってしまいますけれども、そんなことを除いて交流ができるとか、そういう利点のあるそういうスポーツクラブを目指していければというようなことも考えていますので、つけ加えたいなということを考えています。

それから、体力の現状ということで質問がありましたので、それらについてお答えしたいと思いますけれども、平成20年度に、初めて、スポーツテスト、全国一斉のスポーツテストを実施しました。新聞等でも公表されましたので、見られた方も多いかと思いますが、茨城県の体力の現状は、全国から見て、これは小学校5年生と中学校2年生が対象でしたけれども、その中で、茨城県は全国3位、あるいは4位の結果を出しています。これは、全部1種目ずつということはちょっと大変です。後で、表がありますので、表を見ていただいた方がいいのかなと思うのですが、本市の子供たちの体力についてですけれども、本市の子供たちの体力は、大体県平均並みといっていいと思います。ですから、全国のレベルから比べると、かなり上の方にある、体力はかなり上の方にあるということです。

ただ、全種目が上の方にあるわけではありませんので、やや落ちている部分もありますけれども、落ちているのが少ないものですから、落ちている種目だけ言うと、握力それから懸垂力、それからボールを投げる力、この辺がやや落ちているかなということですが、そのほかの種目についてはいい結果を出しています。特に、いい結果を出しているのはシャトルランというテストなのですけれども、これは、ある一定距離を、最初は、少し遅いスピードでいってくる、だんだんと時間を短くしていったら、何回往復できるかというよう

な、そういうテストなのですけれども、これらについては非常にいい結果を残していると、そういうことです。

以上です。

○議長（今川英明君） 秋田政夫君。

○1番（秋田政夫君） ありがとうございます。

県平均並みにいっているということなので安心はしています。

ただ、懸念されたことは、今子供たちの、昔と違って、社会的に見て、そういった遊ぶ場というか、そういった場所がだんだん少なくなってきていると、それとまたそういったスポーツをする施設等も、もっともっとこれから人口増えていけば当然必要になってくるわけですし、そういったことで非常に環境がだんだんと狭まれてきているというようなことで体力が減少してしまうのじゃないかなというような懸念があったわけです。

それで、もう一つは、少子化により、中学校の部活動もだんだん狭まれてきて、スポーツをする機会がなかなかなくなっているというようなことで、今そういった質問をさせてもらいました。

最後にもう一つ、ぜひ大切なことなので質問したいのですが、それらのスポーツ振興を図るに際して、非常に幾つかの課題があるわけです。一つは、これからぜひやっていただきたいことは、市民に対してスポーツに対する意識調査をぜひしていただきたいと、こう思うのです。スポーツに対して、それは健康面とか、いろいろな角度からそれを情報を伝えて、ぜひこれからやろうとしている総合型に対して理解を深めてもらいたいということもあります。それと財政的な措置で難しいとは思いますが、広報紙等でスポーツの結果や何かが載っていますけれども、やはりもう少し、「スポーツだより」といいますか、そういった特別の、年に3回でも4回でもいいですから、そういった便りを出して、より深く市民にスポーツに対する啓発を図っていただきたいと思うわけです。

それと、もう一つは、そういったスポーツ振興に対して、財源措置についてですが、新年度の予算も見まして、体育協会の予算も5%カットされているというのが実体です。総合的にいろいろ判断しての結果でやむを得ないのかなと思うのですが、やはりこれからは、あり方として、総合型クラブもそうですけれども、スポーツを楽しむ受益者が応分の負担をしていかなければならない、そういった時代に入ってきているのかなと、こう感じるわけです。それで、要求型の、先ほど中山栄一議員から補助金について質問がありましたけれども、要求型の時代から、そうじゃなくて、ある面では自分たちでそれをつくって、自分たちで楽しんでいくというようなそういったシステムづくりをしていくのが、これからの時代なのかなとも感じているわけです。

そういったことで、スポーツについては、私はスポーツ振興基金、先ほど市長の方からも、答弁の中でお話がありましたけれども、そういった基金をつくっていきたいというようなことで。これは、常総市が旧水海道市のときにスポーツ振興基金を立ち上げて、たしかいろいろな地域の団体とか、個人寄附とか、そういったものを仰いで、年間300万円以上の基金をもって、スポーツ活動やあるいは文化活動にそれを配分しているというような事例もあります。そういったことで、つくばみらい市でも、そういった窓口をつくって、少しでも行政に頼ることなく、自分たちの財源で自分たちで楽しむと、そういった形をつくっていただきたいと思います。

それから、補助金については、私が考えているのは、思っているのは、やはりこれは千

葉県の市川市が、補助金に対していち早く使い方を公表して今やっているわけですが、これは市民が、市民税ですね、一人一人の市民税の1%を補助金に充てるというようなことですね。ですからその際、税金を納めるときに、その1%について、ここに私は、例えば社会保障にこれ使ってもらいたいとか、教育に使ってもらいたいとか、いろいろな市民の要望が、やはり人口が増えてくるとニーズが多くなってきて、とても行政では補助金についてもなかなか配分についても、公平性についても難しいというようなことで、市民みずからが自分の納めた1%の税金を3点ぐらいにそれぞれ枠を広げて、こういったものに使ってもらいたいというような取り組みをしている成功例があります。

たまたまある機会があって、そこの担当者の方とお会いしたことがあるのですが、これは市川市が始めたのじゃなくて、歴史的には、世界でハンガリーが、教会税といって昔から1%を、教会を維持するために市民の税金を1%それに充てたというのが発展してきて、現在、市川市がそれを行っているというようなことで、そうすると、使いたいという人が、その補助金をもらいたいという人の願いが通ずると、そしてその配分についても、やはり全部集めて、1%集めてそしてその半分を公平に配分して、あと半分は要望に応じた割合で配分していくというような、まことに公平な意義ある使い方かなと思っています。

そういうことで、そういったことも含めて、ぜひ補助金について検討していただいて、スポーツ振興にも特段のご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

その前に、さっきちょっと推移について触れなかったのですが、現在と以前と、子供たちの体力がどの程度違うかという質問があったと思うのです。それに触れなかったものですから、それをちょっと最初にお答えしたいと思うのですが。

これについては、年々、というかほんのわずかずつの減少なものですから、これらについては、5年ごととか、10年ごととかということなのですが、はっきりした数値は今つかんでおりませんが、例えば一つの例を挙げますと、今から約30年ぐらい前のデータと今のデータで比較すると、50メートル走なんかで言うと、小学校6年生では30年前は男子の平均が約8秒75だったものが現在は8秒95、ですから0.2秒遅くなっているという、女子でいうと、9秒だったものが9.2秒、ですから、どちらも0.2秒体力が落ちているというようなことが言われるのかなというふうに思っていますし、これについていろいろな分析をされていますけれども。

千葉大の教授が調べた結果では、30年前と今の子供たちで、1日に子供が歩く歩数が、1万歩減ったということ、1万歩なのです、一日。30年前は、1日に2万2,000歩近く歩いていたのが、1万歩減ったということは今1万2,000歩ぐらいしか歩かないと、いろいろな条件がこれはあるわけですが、ある学者は「3間」がなくなったという学者もいます。「3間」というのは、まず遊ぶ時間がない。遊ぶ友達がいない、人間関係がないということ。それから遊ぶ空間がないと、広場がない、非常にどこも危険だということ、そういうことを言っている学者もいます。ということで、体力が落ちているのは、そういう体育が問題ではなくて生活が問題なのだろうということを言っている方がいます。

そういうことを含めながら、その後の質問にお答えしたいと思うのですが、今非常に、

子供の体力を含めながら、スポーツが重要視されていますので、今度の新しい指導要領では、体育の時間が少し増加されます。これは生活が変わらないと体力はそう上がらないとは思いますが、それでも体育の授業時間数をふやそうということで、これから23年度から小学校が取り組みますけれども、増えてくると、そういう状況になります。

あとは市内の地域型のスポーツの向上については、施設面の充実やあるいは指導者の育成などを含めながら図っていきたいなと思うのですが、市では今、スポーツの指導をするスポーツリーダーバンクというのはつくっていませんけれども、県の方にかなりの方が登録していただいています、中山議員さんも実は登録されているのですよ、その中に。ということで、お手伝いをそういう方にさせていただきながら進めていければいいかなと思っています。

以上です。

○議長（今川英明君） 秋田政夫君。

○1番（秋田政夫君） 答弁ありがとうございました。

やはり、子供たちと高齢者の方のために、ぜひいろいろな知恵とアイデアを出し合いながら、また地域のそういった指導者の発掘をしながら、総合的にこのスポーツ振興を図っていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

農商工連携促進についてということです。いわゆる農業と商業と工業がこれから連携をして、地域経済の発展に、また再生に努めていかなければならないという法律が、平成19年に農林水産省と経済産業省によって、地域経済再生あるいは活性化のために、お互いに、今申しましたように連携して、幅広く相乗効果を求めていくための、農商工連携の法制度ができたことは周知のとおりです。またその目的を達成するために、両省では、財政措置を含めて、さまざまな支援策を提供しています。たくさんの支援策がありますので、それについては割愛をさせていただきます。

つくばみらい市でいえば、まずは行政の農政課と産業政策課が互いに密接に連携をして基幹産業の農業と商工業者間で、それぞれの持つ利点を生かし合い、販路拡張や新製品の開発、あるいは起業の育成、新産業の創造と立地、そしてこれらが生産から販売、消費までを包括的にとらえて、そして研究、実践していく仕組みづくりを支援していくことではないのかなと考えています。

かつて、高度成長、経済成長を支えてきた大量生産大量消費時代は、もはや過去のものとなり、少子高齢化が急速に進んで、さらに地方分権化とともに、地域経済も、依存型から自立型、地域循環型が求められています。

また一般的には、都市と地方の経済格差がますます広がりゆく中で、つくばみらい市にあっては、首都圏40キロの位置にあり、まさにこれからの地域経済の活性化の可能性を持つ農商工業のバランスのとれた地域でもあるのではないかと思います。そして、エクスプレス効果により、守谷市、つくば市とともに県下唯一の人口増加をしている大変恵まれた生活環境に大いに期待できるところです。

しかし、現状は、農業、商業、工業者にとって、経済大不況とともに、産業の停滞、雇用就業機会の減少、20%を超える高齢化率により、大変経済環境は厳しく、さらに多くの共通課題に直面しています。地域全体として、雇用と所得の確保を図っていかねば、いわゆる税収が減少し、市の財政運営に大きく影響をしてきます。

経済の好調なときには、業種別の輪切り型、分断型の経営形態で存続可能でしたが、今後この厳しさを越えていくには、中長期的に積極的な施策の展開による、いわゆる共同型、連携による地域循環経済の確立が基本ではないかと考えますが、農商工連携促進についての市の考え方、取り組み方を担当課に伺いたいと思います。お願いします。

○議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

○市民経済部長（古谷安史君） お答えをいたします。

この農商工連携促進による地域活性化というふうなことでございますけれども、ただいま議員おっしゃいましたように、農商工等連携促進法というものは、中小企業者と農林漁業者が連携をいたしまして、それぞれの経営、資源を有効に活用して行う新商品、それから新サービスの開発等を行う際に、この法律に基づくいろいろな支援があるわけでございます。

この法律、関連法には二つございまして、一つ目には、ただいま議員おっしゃった農商工等連携促進法、これは中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律というふうな長い法律なのですが、それともう一つは、企業の方の企業立地促進法、これは企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律と、これもやはりちょっと長い法律なのですが、この2本立てで推進をしようというふうな事業でございます。

農業生産から見た事業の展開を図るのが、前者の農商工等連携促進法でございまして、企業の立場から、地元の農産物を利用した事業推進等を図ろうとしているものが后者であります。

前者の農商工等連携促進法に基づく支援といたしまして、事業事例は、茨城県内では3例ほどございまして、例えば、筑西市の「伝統野菜の復活、栄養抜群、安心安全の究極の漬物開発と販売」、そういった名前、それから古河市の「鮮度保持システムを導入した新品種レタスの開発及び販売」、そういった名称で事業展開をしているところがございます。これらいずれも、有限会社や株式会社等の中小企業が、地元の農産物と連携した事業で、さまざまな機関がサポートをしているというふうなことでございます。

市といたしましても、こういったものを参考にしながら、特産物開発ともあわせて事業の支援ができるよう、ただいま議員がおっしゃったように、農林サイド、それから農政サイド、それから産業政策サイドと連携をしながら、企業への啓発、あるいはPRを進めてできる限りのサポートをしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 秋田政夫君。

○1番（秋田政夫君） ありがとうございます。

今の市のお考えをお聞きしたのですが、差し当たって、そういうお考えであれば、私はこのつくばみらい市で、こういった施策であると、それについて、シンポジウムやフォーラム等を開催して、農業、商業、工業を含めたそういったシンポジウムを開催しながら、広く住民に啓発していく、住民の協力を得るにも、そういうものが必要なのかなと思うわけです。

そういったことに対して、中小企業地域資源活用プログラム、これ経済産業省ですが、これを提唱しているわけです。ぜひそういったものを開催して、とにかく私は、企業誘致

も非常に大切ですし、しかし、今の経済を考えれば、県もそうですけれども、なかなか行き詰まっているというような現象です。やはり基本的には、地域の企業、地域の産業が経済活性化のために、何らかの形で前向きにこういう企業を立ち上げていくと、そういった基本がなければ、ただ単に財政難だから企業誘致だといっても、これは非常に膨大な計画と財政措置が必要ですから、なかなか難しいのかなと思います。こういった地元の経済を活性化するためにも、農水省と経済産業省がタイアップして、地方にそういった施策、また財政を提供しているわけですから、それをしっかりと受けとめて活用していくのが一番ベストかなと思います。

それで、一例ですけれども、こういうふうに考えるのです。例えば、つくばみらい市で現在給食センターで、地元の農家の協力によって一部食材を仕入れていますね。なぜ一部なのかなと考えて、前から事あるごとに市民の間では、これからは地産地消だというような時代だといっているのですけれども、やはりそういったことをとらえるのであれば、つくばみらい市の給食センターの食材全部をつくばみらい市で確保するのだというくらいの活性化ですか、1次産業の活性化をまず図って、そうすれば、それを加工する側にとれば、そこに2次産業が発生して、もっと余力があれば、3次産業がそれをほかに販売していくと、そういった手だてもとれるのじゃないかと思うのですよ。まずはやはり内発的に市内のそういった経済を活性化するためにも、そういった施策は考えられないのでしょうか。お願いします。

○議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

○市民経済部長（古谷安史君） お答えをいたします。

ただいま議員の方から一例として挙げられたそういったものも参考にいたしながら、シンポジウム、あるいはそういう給食センターの食材の問題、そういったものも、関係機関、農政あるいは商工関係、それから学校関係ですか、そういったものとよく協議をして、これから研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 秋田政夫君。

○1番（秋田政夫君） そういった施策については、必ず財政措置が伴うのですが、今、そういった公共の事業に対して、ご承知のように、PFIという方法を取り入れている自治体が非常に多くなってきました。それは民間の資本を活用して、市がそれと一緒に企業を立ち上げていくというような手法で、資金面については、民間の資金を活用していくと、そういったことが今各自治体で行ってきているところです。そういったことも含めて検討しながら、これからいわゆる市が全部を負うのではなくて、民間活用型ですか、民営化といいますか、ちょっと違いますけれども、そういった形で、行政と民間が一体となって、ぜひつくばみらい市の経済再生あるいは活性化のためにひとつご検討を願いたいと思います。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（今川英明君） 次に、10番横張光男君。

〔10番 横張光男君 登壇〕

○10番（横張光男君） 10番の横張でございます。私も、このところ、一般質問久々でございますので、十分に時間をとってやらせていただきたいと、かように思います。そ

れは冗談です。

私は、今定例会で、2点ほど一般質問を通告してございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず最初の1点目の質問をさせていただきたいと思います。

一般質問の通告の見出しにもございますように、全くこのとおりなのですが、若干肉をつけますと、まちづくりの最高理念でもある総合計画についてお伺いするわけです。その後についてということでございます。

ご承知のとおり、すべて行政には、一つの目的意識、ビジョンと、これを達成するための計画性が必要であることは申すまでもございません。これらについては、地方自治法の2条の4項に規定されておるわけでございます。これは、何をなすべきかと、政策の選択、その優先順位を定め、効率的な運営を高めるために、総花式を排除しようとするものであるわけでございます。これがため、市町村では、基本構想、基本計画、さらには実施計画、この3層で成るいわゆる総合計画を策定することとなっているわけでございます。

当つくばみらい市でも、まちづくりの最高理念でもあり、将来像及びこれを達成するための施策で、平成29年度目標年次を10年後に定めた立派な基本構想が、平成20年の3月に策定されました。さらにこれを具体的にした基本計画、いわゆる前期5カ年、後期5カ年、そしてその将来像をより具体的にしたもの、この実施計画が、平成20年、平成21年、平成22年が最初の3カ年の実施計画であるわけです。これらは、先ほど申しましたように、この施策を具体的にするための明示された事業であるわけです。

この実施計画は、基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、基本計画に示した基本施策を効率的に実施するため策定をし、毎年度の事業計画及び予算編成の指針とするものでございます。これらについては、この実施計画の見出しにも載っております。そして、社会経済情勢や市の財政状況などの変化にも対応するため、向こう3カ年間で計画期間としたローリング方式によって毎年度見直しをするというのがこの計画であるわけです。

そのことから、まずお伺いするわけでございますけれども、当初いわゆる示されました20、21、22年の実施計画案、実施計画、これは3カ年間のうち、もう既に平成21年度の予算編成が完了し、予算原案が示された段階で、今その3カ年のうちの2カ年が経過したわけでございます。そこで、当初計画した実施計画の達成状況と申しますか、着手状況について、事業費ベースではどうなのか、そして事業着手率はどうなのか、そしてまた計画したが、未着手事業はどうかということをまず最初に教えていただきたいと、このように思います。

と申しますのは、この実施計画にありますように、七つの柱からなりまして、平成20年度はこの実施計画に約105億2,000万円、そして、21年度は、総事業費として114億円の事業費が計上されておるわけです。

そういう中で、財政は確かに厳しい状況にはございますけれども、まだ1年2年の財政計画の中で示された実施計画でありますので、さほどのずれはないのではないかと、私は思うのでありますけれども、まず先ほど申しましたように、事業費ベースでの着手率、達成率、そして計画したけれども、まだ未着手事業について、まず最初に、これは市長ではなくて、担当部長でも課長でも具体的ですので、お伺いしたいと、以上です。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○**総務部長（渡辺勝美君）** 答弁します。

具体的な進捗状況でございますが、平成20年度から22年度までの実施計画におきまして、3カ年で実施すべき事業数は、ハード面、ソフト面の事業を合わせて153事業を位置づけております。そのうち、平成20年度において実施を予定していました事業は147事業であります。実際に実施した事業は143事業で、着手率は97.3%であります。

また、平成21年度につきましては、板橋コミュニティセンター整備事業等が終了しますので、平成21年度から23年度までに実施すべき事業数は152事業、そのうち平成21年度に実施予定の事業は149事業、予算計上事業は143事業、着手率は96%であります。今、進捗状況をお知らせしたわけでございますが、以上でございます。

○**議長（今川英明君）** 横張光男君。

○**10番（横張光男君）** ただいま総務部長の方から大変高い着手率のようでございますけれども。私の本音は、この2回目で具体的にお伺いするわけでございますけれども、実施計画であります、まず合併特例債事業でございます。これらにつきましては、先ほども質問しましたがけれども、未着手事業はどのくらいあるのかということに対しての具体的な答弁がございませんでしたけれども、この合併特例債事業で、何本かあるわけですよ、着手していないものが。

具体的に申しますと、地区幹線3号、これが実施計画で平成20年であったものが平成22年に送られているわけです。そして市道1－3号線、山王新田から神住新田までの市道の改良、これが平成21年度に着手する実施計画になっているわけです。しかし、それも平成22年に先送りされています。そして、総合運動公園事業、これも実施計画の中では、平成21年から平成22年にいわゆる先送りされているということがあるわけです。

たくさんそのほかの細かい事業についても申し上げたいところでございますけれども、時間の都合上、私はこの合併特例債事業に絞ってお伺いするわけでございますけれども、先送りされていると、そうしますと、平成22年度につきましては、予算は、私の想像では、市長選挙もございます。いわゆる飯島市長の市長1期目の最終予算であるわけです、今年度が。平成22年度予算は、多分、市長選挙のために、当初予算は年間総合予算は編成できないのではないかと、こう思うのであります。当然暫定予算、来年のことについては申しわけないのですけれども、実質的に事業を位置づけする、当初予算に位置づけするのは今年度だろうと、そういうことから、来年度は4、5、6の暫定予算でスタートするであろうということが予想されます。そうしますと、平成22年に送られた事業も、事業化されるというのは、さらにおくれるということが予想されるわけです。

私は、この合併特例債事業として位置づけしたものについては、特に他の事業も大事ですけれども、最優先すべきではなかったかと思うのであります。と申しますのは、この合併特例債事業というのは、ご承知のとおり、あの伊奈・谷和原の合併の際に、この協議会でも十分協議されたものであり、さらには、伊奈・谷和原の合併を、国に、総務省に承認を求めたときにも、この事業は、合併特例債事業で実施するんだよということで承認を得ているのではないかと思うのであります。

そういうことから、やはり実施計画どおりにはいかないながらも、特にこの合併特例債事業というのは、先ほど申しました、私は3本と、未着手は記憶しているのですけれども、それらについては、平成21年度の予算で、財政は厳しいというのは先ほどからの質問で皆さんから出ていますけれども、やはり優先し、予算に計上すべきではなかったのかと

思うのでありますけれども、この点、担当部長のお考えをお伺いしたいと、かように思います。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○総務部長（渡辺勝美君） 議員のおっしゃるように、地区幹線3号、それから市道1－3号、それから総合運動公園拡張整備事業と、やはり21年度の予算化はしておりませんが、先日の説明でも、特例債事業を全協で説明したとおりでございます。また、市長からの施政方針でも、非常に法人市民税が25%の減、それから市税全体としても5.3%も減になるというような状況の中で、あるいは地方譲与税、自動車取得税交付金などにおいても12%の減となっていると、そういう状況を見て、施政方針の中でも特例債事業の事業着手済み、あるいは着手予定のものについても、将来にわたる市の財政状況を十分に検証して、今後事業規模、あるいは事業年次の見直しを含めた検討を行っていくという考えでございます。

以上です。

○議長（今川英明君） 横張光男君。

○10番（横張光男君） 多分、そのような財政厳しいのだという中で、ことがいわれてくるのではないかと私も想像してはいたけれども。ちなみに、平成21年度の予算を見ますと、先ほど3本のうち2本が道路であります。特に、市民は、現在のつくばみらい市の道路状況を考えるときに、大変一番の要求事項ではないだろうか、こう思うのであります。そしてもう既に、この合併をする、あれだけの激しい合併の中で、いわゆる合併特例債事業を位置づけしたものは、ここは合併特例債事業なんだよということで、もう既に市民の方については公表しているわけです。

そういう中で、やはり合併特例債事業の、確かに借金であります。借金ではありますけれども、先送りされたり、見直しということであったときには、大変今度は行政の責任が問われるのではないかと、私は思うのであります。

特に、平成21年度の予算を見ますと、前年度、土木費そのものは26億6,422万4,000円、それに26億円といういわゆる横ばいなのです。予算の総額が。ましてや、具体的に項ごとに見ますと、道路新設改良費については、若干ですけれども、9億5,000万円であったものが8億3,000万円と、わずかに下回っているわけです。それだけ、市長を始め、執行部の皆さん方は、この現状を踏まえて、道路行政に手厚く施した予算であるということはいえませんが、私はいかんせん、先ほどから申し上げましているとおりの、この合併の際の一つの合意事項であるわけです。この点私はこの合併特例債事業というのは織り込んでほしかったと、こう思うのでありますけれども。

いずれにしても、もう既に予算原案は示されていますから、今ここでどうのこうの言ってもしょうがないですから、申し上げませんが。私はそういうことから、この平成22年度は多分暫定予算で編成され、3カ月おくれの予算になるかとは思いますが、特に、平成22年度には最優先をして、先のことを約束はできませんでしょうけれども、この合併特例債事業の位置づけを図っていただきたいということを要望するしかないのです、もう今ここになって予算できちゃっては。そういうことなのですが、ここで市長のお考えをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 横張議員もご存じのとおり、だれも予測していない今日の財政事情、経済事情、そういう中で、特例債事業といえども借金でございますから、その場はしのげるかもしれませんが、すぐ返さなきゃならないと、いつ峠になるかというところ、この市でも払い切れない状況、全部やりますと。そういう財政事情の中で、総花的にみんなやるというわけにはいきませんから、一番重要な、今までやってきました守谷小絹線と東櫛戸台線、これはやらざるを得ないということで、東櫛戸台線を合併特例債でやらせていただくということで予算を計上した。こういうことでございますので、今、議員がおっしゃるようなものは、全部実施できる状況にはございませんので、22年度やりますといっても、今、議員おっしゃるとおり、選挙がございますから、ここで先の約束をするわけにはいきませんが、ご理解をいただきたいと、こういうことでございます。

○議長（今川英明君） 横張光男君。

○10番（横張光男君） 3回目ですので、さらに申し上げたいことはあったのですけれども、これルールですから、ルールは守っていききたいと。

いずれにしても、約束できないのは十分わかっていて私も質問したのです。ですので、それだけ、やはり合併特例債事業というのは起債ではあるけれども、もう既に合併のときの合意事項であって、もう既に住民、市民の皆様たちにも公表しているのですよ。そのところを踏まえて、今後の事業の位置づけを最重点に掲げていただきたいということを申し上げます。

それでは、続きまして、私の2点目の質問をさせていただきたいと思います。

この2点目の質問は簡単です。

主要地方道取手つくば線バイパスのその後についてということで、これは都市建設部かもしれませんが、お伺いしたいわけでございます。ご承知のとおり、この主要地方道取手つくば線のバイパス関連になぜ質問をするかと申しますと、この道路が、伊奈中の通学路ともなっているわけです。そして、車歩道が分離されていないというところで、私は過去に3回か4回この問題について、通学道路の設置の問題で質問をしたわけです。しかし、このときに、答弁は、私は会議録を全部見てきましたけれども、課長の名前は申し上げませんが、このバイパス道路の事業で、その影響範囲ということによって、関連事業でこの歩道の設置はできるのではないかなというような答弁が過去にありました。

ですので、私は、このバイパスが一刻も早く完成をして、そして伊奈中への、あの福原から五反田地先までの車歩道は分離しないと、毎日伊奈中への、前回、豊嶋教育長にも申し上げましたが、本当に何かあってからでは遅いのです。当然この道路は、主要地方道取手つくば線と高岡藤代線のダブル認定道路なのです。それだけ、車が多いと、交通量が多いということは、もうこれははっきり教育長も、歩道設置の問題では現場を見てきていらっしゃるでしょうからわかると思いますので、私はこの歩道ではなくて、当然バイパスができれば、過去の答弁から、車歩道が分離される関連施設としてできるのであるということから、この進捗状況をまずお伺いしたいと。

当初の予定では、一気に申し上げますけれども、平成15年ごろが一つの、はっきりとは言いませんでしたよ、当時の伊奈町長だったと思いますけれども、平成15年ごろまでには、中通川近くまではいけるのではないかと、しかしこれとて財政事情がありますから、それ

はおくれるのはわかるのですけれども、おくれること6年で、何の姿も見えないというところで、私はこの進捗状況についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（今川英明君） 都市建設部長鈴木 清君。

〔都市建設部長 鈴木 清君 登壇〕

○都市建設部長（鈴木 清君） お答えします。

主要地方道取手つくば線のバイパスの事業でございますが、狸穴から谷井田までの4,140メートル、これがバイパスの事業でございます。平成12年4月に、県道野田牛久線から高岡藤代線までの560メートル、平成17年4月には、狸穴入り口から県道野田牛久線までの1,390メートルが暫定2車線で開通いたしました。現在は、中通川の河川改修事業と関連がございますので、県道取手つくば線から常総取手線の間の用地買収を進めておるところでございます。

進捗率につきましては、事業費ベースで52%ということで県の方から報告をいただいております。特に、高岡藤代線の交番付近ですね、議員からありましたその付近につきましては、伊奈中の通学路ということでございますので、一刻も早く改修が望まれているところでございます。市としましても、今後とも整備の一層の進捗を図るとともに、早急なるバイパスの全路線完成を要望してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 横張光男君。

○10番（横張光男君） 今、都市建設部長の方から、一刻も早くということですから、それ以上はございませんけれども。県の事業でやるわけです。市でどうのこうの言うことはできませんけれども、やはり茨城県においても大変財政が厳しいような内容のようでございますけれども、やはり一刻も早く、この通学道路の整備と、私はこれが主眼なのです。それには、関連事業として、バイパスとの関連だということだから早くバイパスももちろん完成していただかなければなりませんので、特に、地元からの県会議員もおるわけですから、執行部一丸となって、県に強く働きかけをしていただいて、最重点路線として、主要地方道取手つくば線の中通川まで、そして谷井田のお寺さんから今のこのみずき野へ行く道路の完成を、一刻も早くやっていただきたいということを、私が強く申し上げまして、先ほど部長からもありましたけれども、一刻も早くということですので、それを謙虚に受けまして、さらにさらに努力をしていただきたいと。

以上で、私の2点目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（今川英明君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は明日3月4日午前10時から本会議を開き、一般質問及び議案に対する質疑等を行います。

本日は、これにて散会します。

大変ご苦勞さまでした。

午後3時45分散会

第 2 号

〔 3 月 4 日 〕

**平成 21 年第 1 回
つくばみらい市議会定例会会議録 第 2 号**

平成 21 年 3 月 4 日 午前 10 時 00 分開議

1. 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	11 番	松 本 和 男 君
2 番	坂 洋 君	12 番	古 川 よし枝 君
3 番	高 木 寛 房 君	13 番	海老原 弘 君
4 番	染 谷 礼 子 君	14 番	山 崎 貞 美 君
5 番	中 山 栄 一 君	15 番	廣 瀬 満 君
6 番	倉 持 悦 典 君	16 番	今 川 英 明 君
7 番	堤 實 君	17 番	豊 島 葵 君
8 番	岡 田 伊 生 君	18 番	川 上 文 子 君
9 番	直 井 誠 巳 君	19 番	中 山 平 君
10 番	横 張 光 男 君		

1. 欠席議員

20 番 神 立 精 之 君

1. 地方自治法第 121 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	渡 辺 勝 美 君
市 民 経 済 部 長	古 谷 安 史 君
保 健 福 祉 部 長	鈴 木 等 君
都 市 建 設 部 長	鈴 木 清 君
教 育 次 長	秋 田 信 博 君
会 計 管 理 者	豊 島 久 君
秘 書 広 聴 課 長	石 神 栄 君
企 画 政 策 課 長	森 勝 巳 君
総 務 課 長	湯 元 茂 男 君
財 政 課 長	片 見 和 男 君
参 事 兼 人 事 課 長	中 川 修 君
農 政 課 長	坂 田 宏 君
産 業 政 策 課 長	木 村 明 夫 君
生 活 環 境 課 長	沼 尻 修 君
社 会 福 祉 課 長	間 根 山 知 己 君
介 護 福 祉 課 長	沖 田 照 雄 君
国 保 年 金 課 長	野 本 英 夫 君

都 市 計 画 課 長	大久保 明 一 君
建 設 課 長	高 田 守 康 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	井 波 進 君
議 会 事 務 局 長 補 佐	関 俊 明 君
書 記	大 野 隼 人 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成21年3月4日（水曜日）
午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 日程第2 議案第5号 つくばみらい市農業集落排水事業減債基金条例
 議案第6号 つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例
 議案第7号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
 議案第8号 つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 議案第9号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 議案第10号 つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
 議案第11号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 議案第12号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 議案第13号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 議案第14号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例
 議案第15号 つくばみらい市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
 議案第16号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）
 議案第17号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 議案第18号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第5号）
 議案第19号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 議案第20号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第4号）
 議案第21号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
 議案第22号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

- 議案第23号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第25号 平成21年度つくばみらい市一般会計予算
- 議案第26号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
- 議案第27号 平成21年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
- 議案第28号 平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第29号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
- 議案第30号 平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第31号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第32号 平成21年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
- 議案第33号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計予算
- 議案第34号 市道路線の認定について
- 議案第35号 市道路線の廃止について
- 日程第3 議案第5号～議案第15号、議案第17号～議案第24号、議案第34号及び議案第35号について各委員会付託
- 日程第4 予算特別委員会の設置及び議案第25号～議案第33号について委員会付託
- 日程第5 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 日程第2 議案第5号 つくばみらい市農業集落排水事業減債基金条例
- 議案第6号 つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例
- 議案第7号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 つくばみらい市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第17号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

- | | |
|--------|---|
| 議案第18号 | 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第5号） |
| 議案第19号 | 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第20号 | 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 議案第21号 | 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 議案第22号 | 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第23号 | 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第24号 | 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 議案第25号 | 平成21年度つくばみらい市一般会計予算 |
| 議案第26号 | 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第27号 | 平成21年度つくばみらい市老人保健特別会計予算 |
| 議案第28号 | 平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第29号 | 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計予算 |
| 議案第30号 | 平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算 |
| 議案第31号 | 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 議案第32号 | 平成21年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算 |
| 議案第33号 | 平成21年度つくばみらい市水道事業会計予算 |
| 議案第34号 | 市道路線の認定について |
| 議案第35号 | 市道路線の廃止について |
| 日程第3 | 議案第5号～議案第15号、議案第17号～議案第24号、議案第34号及び議案第35号について各委員会付託 |
| 日程第4 | 予算特別委員会の設置及び議案第25号～議案第33号について委員会付託 |
| 日程第5 | 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙 |

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（今川英明君） 会議に入る前に皆さんにお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源を切るようにお願いします。

傍聴者の方に申し上げます。傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音などは禁止されておりますので、よろしくお願いします。

当市議会では、小中学校の児童生徒を対象に計画的に議会の本会議を傍聴していただくために、市教育委員会並びに各学校の協力のもと事業を展開しております。本日も福岡小学校の6年生が傍聴に来ております。本会議中、途中で入退室などすることがありますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

本日の出席議員は18名です。欠席議員は8番岡田伊生君、20番神立精之君です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、事務局職員、議案説明のため、市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入るに先立ち、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） おはようございます。日程に先立ちまして、きのうの日程第5、10番横張光男議員からの一般質問第2問目の私の答弁におきまして、言葉足らずで一部誤解を招く発言がありましたので、ご説明をさせていただきます。

きのうの私の答弁の中で、あたかも守谷小絹線が合併特例債事業であるかのような表現をいたしました。これは、横張議員からのご質問の中に、市の道路改良事業費全般にわたるご意見がございましたことから、事業費の多い道路改良事業路線として守谷小絹線を例示したものでございまして、現在、守谷小絹線は合併特例債事業としては位置づけしておりませんので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（今川英明君） 一般質問に入る前に申し上げます。

一般質問は既に皆さんご存じのとおり、質問時間及び答弁を含めまして1人1時間となっております。さらに、一つの質問事項に対して3回までの質問となっておりますので、遵守するようにお願いいたします。

一般質問

○議長（今川英明君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

2番坂 洋君。

〔2番 坂 洋君 登壇〕

○2番（坂 洋君） おはようございます。2番、公明党の坂 洋です。通告に従いまして、3項目質問をさせていただきます。私の後に、5人、質問者が続いておりますので、後の方に迷惑になりませんよう、要領よく簡潔に質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

1番最初に、大事な平和についてということを質問させていただきます。つくばみらい市が、平和教育にどれぐらい力を注いでいるかをお聞きしたいと思っております。

今日の日本は、さまざまな戦争を経ながら、幾千万の戦争で亡くなられた人々の犠牲の上に成り立っていると言ってもよいでしょう。戦争で犠牲になったのは、出征した兵士だけではありません。残された父、母であり、家族であり、みんな無残な人生に追いやられてしまいました。戦争の勝ち負けに関係なく、すべてが犠牲者です。戦争をして喜んだ人間は狂人だけでありましょう。何百万人という優秀な青年たちが、国の奴隷のように心寂しく戦地に向かっていきました。本当に人のよい青年たちを、国家権力は微塵の慈悲もなく、愛する家族から断ち切り、地獄の戦場に向かわせました。戦争というものはどういうものなのか、さらに、平和についてはというすべてのことの根幹になることであり、若い

ときに議論し、体験し、心に焼きつけるものだと思います。この平和教育とともに、この平和が脅かされそうになったときに、自治体は、どう取り組むのか、どう対応するのかということでもあります。

今、未曾有の経済危機の中で保護主義的な動きがあり、安閑としている状況ではありません。世界の各地で紛争が起きており、犠牲者が後を絶ちません。戦争は、今の日本にとっては、遠くの出来事のように思われるかもしれませんが、雲行きが怪しくなりだすと、一気に戦争への道に走り出すのが日本人の過去の歴史でした。この今、平時である今こそ、平和教育に真剣に、地道に、継続して取り組むべきと考えます。そこでお尋ねをいたします。

つくばみらい市では、小中学校等において、どのような平和に関する教育の取り組みがされているのでしょうか。また、取り組もうとしているのでしょうか。

よろしく願いをいたします。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの坂議員の質問にお答えしたいと思います。

つくばみらい市の平和教育についてということで、小中学校等において平和に関する教育についてどのように取り組んでいるのかというご質問ですけれども、平和に関する教育については、本質的に、平和のための教育と国際理解のための教育、この二つが考えられると思います。その基本的な視点といたしましては、基本的な人権、それから生産的活動、科学・技術、歴史的な見方や考え方、自主的な判断と批判精神、国際理解、芸術活動、集団的共働などを重視するものであります。

したがって、平和に関する教育は、部分的に、孤立的に教育活動として存在するものではなく、教科教育、それから道徳教育、科学教育、芸術教育など、すべてを含んだ教育活動全体の営みの中で成立するものだと考えております。

本市においては、平成18年に、つくばみらい市非核平和都市宣言を可決しております。つくばみらい市の教育行政の努力目標の中にも、「確かな学力、豊かな心、健やかな体」の育成をしたいというふうに掲げています。

各学校においては、平和に関する学習については、さまざまな取り組みをしています。例えば社会科の学習「戦争と人々の暮らし」という単元がありますけれども、それらの中では、写真資料や祖父母などから聞き取り等を通して、戦争の悲惨さについて学んでいます。また「わたしたちの暮らしと日本国憲法」や「世界の平和と日本の役割」の中で、広島のことや平和主義、世界の平和や安全を守る国際連合についても学習をしています。

そのほかにも、国語の教材の中には「ヒロシマのうた」という教材があります。原爆を取り扱ったものですが、「ヒロシマのうた」という教材や、それから「ぼくの防空壕」「マザーテレサ」など、戦争の怖さや悲しさ、平和の大切さについて学習し、道徳の時間の中でも、思いやり、助け合い、友情、命の大切さなど、平和教育と関連づけた指導をしています。

また、特別活動や総合的な学習の時間においては、話し合いや調べ学習を通し、相手の立場を考えたり、自分の個性を大切にしつつ自分の考えを相手に伝えたりする活動を多数取り入れています。

今後も、各学校で行われているさまざまな教育活動を平和教育の視点でとらえて、児童

生徒に、平和の心がはぐくまれるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 坂 洋君。

○2番（坂 洋君） どうも、大変ご丁寧なご答弁をいただきました。

昭和20年、太平洋戦争での日本の劣勢が確定的となってきまして、アメリカ、イギリス、中国の3カ国の名前で、日本に無条件降伏を求めるポツダム宣言が発表されました。このポツダム宣言に対して日本政府は、この宣言を無視いたしました。やむなくアメリカは、8月6日に広島へ原子爆弾を投下し、続けて、8月9日、3日後に、また長崎へ2発目の原子爆弾を投下しました。このことにより、ようやく日本は、日本の国民は、戦争から解放放たれました。戦争を引き起こすという判断から戦争を終わらせるという決断まで、間違っていたのが当時の日本です。戦争を終わらせるという最後の判断ができないほど狂っていたのでしょうか。

先ほども教育長のご答弁に、広島のことを述べられましたが、昭和20年8月9日に、広島の下に落とされた長崎では、地域の36%が破壊され、死者は7万3,884人、重軽傷者7万4,909人を数えています。そして、原爆が落とされた翌日、アメリカの飛行機の1機から、1日おくれの警告ビラが原爆で廃墟になった長崎にまかれました。あらゆるものが死滅したかに思われていたその長崎で、生き残った木があります。その数本の木が、瓦れきの中で生き残りました。そのうちの1本に、柿の木がありました。

1994年、平成6年、樹木医の海老沼正幸さんは、弱り切ったこの柿の木を治療して、その被爆した柿の木から苗木を育てることに成功をしました。彼は、平和への願いを込めて、柿の木の苗木を子供たちに配る活動を始めたのです。そうした後、2年後に、長崎を訪れた守谷市在住の東北芸術工科大学副学長であり、美術家でもある宮島達男さんが、ワークショップやパフォーマンスや絵やダンス、コンサートなどのアートイベントをしながら、柿の木を植える活動を応援する柿の木プロジェクトを立ち上げ、現在までに世界20カ国145カ所に植樹されているということです。

この平和への活動の様子は、中学校の道德の教科書にも紹介されております。未来に生きる子供たちと、原爆について、平和について学びながら、被爆2世のこの柿の木を植え、育て、語り続ける、この柿の木プロジェクトを、つくばみらい市の子供たちに、ぜひ体験させてあげたいと思います。いかがでしょうか。

先日、私は、取手市役所の隣にある取手第二中学校に、平成16年2月に植樹された長崎被爆の柿の木を見学してまいりました。宮島さんの言葉には、その苗木は原爆という宿命を背負って、正確に言うならば、わけもわからずに背負わされているのです。しかし、その小さな命は、背負わされた宿命を静かに生きていたのです。その生命力の美しさに、私は心打たれました。被爆柿の木2世を世界じゅうに広めていくことは、私の願いなのですという言葉思い出します。小雨降る厳寒の中、柿の木にあいさつをしました。想像力は、戦場を逃げ惑う母や子の恐怖や悲しみに共感する心を育てます。

教育長、平和教育として、市内小中学校への被爆柿の木2世の植樹とともに、この平和への活動の様子が紹介されている道德の教科書を副教材として取り入れ、学んでいただくことを切望、提案するものでございます。未来志向の平和活動として、柿の木プロジェクトをつくばみらい市から発信するということを提案するのです。この想像力ある子供たちを育てようということが、一つの理由ですが、教育長、柿の木プロジェクトに対してのご

見解をお伺いいたします。

また、幼少のころは戦争の真ただ中でありました市長も、戦争に関しては、さまざまにお考えがあるかと思います。この平和教育について、一言触れていただければと思います。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

柿の木プロジェクトに関してですが、先ほど坂議員のおっしゃられたように、長崎で被爆した柿の木が生き残ったことから生れて、被爆柿の木2世、これを通して、子供たち、それから戦争を知らない世代に、平和の意識を高めていくプロジェクトだということが書かれています。こういったプロジェクトについても、市として、また、学校としてどのように取り組んでいけるか、検討していきたいというふうに思っております。幸い、さっきおっしゃられた宮島さん、すぐ近くの守谷市ですので、連絡もとりにやすいですので、そういうことから、積極的に各学校と話し合いをしながら、どんな方法で取り入れられるのか考えていきたいなど、そういうふうに思っていますし、それから、道徳教材としての質問もありましたけれども、これらについては、道徳副読本というのがあって、副読本の中にも、平和についての題材とか取り扱ったものがありますので、そういうのを通しながら、現在は、平和についての学習、道徳の勉強は進めておりますけれども、それらで不足があるとするれば別の教材も取り入れることはできると、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

平和運動をどう取り組むかというようなご質問でございしますが、基本的には、教育関係は、ただいま教育長がご答弁申し上げたとおりでございしますが、実は私も遺族の一人でございます。兄をニューギニアで亡くしておるわけでございしますが、昭和30年前後ですか、東南アジア、ニューギニア等の戦跡巡拝、さらにフィリピン等、戦跡巡拝、あるいは遺骨収集等に参加して、5回ぐらい行っておりますが、そういう中で今後の平和運動というものを考え、それぞれの活動の中で私なりに取り組んできたわけでございしますが、市長、町長という立場では直接取り組んでまいりませんが、ただいま教育長が言われたように、各平和宣言は、これまで皆さんのご理解をいただいてしてきたと、こういうことでございまして、これからは機会があれば平和運動に参加してやってまいりたいと、このように考えております。

○議長（今川英明君） 坂 洋君。

○2番（坂 洋君） 教育長の前向きなご答弁、本当にありがとうございます。

若者や子供たちに、戦争とはどういうものか、戦争は絶対に起こしてはならないという精神を受け継がしていける、また受け継がしていかなければいけない世代というのは、この団塊世代である我々が、最後の世代であるような思いがします。日本は、もっともっと平和について積極的に行動すべきであると思います。福祉の党、平和の党である公明党議員として、強く訴えるものであります。

次に、質問として、平成23年、2011年7月に、地上デジタルの完全移行があります。こ

の円滑な移行に向けまして、本市の取り組みについてお聞きをいたします。

テレビ放送のデジタル化の大きな目的の一つに電波の有効利用があり、平成13年6月に電波法が改正され、平成23年7月24日までにアナログ放送は終了しまして、デジタル放送に完全に移行することが決定されました。このデジタル放送の魅力は、音質の劣化や映像の乱れがなく、高画質高音質のデジタルハイビジョン放送が楽しめるだけではなく、標準の機能として、字幕放送や音声での解説放送、双方向番組、災害情報や暮らしに役立つ情報番組なども提供される予定となっております。デジタル放送のこのメリットとしては、高品質な画像、音質、また、音声の速度を遅くしたり、字幕や解説放送を充実できるなど、高齢者や障害者に優しい利用環境を提供できます。この地上デジタル放送が本格化することによって、ワンセグなどの通信方法で市民にタイムリーに、きめ細やかな情報や災害時の避難勧告など、重要な緊急情報を市民に伝達していくこともでき、将来、自宅にいながら医療や介護申請などの行政サービスを受けることができるなど、新たなサービスの提供が上げられています。

それで、この地上デジタル放送を受けられる費用を調べてみましたが、今、対応できるテレビは安くなっておりますが、一番売れ筋の32インチで13万円前後いたします。また、テレビを買い換えないとすると、チューナーが必要で約2万円、そして、チューナーを買ったほかに、アンテナで視聴している場合はアンテナを交換しなければなりません。その費用は大体4万円から7万円、その差があるのは、ブースターという電波を強くする機械も必要な地域もあることからです。この今までのアンテナの処分費を含めれば、約7万円ぐらいかかるのではないかと聞きました。また、ケーブルテレビに加入すれば、加入料金や月額料金が必要になるわけですが、まだ見れるテレビを買い換えさせられる、あるいはチューナーを買わされる、そうしなければテレビは見られない。受信者、市民にとっては、全く割の合わない話です。

地上デジタル放送への完全移行は国の政策であり、放送事業者は送り手として中継局の整備に取り組まれており、受け手の市民をサポートするために、国や地方自治体は、テレビ難民を生まないよう責任を持って推進していく必要があります。今、国民負担増や物価高の中で、市民は容易に買い換えられるでしょうか。特に深刻なのは、経済的理由で買い換えられない人をどうするかということです。とりわけ、高齢者や障害者、低所得者の方、また、失業者、国の対策で行うわけですから、助成制度などを創設し、テレビが見られないような状態をなくすよう、国に強く求めていただきたいと思います。いかがでしょうか。この高齢者、障害者、低所得者への負担軽減策または助成金等について、つくばみらい市のお考えをお聞かせください。

よろしく願います。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） それでは、ご答弁申し上げたいと思います。

ただいまご質問いただきました低所得者及び高齢者等への負担軽減ということでございますけれども、地上デジタル放送に関する市の低所得者、いわゆる経済的困窮度の高い世帯につきましては、地上デジタル放送が生活に必要な情報を提供していることから、受信機器であるチューナーを無償給付する方向で総務省の21年度の予算に盛り込まれています。具体的計画につきましては、現在のところ未定であります。国の動向を見て、内容が決

まり次第、実施していく計画でございます。

なお、現在、国の計画によりますと、経済的に困窮している低所得者への支援として、平成21年度から23年度にかけて、NHK受信料全額免除世帯に対して支援を行う方向で進んでいるということで、答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（今川英明君） 坂 洋君。

○2番（坂 洋君） 関連する質問ですが、今、テレビは各家庭で欠かすことのできない情報源となっています。また、高齢者にとっては、特に楽しみの一つとなっていますが、民放アナウンサーたちが、テレビの地上アナログ放送は地上デジタル放送への移行に伴い2011年7月24日までで終了しますと盛んにPRをしています。完全移行まで2年と4カ月を切りました。地デジ対応の受信機の世帯普及率は46.9%で、現在の地上アナログ放送が終了する時期についての認知度は75.3%でした。高齢者、障害者などへ働きかけとして、移行に伴って悪徳商法など、住民への説明対策、きめ細かく受信説明会を開催するとともに、販売店、工事業者の紹介などのサポート、テレビが見られない人が出ないように、きめ細かい対応を求めるものです。

また、難視聴地域等も含めて、安心して相談できる体制をつくる必要があると考えますが、市民への周知、啓発、苦情、相談体制について、市として考えておられるのか、担当部長のお考えをお聞かせください。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○総務部長（渡辺勝美君） 私の方からは、市民への周知、啓発につきまして答弁させていただきます。

議員がおっしゃるように、アナログ放送が23年の7月で終了するというところで、デジタル放送に完全移行されるという予定になっております。この地上デジタル放送は、やはり基本的に、国、いわゆる総務省や放送事業者において進められるべきものだと思います。市民への周知、啓発につきましては、広報やホームページの掲載、公共施設でも、ポスターとか、あるいはパンフレットの窓口掲示や設置等をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

○市民経済部長（古谷安史君） 相談体制というふうなお話でございますけれども、地上デジタル放送に関する誤った情報、あるいは不十分な情報に基づきまして、いろいろな関連商品、あるいはサービスを売りつけるといった悪質商法、あるいは詐欺まがいの事件等が起こる可能性が確かにあるかと思います。相談体制といたしましては、現在、市の方で消費生活センターを開設しておりますけれども、4月からは、土日祝日を除きまして毎日、相談窓口を開設いたしますので、そちらの方で対応をしていきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（今川英明君） 坂 洋君。

○2番（坂 洋君） もう一つだけ、この移行に伴って大きな問題があります。地上デジタル放送の移行でアナログテレビが余るわけですが、最大6,465万台が、ごみになるという予測が公表されました。テレビメーカーなどの業界団体である電子情報技術産

業協会が、2007年3月6日に示したものです。この6,465万台がデジタル移行で廃棄され、また、アナログ用のアンテナも、ごみになります。不法投棄が各地で起こる可能性があり、特に、このつくばみらい市では、住宅地と山間地域が混在しており、また、谷和原インターチェンジもあることから、他県からの捨て場所となるかもしれません。これに対して、つくばみらい市に限らず各市町村の共通の課題となりますけれども、我が市としては、どういう対処をするお考えがあるのか、担当部長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

○市民経済部長（古谷安史君） お答えをいたします。

確かに、議員、今おっしゃったとおり、大量のブラウン管テレビが家電ごみとして排出されるということが予想されております。これは、各メーカーのリサイクル・再商品化施設での現在の処理能力を大幅に超える見込みであるといったことから、環境省が各メーカーのリサイクル・再商品化施設の処理能力の向上をということで促した結果、家電リサイクル法に基づくメーカーの義務を果たして、かつ、おおむね適切に処理できるというふうな見通しとなっております。

一方、排出者は、家電リサイクル法に基づくリサイクル料金を支払わなければならないこともあり、ただいま議員おっしゃったように、不法投棄など、適正な処理ルートによらない廃棄が増加されることが懸念をされております。そのため、平成20年11月から、家電リサイクル法に基づくリサイクル料金が一部引き下げられております。例えば15インチ以下のテレビは、現在2,700円ということですがけれども、1,000円下がって1,700円というふうなことで引き下げられております。

しかし、現在のアナログテレビは、専用チューナー等を取りつけることで地上デジタル放送を視聴することは可能になりますので、すべてがこの台数、廃棄あるいはリサイクルになるというふうなことにはならないかと思っておりますので、安価で小型のチューナーの技術開発というのが、今現在、各メーカーで進められているところでございます。

市といたしましては、家電リサイクル法に基づき、適正にこの処理をしていただくよう、広報、先月の2月号でもお知らせをしておりますけれども、今後も、さらに市民の皆様方に呼びかけていきたいというふうに考えております。

また、不正な排出を防止するため、集積所の管理、それから不法投棄防止の監視等も、あわせて市民の皆様方をお願いをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 坂 洋君。

○2番（坂 洋君） この質問は終わりました、次の質問ですが、学校給食についてであります。

最近、世間では、ちょっとしたことで怒る、キレる子供たちの行動と。きょう、ここに来られている福岡小学校の皆さんは、皆さん賢そうな顔をして、遠くからですがけれども、立派な人になっていただきたいと思います。この立派な人になっていただくというのは、親孝行をして、立派な人は例外なく親孝行をしています。じゃあおまえはどうなんだと。私は、やっぱり90歳の母親がおりまして、一生懸命、今まで親孝行をしていなかったものですから、取り返そうと思って、今、一生懸命やっております。皆さんも一緒に頑張りま

しょう。

ちょっとしたことで怒る、キレるという、このような子供たちの共通点として、バランスの崩れた食生活が上げられております。また、学力の低下、体力の低下も、食事に起因すると言われております。近年、子供の食物アレルギーや偏食による肥満など、食が原因の健康問題が深刻化しているという指摘もあります。子供の食と健康に対する関心が高まっています。子供の健康づくり、食への興味、感謝の気持ち、食育で子供の心を育てるという観点から、給食をさまざまな角度から見ますと、学校給食は心の教育として非常に大切だということがわかります。

学校の目標である豊かな子を育てるためには、子供たちが、みずから健康づくりに取り組む姿勢も必要であると考えますが、給食から食育に取り組み、小学校低学年では、いろいろな食品があることを知ったり、中高学年では、食品の働きについて関心を持ったりすることができます。また、最近、生命力を高めるための食の教育、食育が必要不可欠だと多くの大脳生理学者が指摘しています。食育とは、食べ物を選ぶ知恵、生活習慣病にならないための食知識のことで、特に、心身の土台が築かれる成長完了期までの食育のよしあしが、その後の脳と体の健全な発達に大きな影響を与えていると言われています。

以上の点から、小学校低学年から給食を通し食の大切さを教えることは、健全な成長にとって非常に重要であります。食事が変われば心が変わる、正しいしつけは食事からと、子供たちの食生活改善の一層の推進の必要性から、食育についてお伺いいたします。つくばみらい市の食育の内容と成果についてお伺いをいたします。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

つくばみらい市の食育の内容とその成果についてということですが、つくばみらい市の学校給食における食育の推進につきましては、児童生徒が望ましい食習慣の形成と、それから生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることのできる自己管理能力の育成を目標に、給食が生きた教材になるよう、地元の農産物を使用した行事食や、それから、選択給食などを取り入れながら、安全で魅力のある給食の提供をしております。

具体的な施策、それから、成果等についてですけれども、まず、食に関する指導では、年間指導計画に基づいて、給食時の訪問指導、訪問指導というのは、栄養士が各学校等にお邪魔をして、担任の先生などと一緒に指導をする。その給食時の訪問指導、それから、協力授業です。同じようなことですが、それをいろいろな学校で実施をしております。子供たちと一緒に触れ合いながら、食事作法、それから、先ほどおっしゃられたようにバランスのある食事のとり方など、食に関する指導を実施をしております。

これによって、児童生徒が、生産者や地域農業に対する興味、関心を持った様子が見られたり、あるいは食事マナー、いろいろ食べ方もあります。3点食がいいんだとか、それから、はしの持ち方だとか、楽しく食べるとか、いろいろありますけれども、配膳の仕方とか、そういう食事マナーへの配慮、それから、苦手なものでも食べようとする努力が見られるようになってきております。

配布物を使つての食に関する指導では、児童生徒用として、日本型食生活の見直しや理解を深めるための行事食の紹介、いろいろな行事ありますので、その都度、その行事に関連した食べ物などを提供しておりますけれども、そういう紹介、それから、旬の食材を使

って栄養価の高い物をとるなど、その他、食についての知識の高揚を図りながら進めております。それらについては、校内放送等の活用をしたり、あるいは掲示資料を配布して、それを張っていただいたり、また、家庭にも給食だよりを発行して、食についての理解を深めております。

また、地産地消の取り組みでは、より多くの地場農産物を食材として使用するため、J A茨城みなみや、それから、地元の生産者と連携をしながら、できるだけ多くの地場農産物を使いたいということで進めております。今年度は、今までのところ地場の農産物の使用は、市内の使用量が62.7トン、約53.2%です。それから県内産を含めると、これは、市内ではとれないけれども、県内でとれるような食材があります。例えばレンコンのようなものですが、そういうものを含めると67.3%を地場産として利用をしているということです。

このような食に関する指導、それから地産地消の取り組み、それから衛生管理の徹底、これが素晴らしいということで認められまして、今年度は、谷和原学校給食センターが、文部科学大臣賞というのを受賞いたしました。これは茨城県で一つだけです。伊奈学校給食センターでも、同じ賞を9年前に受賞しております。このように、つくばみらい市では食に関する指導が積極的に行われております。今後も、より多くの地場農産物を使用し、学校給食の充実、それから、安心して安全なものが提供できるよう努めてまいりたいと、そういうふうに思っております。

○議長（今川英明君） 坂 洋君。

○2番（坂 洋君） 限られた経費の中で、バランスのとれたメニューを、子供たちに喜ばれるよう工夫され、努力されている栄養士さん、調理師さん方のご苦労は、大変なことだと思います。しかし、一生懸命考え計算して栄養のバランスのとれたメニューも、その大前提として、すべてきれいに食べ残しもなく完食をしてこそであります。子供たちは、小学校でも中学校でも食事の心配をすることなく、栄養士さんが健康に配慮をし、調理師さんが心を込めてつくってくださった給食を毎日食べています。しかし、飽食の時代に育った子供たちにとって、この給食を残すことに、もったいないなという気持ちはあまりないのではないのでしょうか。今、地球上では1分間に28人という驚くべき人たちが、飢えて死んでいると言われております。その一方、我々は、日本では太り過ぎが深刻となったり、やせるための産業がもてはやされたりしております。給食を楽しみにしている子供がいる反面、個人差はあると思いますが、食べ残しがとても多いのが気になります。もったいないと思う感覚が、希薄なのではないかと思うわけであります。

先日、私は、取手二中の、取手市役所の隣の中学校ですが、学校でつくっている給食を試食をいたしました。さらに、おととい月曜日、秋田議員を誘って、谷和原の給食センターで、この市の給食を試食をいたしました。どちらも完食して満足できるものでした。ここでお尋ねいたしますが、つくばみらい市では、各給食センターに戻されてくる毎日の残食の量は、どのぐらいの量になるのでしょうか。また、残食の処理の仕方と最終処分は、どのようなになっているか教えてください。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

給食の残食の処理と、それから、量ということですが、残食については、主食、

ご飯とかパン、それから、おかず類に分けて給食センターに届けられます。おかず類については、ディスポーザーという機械で細かく碎いて水分を抜きます。それから、残食のご飯、パン、おかず類、それから、下処理で出た野菜くずなどは、養鶏業者のところに引き取っていただいて、処分をしているということです。

量については、19年度では、1日約330キロぐらいの、これも日によっては違いますけれども、330キロぐらい残る日もあるというようなことです。

なお、牛乳については、牛乳業者の方に回収をしていただいて、処分をしていただいている、そういう状況です。

以上です。

○議長（今川英明君） 坂 洋君。

○2番（坂 洋君） もう時間が迫ってまいりましたので、提案ということだけで終わりにいたします。

残す原因について、考えられることは、まず、嫌いなものがあるから残す、食べたくないから残す、食べる量が多過ぎる、食事時間が少ないから、体調不良ということが、いろいろ考えられますけれども、特に食事時間が少ないから残食が出るという問題は、ぜひ改善すべきだと思います。

東京の足立区の学校で、食事時間を今までより5分間延長したところ、おかわりする児童もあり、おいしかった、楽しかったという反応でありました。この学校の統計で、残食率が、今まで平均25%程度だったものが、食事時間を5分延長したことにより4%減って、21%になったということです。学校の給食時間は、準備時間、食事時間、片づけ時間で合計30分ほどでありますけれども、食事時間だけ5分間伸ばすことにより、先生と児童とのかわり、触れ合い時間も増えることになりました。大変よいことだと思います。これも、つくばみらい市でも検討してみたいかと思いますが。

もったいないという言葉、これは環境分野でノーベル平和賞を受けたケニアの環境副大臣のワンガリ・マータイさんによって、このもったいないという言葉が世界の共通語になりつつあるということです。いよいよ、これからは使い捨てる時代から、使い回しの時代の循環型社会になります。限られた資源をむだにしないで効率的に使っていくということが必要です。このもったいないという手段が、ごみを減らすリデュース、資源を繰り返し使うリユース、再利用をするリサイクルの、この3R運動が進められていくことが、環境保全をしていく近道です。そこで、また、この給食時間の延長とともに、給食の残食をさらに、鳥に食べさせるということもありますけれども、さらに有効利用して堆肥をつくってもらう、生徒たちに経験してもらうということによって、もったいないの意識や環境に対する問題意識などにも発展していくことを期待するものであります。

この食事時間の延長、給食の残食を有効利用して堆肥づくりを行うことを提案しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今川英明君） ここで暫時休憩をします。

10分間休憩します。

午前10時55分休憩

午前11時05分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、4 番染谷礼子君。

〔4 番 染谷礼子君 登壇〕

○4 番（染谷礼子君） 4 番の染谷です。よろしくお願いいたします。今回、2 問通告をしておりますので、順次お伺いをいたします。

1 問目は、生活支援制度の充実についてということでお伺いをいたします。

現在の社会経済状況は、まことに厳しい冬の時代と言われております。つくばみらい市では、飯島市長が会長を兼任されております社会福祉協議会による市の単独事業として、生活支援事業で小口貸付金制度が実施をされております。この制度は、具体的には、低所得者で市内に3カ月以上住んでおられる方が対象となり、一時的に生計の維持が困難になった世帯に生活支援をするというものです。貸し付けの限度額は、最高10万円を無利子で貸し付けをしております。この10万円の貸し付けには、原則保証人が必要です。また、緊急を要するときの貸し付けとして、保証人をつけずに2万円の貸し付けを受けることもできます。市の社会福祉協議会の窓口が、相談者の状況にあわせ対応をしていただいております。生活困窮者の相談窓口として、私は、大変評価をするところでありますが、昨年からの経済危機に伴い、景気の悪化は、予想をはるかに上回る状況で家庭に襲いかかっております。特に、雇用問題は大きな社会問題となっております。

昨日の新聞でも、トップニュースに取り上げられておりましたが、昨年末から、職と住まいを失った人の生活保護の申請が急増をしております。つくばみらい市につきましても、昨日の一般質問での報告にもございましたが、昨年の10月から企業廃業をしたところは18件との報告がありました。大変に増加をしております。つくばみらい市の市民の方でも、そのあおりを受け、苦しんでおられる方が多いのではないかと思いますのであります。そこで、市内における貸付金制度の利用状況を伺いたいと思います。

それから、貸付金につきましても、具体的には、金額の増額が第一ではありますが、この辺の見直しについてということでお伺いします。

貸付制度でありますので、保証人をなくすことは難しいことかもしれませんが、やはり貸し付けを受ける方にとっては、一番問題になる点でもございます。現在の保証人の取り扱いにつきましても、市のご所見をお聞かせください。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） ただいまご質問に対しましてお答えを申し上げたいと思います。

ただいまご質問ありました社会福祉協議会の小口貸付金制度に関する件につきましては、組織が別法人であるために、質問内容を社会福祉協議会への要望として受けとめさせていただき、理事会に報告させていただきたいと思います。

私の方で掌握している内容につきまして、若干答弁させていただきたいと思います。

小口貸付金制度の利用状況につきましては、平成19年度が申請18件、貸付金額で42万円、それから、平成20年度2月23日現在でございますが、申請が17件、貸付金額が32万6,000円、例外規定貸付金、要するに2万円の方でございますけれども、34件というふうに伺っております。

また、貸付金額の見直しということでございますが、上限が10万円につきましては、他市と比較しても低額ではないというふうに思われております。5万円という市町村もござ

いますので。例外規定貸付の2万円につきましても、利用者から、もっと額を上げてほしいというような要望はないというふうに伺っておるところでございます。

次に、保証人の緩和ということでございますが、給付ではなく貸付制度であるということで保証人は必要であると。ただし例外規定の2万円の貸し付けについては、必要ないというふうに処理をしているところでございますが、このことにつきましても、利用者からのご意見等はないというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） 部長の方から答弁をいただきました。今の答弁の中で要望がないということでしたけれども、やはり窓口に行く方にとっては、お金を借りるということで、そういったところも踏まえまして、要望が出ていないということだけではなくて、現状を把握していただきたい、このようにも思います。

それから、組織外のことであるということで、要望していくということで受けとめていただくという答弁もございましたが、やはり予算化をされておる事業でございますので、もう一步拡大をしていただきたいということを要望いたします。

また、県の社協の方へ、ぜひとも要望をしていただきたいということで、ここで参考までに、県の社協で実施をしている生活福祉資金貸付制度についてということでお話をさせていただきたいと思います。

県の生活福祉資金貸付制度には9種類ございます。この内容は、事業資金や技能習得資金として更生資金、また、臨時的な資金として福祉資金、3番目として、増改築費用の住宅資金、4番目に、高校大学の費用に関する修学資金、5点目に、入院や通院また介護費用の療養介護資金、6番目に、一時的な資金として緊急小口資金、この制度は保証人が不用で、限度額が今までは5万円でしたが、19年度から10万円になっております。7番目に、災害を受けたときの災害援護資金、8番目に、再就職までの資金として失業者世帯に離職者支援資金、9番目に、低所得高齢者世帯の方への長期生活支援資金と、このようにたくさんさんの支援がございます。

現在、市の社会福祉協議会が窓口となって県につないでいただいておりますが、手続等につきましても、個々に県の社会福祉協議会とやりとりをしなければなりません。貸し付けを相談される方にとっては、緊急時のことでもあります。申請や手続をもっとスピーディーに対応する必要があるのではないのでしょうか。この県の窓口である業務を市で取り扱えるようにしていただければ、大変喜んでいただけるのではないかと、このように思うのであります。

また、経済状況が大変厳しいときでもありますので、相談機能の強化の一つとして、この制度を社協だより等でお知らせをしてはどうかと思うのでありますが、この2点について、もう一度お聞かせください。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） お答えを申し上げたいと思います。

県の社会福祉協議会で実施している貸し付けでございますけれども、19年度は2件というふうに伺っております。これにつきましては、修学資金2件で685万6,000円、それから、20年度は3件で、療養が1件、自動車購入が2件ということで、646万3,000円というふう

に伺っておるところでございます。これにつきましても、相談窓口は市の社会福祉協議会の方で実施しているところでございます。

なお、貸付制度の周知につきましては、今後、社会福祉協議会の広報等を活用しまして、積極的に広報していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） ありがとうございます。

確かに、この生活支援制度は経済的な自立支援が第一の目的ですので、必ずしも充実することがよいとは言えないかもしれませんが、やはり現在の社会情勢から考えますと、緊急を要する場合に限っては、その事務作業だけでも一元化をしていただきたいと思います。

また、県の利用状況の報告もございましたけれども、少ないから利用する人がいないということではなくて、やはりもっとこういう制度を受けやすい取り組みをしていただくことも必要ではないかと思います。そのお手伝いとして、地域の行政サービスがそのお手伝いをさせていただくという取り組みを、ぜひとも今後お願いをしたいと思います。今後の取り組みに期待をいたしまして、1問目の質問は終わります。

続きまして、2点目に通告しております職員の昼食及び休憩場所についてということでお伺いをいたします。

現在、職員の昼食や休憩は、主に仕事場と庁舎内で行っております。よく市民の方から、昼休みなどは、特に声がかけにくい、頼みにくいといった声があります。これは部署によって異なるかとは思いますが、窓口業務の多いところでは、職員の方は分けて休憩をとらなければならないわけですが、市民感情からは、休憩時間であっても、職員の方が暇だとか、遊んでいるといった誤解を招いてしまうこともあります。何よりも職員にとっては、大変気の毒なことだと思うのであります。

そこで、両庁舎の勤務時間帯、また、食事や休憩のとり方について、初めにお聞かせください。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○総務部長（渡辺勝美君） 今の状況でよろしいですか。

○4番（染谷礼子君） はい。

○総務部長（渡辺勝美君） 昼食及び休憩場所ということでございますが、現在、職員の昼食につきましては、特に窓口業務の中心となります市民窓口課におきましては、休憩時間に完全シフト制をとっております。休憩する職員は、離席して別室において昼食をとるようにしております。職員の休憩時間の確保と市民感情への配慮という、二つの立場からの運用ということで、昨年の4月から、市民窓口課については改善しているところでございます。

しかしながら、昼食時に、やはり見えられる方が結構多い状況でございます。そういう中で、本当に多い際には、やはりサービス優先ということも考えなければならないわけですから、そういうシフトも崩れてしまうということもございます。

また、市民窓口課に次いで来客者の多い福祉部門、あるいは税務部門でございますが、こちらでも、休憩時間中の勤務は交替制をとっております。市民の皆さんの利便に寄与しているところでございます。そういう状況でございます。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） 行政の仕事は、どこまでいっても市民へのサービス業でありますので、常に親切で丁寧で迅速な対応が基本であると思います。しかしながら、本市に限らず、全国的に厳しい財政状況のもと、行財政改革の取り組みが行われております。本市におきましても、財政健全化計画の一つとして職員の削減が計画に入っております。平成18年から平成21年までに25名、平成22年から平成24年までに16名の削減がされます。今後、ますます職員の負担は大きくなるものと予想されます。

まずは、健康管理の面からも仕事と休憩ははっきりと区別をしていただき、今まで以上によい仕事をしていただきたいと思うのであります。そのためにも、環境を整える上から、休憩所を設けてはどうかと思うのであります。幸い、伊奈庁舎につきましては、合併後に3階の議場があいております。3階には、議場を初め、全員協議会室、議長室、委員会室、職員控室などがあります。また、トイレや給湯室もついておりますので、特別、経費をかけずに、この3階を活用できるのではないかとと思うのでありますが、この辺について、再度伺いをいたします。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○総務部長（渡辺勝美君） これまでも、何らかの方策は考えなければならないということであるわけですが、確かに職員数も多いということもありまして、一堂に会するという特定の場所ということになりますと本当に難しい。現実には、自席とか、あるいは、他の場所で食事をとっているというような状況でございます。谷和原庁舎を見ましても、庁舎北側に食事ができるような休憩室として設けております。伊奈庁舎におきましては、庁舎自体が非常に手狭でございまして、休憩室は設置しておりません。

伊奈庁舎の場合に、3階の委員会室とか、これらもあるんですけれども、今、会議室としての利用頻度が非常に高い状況です。ちょっと、そういうこともございまして、難しいというところでございます。

今後、財政事情等が好転すれば、そういう改修工事ができるのではないのかなということと考えております。新たに検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） ありがとうございます。

谷和原庁舎の方には、北側に整備をしているというお話でしたけれども、確か谷和原庁舎の方では、喫煙所も整っておるようですけれども、伊奈庁舎に関しましては、よくわきの出入り口で喫煙をされている職員の方をお見かけします。また、車の中で休んでいらっしゃる方の姿も、見かけることがございます。休憩場所を設置することで、職員の仕事と休憩のメリハリをつける、こういうことで大変職員の方にも休憩としてしっかりとっていただく、また、庁舎に来られた市民の方にとっても、気遣うことなく用事を済ませることができるのではないのでしょうか。双方にとって大変よいのではないかと思いますので、ぜひとも休憩場所の設置を検討していただければと思います。このことを要望いたしまして、今回の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（今川英明君） 次に、18番川上文子君。

〔18番 川上文子君 登壇〕

○18番（川上文子君） 18番の川上です。3点について通告をしてあります。順に質問をしたいと思います。

1点目の第三次ごみ処理施設建設の計画について、前回に引き続いて質問をしたいと思います。

昨年3月に、実際には、この処理施設の契約が行われているんですけども、私自身は、ガス化溶融炉、しかもキルン式ということで契約が行われた、この契約そのものを見直しをするようにということで再三要求をしてきました。そもそも、ガス化溶融炉が原発並みの管理体制が必要となる大変危険度の高い施設であるということ、それから、建設費も運営費も非常に高い、メーカーも、実際には、ガス化溶融炉を設置したメーカー自身も手を焼いているというのが実態だというふうに思います。しかも、その中でもキルン式というのは、設置数が最も少ない機種で、平成16年から1カ所も設置をされていない。この機種を選んだということで、ガス化溶融炉そのものの契約の見直しを私は求めてきました。

しかし、先日、今の351トンのストーカ炉の建設をして、現在、管理運営の委託を受けているカワサキプラントシステムズ株式会社にお話を伺いました。その中で、基幹改修によって、今後20年間延命可能だというふうに担当者は語っています。この話を聞きまして、機種そのものではなくて、建てかえすることが、そのものの是非が問われるのではないかと。建てかえなのか延命なのかと、この問題、このところの是非が問われるのではないかと。いうふうに思って、副管理者として、市長が、この間の判断にどうかかわってきたのか伺いたいというふうに思います。

カワサキプラントシステムズ株式会社にお話を伺ったのは、2月の12日です。取手市と、それから、守谷市、つくばみらい市、常総市、それぞれの議員、それからオンブズマンの方を含めて9人が参加をいたしました。対応していただいたのは、営業本部国内営業1部の東部3グループ課長代理の小口さん、それから、グループ長の鶴岡さんです。いずれも、現在の管理運営の実際の業務にかかわっている担当者であります。常総広域の組合の方にも、こういう場で、私たちは、率直に技術についてお話をすることによって、というふうに、この2人の方は語っておられましたけれども、その中で、この2人の担当者が話された中身を要約をしますと、そもそも基本的に、ああいう大規模なプラントというのは、15年、20年で使用できなくなるものではないんですよということです。同時期に、他6カ所で建設をストーカ炉で行ってきたけれども、いずれのところでも、今、延命についての協議を行っている。他のところについていうと、延命も視野に入れて、平成14年ごろのダイオキシン対策事業で排ガス処理関係で抜本的な対策事業を行ったと。

常総は建てかえという方針だったので、最小限の対応しか行っていないという点で、ほかの同時期の6カ所との違いはあるけれども、今から基幹改修は十分やり得ると。金額については、綿密な検査をしなければわからないので、金額自身は出せないけれども、建てかえと比べれば大幅に費用は削減できると。この中で、じゃあ、今まで常総組合のところから、基幹改修で延命できるのかという打診を、カワサキプラントシステムズは、その打診を受けたことがありますかという問いに対しては、1回もありませんということなんです。基幹改修について、じゃあ、基幹改修したとして、今後20年間延命はできますかと言ったら、できますという返事です。

私は、もともとが大きく崩れているのではないかと。いうふう思うんですが、そもそも飯

島市長も、平成10年の建てかえを決定した時点に、もう副管理者として存在していたわけですが、基幹改修で延命できるか否かの検証をその時点でしたのかどうなのか、このところについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） いわゆる、今、皆さんにご心配をおかけしております第三次ごみ処理施設の建設についてということのご質問でございますが、今回、この施設の建てかえの決定に至った経緯については、ごみ焼却によるダイオキシン類の環境対策、埋立最終処分場の減量化、これは最終処分場なかったわけでございますから、ごみ焼却熱の高効率活用などを背景に、平成13年の3月に策定した常総環境センター廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画及び茨城県企業局と合同で、同年12月に策定した常総広域圏廃棄物処理・発電事業調査で、ガス化溶融方式での更新が位置づけられたわけでございます。

その後、既存用地での施設更新を図るため、焼却方式をガス化溶融方式とするということで、地域住民の同意を得るべく、同時進行的にやってきたわけですが、各溶融方式に対する検討、検証を管理者会や組合議会、地元代表者とともに協議をしましてまいりました。

また、既存施設の延命化ではなく、施設を更新することとなった理由といたしましては、基幹改良となった場合、いわゆる、さまざまな問題点が生じるわけでございまして、更新を前提に事業を進めてきたところでございます。

それとともに、循環型社会形成基本法に基づいて、各種ごみ減量化の施策を実施するため、資源として回収し処理する施設を追加するなど、リサイクル推進をするための施設として重要な役割を果たすためのものであると考えております。

○18番（川上文子君） 答えていないんですけれども、基幹改修についての検証をしたのかどうなのかということなんです。

○市長（飯島 善君） もうちょっと話してください、ちょっと聞き取れなかったんで。

○18番（川上文子君） 基幹改修で延命できるかどうかの検証はしたんですか。

○市長（飯島 善君） これはしました。当時、議員にもご案内したと思いますが、これは財源的な問題、いわゆる補助等がつかないと、こういうことでございまして、あの当時で100億円ぐらいかかるというお話でございましたが、そういう財源的な問題等もありまして建てかえすると、こういうことになったわけでございます。

以上です。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 確かに基幹改修であれば、交付金制度になりましたから、建てかえであれば交付金は出ると、改修であれば交付金が出ない。その前、補助金でしたから、基幹改修でも補助金は出ただけけれども、交付金制度に2004年から変わって、その段階から交付金が出ないというふうに、基幹改修では出ないというふうに変わりました。今聞いているのは、今のストーカ炉が、この間の見直しをしろという要求に対しても、もう延命できないんだと、さんざん言ってきた。本当に、今の炉が延命できるかどうかの検証をしたのかということなんです。それは、明らかにしていないんですよ。カワサキプラントシステムズもしていないというふうに言っていますから、していないんです。

それで、同時期に建てた6施設について、カワサキプラントシステムズが、いずれも延命の方向で協議をしているというふうに言っていたので、確認をしました。6カ所と言わ

れた中の1カ所については80トン炉なので、大変小さいので、そこは省きまして、ほかの5カ所について確認をしました。

千葉県の八千代市、ここは流動床炉で日120トン炉です。ここは、今後10年間の延命のための基幹改修の計画を出してもらったけれども、実際には、財政難で、協議はその手前にもなっていないということで、基幹改修の方向で取り組もうとしているけれども、お金がないので、そのことも今でき得ない状態で、しかし、12年に、一定の改修を行ったので、今、十分動いていますというお返事です。

それから、福島県の会津広域組合、ここは225トン炉です。ここは、次年度から調査をして、基幹改修か建てかえか協議を始めると。平成11年から13年度の間に、基幹改修を見込んで30億円を投じて改修を行ったということで、現在、順調に稼働しているということで、これから、基幹改修か建てかえかの協議を始めます。

それから、愛知県の東部知多組合、ここは240トンの炉ですけれども、これはストーカ炉です。平成12年、13年、15億円でダイオキシンの対策をしたと。それから、18年から21年、10億円で10年間の延命改修をして30年間使う予定だということで、31年に建てかえるという竣工予定で、今、その準備はしているということですが、30年使う。

それから、滋賀県の大津市・志賀町の組合、これは170トン炉ですけれども、部分改修し、基幹改修はやらずに、平成27年から30年に建てかえる予定ということで、現在、3カ所あるということで、昭和56年建設の施設を建てかえているということで、平成元年の、この組合の川崎重工のものについては、30年間使うということです。

それから、兵庫県の神戸荊藻島、ここは大きい炉で600トン炉なんですけれども、神戸には落合クリーンセンターと港島クリーンセンターというのがあって、港島センターが59年建設、落合クリーンセンターが54年建設ということで、川崎のは、平成2年に建設をしたものなので、とてもとても、そこは計画は何も考えていないと。港島センターの59年の建設のところについて、今、大規模改修計画を行っていると、計画中だということです。川崎重工がやった平成2年に竣工したもの、ここについては、当面、五、六年、とても大規模改修の予定はないというふうに言っています。

川崎重工がつくった当時のいずれの施設でも、こういう実態です。20年目に建てかえするところというのは、1カ所もないんです。建てかえを予定をしている愛知県の東部知多組合でも、それから、滋賀県の大津・志賀町組合でも30年間使う、そして、建てかえをするんだと。そうじゃない、建てかえでなく、もっと延命しようと方向を出しているであろう神戸市、八千代市、会津広域組合も、協議は、これからか、または協議まで至っていない状況なんです。これが現実で、私は、そのカワサキプラントシステムズに話を聞いて、で、この同時期に川崎重工が設置したそれぞれのところを聞いてみて、常総広域の判断というのは、極めて異状な判断だったというふうに思います。

この間、処理能力の限界なんだと、耐用年数の限界なんだというふうに言ってきたけれども、処理能力の限界ということからすると、現在の炉は日351トン、これからつくろうという炉は、循環型社会形成の方向に向けて258トンですから、トン数も小さくすることですよね。耐用年数の限界からいっても、ほかの同時期につくったストーカ炉の状況から見れば、明らかに延命が十分でき得るし、実際に、今、あの炉を管理運営している、委託を受けているカワサキプラントシステムズ自身が、十分やり得ると。もし、その方向で方向変換されたときには十分できますかと言ったらば、十分できるという返事なんです。

これは何だということなんです。もともと管理者たちが決めてきた、もうこの炉はもたないんだということで、方向変換の判断をしたのは平成10年、だから、建てて10年で、本当に、ほかのところでは全く協議もしていない中で、平成10年のときに、もう建てかえをすると。そこから、その機種選定を含めた地元協議も含めてやってくるわけで、異状な行程だというふうに私は思います。

昨年の3月の契約の時点に組合の方から出した、各施設の対応策の状況という資料が出されて、今、市長が説明されたように、基幹改修すると費用は100億円かかるんだと、最大でも、基幹改修しても10年程度の延命しかできないと、交付金も出ないので、建てかえを決めたんだというふうに説明をされていますけれども、この100億円について、だれが、この数値を打ち出したのかと、職員に確認をしましたけれども、現場の技術者の職員が概算で出したものですと。具体的に、今の炉の点検を含めたきちっとした精査して、どのぐらい基幹改修すればできるのかという金額をはじいたのかと言ったら、そういうものではありませんと。カワサキプラントシステムズも、この100億円の金額については、全くかわっていませんということです。最大で10年程度の延命しかできないと言っているこのものについても、カワサキプラントシステムズの担当者が言われているように、全く事実と反する結果になってきているというふうに言わざるを得ないんです。明らかに常総広域の判断は異状な判断だというふうに思うわけですが、現施設の延命の可能性含めて、私は、この時期、再検証すべきだというふうに思うんですけれども、副管理者として、どう考えますか。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） これは川上議員、広域議員ですから、川上議員もね。そういうことは、向こうへ話はしてあるんだと思いますが、次回、管理者会があったときには、そういう意見がございましたと、こういうことを伝えたいと、このように思っております。私が、ここで判断をして、こうせいあせいと言うわけにはまいりませんので、広域のことでございますから、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 市長として、副管理者として、重大なやっぱり判断のところにいたわけですから、その判断自身が公正な判断ではなかった、事実を検証していなかったんだということであれば、やっぱり見直しをする決断を、私はすべきだというふうに思います。

そもそも、この間の経過、再度確認をしておきますけれども、事実を検証して公正な判断によってつくった計画ではない、しかも、ことごとく四つの市議会、市民の声を無視してきた計画だったというふうに思います。そのところをしっかりと押さえる必要があるんじゃないかというふうに思うんですけれども。

一つは、何遍も言いますが、3市の議会の意思を無視して、随意契約に等しい極めて不当、不法な入札が行われた契約自身の問題です。国の契約の手引きに反して、キルン式に機種を限定して入札をしたと、指名業者がわずか2社で、取手市議会、つくばみらい市議会も、白紙撤回を求める意見書を出したわけです。で、常総市議会も、同様の要望書を提出をした。ところが、3市の議会の意思を無視して、入札適正化法に反するほとんど随意契約に等しい極めて不当、不法な入札が行われた、これが一つ。

それから、もう一つ、基本計画、機種選定比較分析、それから長期運営管理関連業務、それから施行監理業務、すべてのこの間の計画のコンサルを引き受けていた環境工学が倒産をしたんですよね。この倒産によって、計画の決定、それから、結果に対する信頼性が大きく損なわれているという問題です。すべての計画の中で、この環境工学がかかわって、キルン式が安全で効率のよい機種だということを選択をするときに、大きな役割を果たしたこの環境工学が、贈賄容疑で逮捕される、談合容疑で逮捕されると、そして、その結果として、企業不振になって倒産をする。これを受けて、ここでも、取手でも、守谷でも、決定やり直しを求める意見書を出した、昨年9月です。さらに、常総市議会が、キルン式についての再調査をなさいたいということで要望を出した。ところが、これを無視して進めようとしたけれども、会田管理者も、3カ月間の運転中止という判断をしたわけです。

ここで、CM導入をするわけですが、CMの導入に当たっても、技術者も明らかにされない。まさに管理者の恣意的な契約発注で、1社のみで日本環境衛生センターに発注がされる。しかも、キルン式ガス化溶融炉に限っての検証です。しかも、技術者も、環境衛生工学部門しかいない、機械技術者だとか、電気技術者もいません、それから、1級建築技師もいないし、建築構造技術者もない、こういう日環センターに委託をする。まさにCMの要件からほど遠い、本来のメーカーより上回る技術を持たなくてはならないというふうに言われているCMの国のガイドラインからいっても当たらない技術者を1社のみで決めて行う。国土交通省のCMガイドラインでも、資質能力のないCMに委託をすれば、それだけリスクやコストがかかるんだというふうに言われていますけれども、まさにそういう結果になりかねない形で、このCM業務を受け取るということです。

先日、この技術報告というものが出されました。概略だということを出したわけですが、その中で、十分な各種調査をやらされてきたんだ、適法なんだと、それから、契約の変更については不可能なんだと、それから、大変煩雑な手続がかかるということをして、豊橋、掛川、菊川等も見てきたけれども、安全で円滑な操業をやっていると。高いという指摘が出されているけれども、建設費をめぐっても、いろいろな議論が出されているけれども、ごみ処理施設については、いろいろ、建設費の特徴があって、いろいろな変動要因も加わって、他施設と比べても妥当だというような概略のものが出されています。

しかし、この裏づけになる図書について、今、私は要求していますけれども、いまだかつて、組合にも、この図書は出されていません。どうして、こういう分析結果が出たのかということについて、図書が出た段階で大いに議論をしたいというふうに思うわけですが、資格要件がないCMの技術結果ということからすると、具体的な図書の中身を見なければ、それぞれの経過についての分析の突っ込みはできませんけれども、極めて不十分な結果のものでしかないだろうというふうに、私は思います。

さっき言いましたように、カワサキプラントシステムズの話からも、3点目として、そもそも建てかえという方法を選ぶしかなかったのかという問題についても、多くの疑問が出されてきている。

それから、4点目として、今、参加4市ともですが、今まで経験したことのないような歳出削減に取り組まなければならない大変厳しい財政状況にあるわけです。前回の議会で市長自身も答弁をされていて、大変、灯油も高いとき、それから建設資材も高いときに契約をしているということで、価格については疑問があるというふうに言われていま

したけれども、現契約は4市の行政能力をはるかに超える212億円ですけれども、建設費、起債償還、合わせると4市の負担額は170億円になるんです。つくばみらい市でいうと29億8,000万円、ここに今度は、実際に完成すると、高温処理の高性能の技術を要するシステムですから、大変損傷も激しくて、膨大な施設管理運営費がかかるというふうに言われていて、三井造船が出した1回目の管理運営費で試算をしましても、つくばみらい市の17%の負担割合からすれば、40数億ぐらいの金額の負担をせざるを得ない。それを合わせると、70億、80億のつくばみらい市の負担。

きのうの議論の中でも、特例債事業ですら見直しをしなければならないと言っているときに、財政的にも、この機種の選定が本当に妥当なのかどうなのか、再度やっぱり検証することが、私は、求められているというふうに思います。基幹改修で、あと15年か20年、私は、現施設の延命の可能性を検証すべきだというふうに思うんです。ぜひ市長の副管理者として、そして市長として判断を仰ぎたい。常総広域の組合議会も、今までないような、2月25日の議会で、今期末までの延期という判断をして、各市の議論を待って、そして、来年度の予算を審議しようということ、延期という形になっているわけですから、ここがやっぱり今、判断のしどころだというふうに思うわけですが、市長の再度の答弁を求めたいと思います。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今、議員がおっしゃったように、作業は休止していると、こういうことでございますが、実は、この休止の前段で、私は、今、議員がおっしゃったように、物価の高いときの積算の契約だろうと、こういうことで、この点については、よく精査をして見直す必要があるだろうと、何とかしてくれと、こういうことで管理者会のときにも申し上げました。それと、議員から、この問題は出ませんでした、同時に、白寿荘の方の建てかえも、ずっと計画を立てられたと、こういうことで、私は、これは絶対反対だと、今、そういう負担まではできませんよと、こういうことで申し上げて、白寿荘は見送ったと。1年見送るんだか、2年見送るんだかわかりませんが、とりあえず見送ったと、こういう結果が出たと思うんですが、また管理者会のときには、今、議員からおっしゃられたようなことを、また申し入れをしたいと、こう思っておりますが、問題は、4自治体で構成しているわけですから、私1人では、やはり今の時代でございますから、言う意見が通るかどうかという問題は、これはご理解をいただきたいと思います。とにかく今のお話は、要望として出しますから。

以上です。

○議長（今川英明君） 川上議員、あと2問あるんですけれども、時間の関係で午後にしたいと思うので、よろしくお願いします。

ここで暫時休憩をします。

1時から再開します。

午前11時56分休憩

午後 1時00分開議

○議長（今川英明君） 会議に入る前に、皆さんにお願いします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いします。

傍聴者の方に申し上げます。傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音などは禁止されておりますので、守るようお願いいたします。

また、本市議会では、小中学校の児童生徒を対象に計画的に議会の本会議を傍聴していただくために、市教育委員会並びに各学校の協力のもと事業を展開しております。本日も三島小学校の6年生の児童が傍聴に来ております。本会議中に、途中、入退室などすることがありますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

18番川上文子君。

残り時間は32分です。

○18番（川上文子君） 2問目の質問に移ります。

暮らし、雇用、経営を守るための緊急要望書に対する取り組みについて伺いたいと思います。

2月16日の衆議院の予算委員会中央公聴会でNPO法人のもやいの湯浅事務局長、派遣村の村長をやった方ですけれども、もやいの湯浅事務局長が、3月までに万単位の人が路頭に迷うことが予想されているというふうに言われました。で、2月24日の参考人質疑で、宇都宮健児弁護士は、派遣村は貧困を日本社会に突きつけ大きな衝撃を与えたというふうに語っています。今、国にも、地方自治体にも、雇用と景気をめぐる深刻な声が突きつけられています。昨年10月から12月期の実質国内総生産GDPは、年率換算で12.7%下落、厚生労働省が2月27日に公表した調査結果は、派遣切りなどによって昨年10月以降に職を失った非正規労働者が、今年3月までの予定も含めると15万7,806人に達するということが明らかにしました。雇用情勢は悪化を続けて、企業の倒産は増え続けています。

しかし、そういう中で、今、政府が2009年度予算案の議論に入っているわけですが、こうした深刻な経済悪化を緊急に食いとめる対策、それから、暮らしと内需の回復に役立つ方策も、極めて不十分だというふうに思います。雇用対策についても、短期的、一時的で、庶民に痛みを押しつけてきた社会保障費の抑制路線、ここに固執をし続けているというのが実態ではないかと思います。だからこそ、地方自治体の暮らしと雇用、経営を守る取り組みが強く求められるところです。

私たちは、1月の29日に、暮らし、雇用、経営を守るための緊急要望書というのを市の方に提出をいたしました。6点についての要望事項を出したんですが、私の方からは、1から5点について、取り組み状況、今後の対応について聞きたいと思います。1から5点を読み上げます。

1点目が、つくばみらい市に、暮らし、雇用、経営を守る対策本部を緊急に設置することとともに、相談窓口を開くこと、2点目、市内の企業や業者の状況をつかんで、市内の企業に対して、社会的責任として雇用を守るように市として要請すること、3番、ハローワークや市の商工会との連携を図って、雇用情勢等の情報交換を円滑に進めること、4番、離職を余儀なくされた非正規雇用労働者を市の臨時職員として雇用する緊急対策の検討を行うこと、5番目として、生活保護、セーフティネット融資保証、緊急保証枠、それから自治金融、小口生活資金融資などの相談に積極的に応じること。

この5点の中の生活保護については、3問目で別枠で質問を立てていますので、それ以外のことについて、できれば担当の方から丁寧にご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

○市民経済部長（古谷安史君） お答えをいたします。

去る1月29日、緊急要望書として提出のありました点でございますけれども、まず、第1点目の市に暮らし、雇用、経営を守る対策本部を緊急に設置し、相談窓口を開くことについてでございますけれども、ご案内のように、市の行政組織には産業政策課がございます。その課の中で、セーフティネット保証認定や自治金融、あるいは振興金融の貸し付けの相談などに対応をしているところでございます。

今回の景気、雇用情勢の急激な悪化により、窓口が対応し切れないような状態になる場合には、当然、緊急的な対策窓口の検討もしなければなりません。これまで、中小企業信用保険法第2条第4項第5号のいわゆるセーフティネット保証制度の認定事務に関しましては、現在、かなりの増加をしておりますけれども、それ以外につきましては、通常の窓口業務で対応できるものというふうなことで考えております。

次に、2番目の企業への社会的責任として雇用を守るよう要請することというふうなことでございますけれども、現在の景気の悪化は、企業そのものの存続までも危ぶまれるような危機的状況でございます。議員のご意見、ごもっともでございますけれども、そのために、その企業が倒産しては、さらに今度、状況の悪化を招くというふうなことになりますので、連日報道されておりますように、大企業であっても非正規社員の派遣切りなど、多くの問題が出てまいりました。市内の企業に対しましても、大企業から、いわゆる中小零細企業まで、節度ある対応をお願いしたいというふうに考えております。

次に、3番目のハローワーク等との円滑な情報交換についてでございますけれども、ハローワーク常総の協力を得て、現在、伊奈・谷和原両庁舎と、それから、市のホームページ上に、求人情報を毎週のように掲示して、また、更新をして、情報の提供と共有を図っているところでございます。また、さらに、市の商工会とも連絡を密にして、連携を図っているところでございます。

それから、4番目の市の臨時職員として雇用する緊急対策の検討というふうなことでございますけれども、これにつきましては、離職を余儀なくされた非正規雇用労働者に対しまして、緊急対策の検討を行うようにとの話でございますけれども、既に、昨日も、お話ししたかと思うんですけれども、市として、当然、この対策を講ずるべきだというふうなことで判断をいたしまして、去る2月の広報紙、また、ホームページ上に、緊急雇用対策としての市の臨時職員というふうなことで、派遣切り、あるいは、解雇になった方を優先的に募集をしているところでございますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、5番目のセーフティネット緊急保証枠の自治金融などについてというふうなお話でございますけれども、積極的に応ずることというふうなことでございますけれども、中小企業信用保険法第2条第4項第5号認定のいわゆるセーフティネットの認定は、昨年11月から、これまでに150件を超える認定をしてございます。例年に比べ、7から8倍ぐらいいも及ぶ数が、ここ数カ月で申請をされております。このセーフティネットにより、かなりの、相当の効果が出ているのではないかとこのふうには考えております。

それから、自治金融、振興金融についてでございますけれども、12月に関しては、このセーフティネットの関係から、一時期、数が落ちましたが、また今年に入りまして、その利用が活発になってきております。市内の中小企業のための金融制度でございます。

で、市内の各銀行、あるいは商工会、そして市の方で連携をして、これからも充実をさせていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 質問途中でありますけれども、午後、岡田議員が出席であります。川上文子君。

○18番（川上文子君） 幾つか答弁をいただいたんですが、一つは、セーフティネット融資保証、昨年の11月から150件ということで、先日も伺ったときにも、申し込みが殺到していて、連日、その対応に追われているということでお話がありました。このセーフティネット融資保証で経済産業省が、税金の未納であっても、その税金の返済の見通しがあれば、緊急保証制度を活用できるんだというふうに答えています。担当者に確認をしましたら、市の方では、税金の未納であっても返済できるという約束がとれば、市の方の緊急保証を受けられる認定は出していますということなんです。出しているんですけども、市の方の認定をもらってから、この保証を受けるときに、今度は銀行に認定書を持っていくわけです。実際に、その銀行が融資に至ったかどうかというところまで把握していないということなんです。

実際には、税金未納であると、銀行の方が貸さないという判断をしていることが、全国の例の中では数多くあって、その経済産業省が言っている立場で銀行が対応するようということと求めることが、私は必要なだろうというふうに思うんです。その点で、その実態がどうか。で、銀行の方に、こういう状況の緊急保証という枠というのは、本当に、倒産するかどうかというのを救う手だてなわけだから、経済産業省の言っている返済の見通しがあれば融資の対象にするんだという立場で対応してほしいということを、私は要請すべきだというふうに思います。

それから、もう一つは、貸し渋り、貸しはがしの実態の把握も、なかなか難しいというふうに担当の方が言っているんですが、私は、さっきのような問題での貸し渋りも含めてですけども、貸し渋り、貸しはがし、実態的に市内の企業に対する市内の銀行が、どういう対応をしているのか把握をして、そして、その貸し渋り、貸しはがしをしないようにということを、市が銀行に要請していくということが、私は必要なのではないかとこのように思うので、再度、この部分についてのご答弁をお願いしたい。

それから、最大の問題は、企業の経営の確保ということと同時に、私は、雇用をどう守るかということなんだと思うんです。1月の8日に、私たち共産党議員で、常総のハローワーク、それから、労働基準監督署にも伺いました。県内でも、かなり最低だというふうに言っていましたけれども、求人倍率、常総のハローワーク管内、最も低い状況になっていると。11月0.52が12月0.47、さらに、1月に、もっと下がるということで、08年の相談件数と比べて1.5倍に相談件数増えていて、ハローワークの所長も、本当に目つきが違うと、今、求職活動に来る方の目つきが違うんだと。昨年の10月までは、業者の方々も、雇用を確保したい、来年の新卒も受けたいというふうに言っていた企業が、10月以降、11月になったら、もうかたっと違って、全く対応が違って、事態は急変していると、大変な深刻な事態だというふうに話されていました。

そういう中で、09年の県の予算の中でも、雇用創出事業ということで、合わせると35億8,400万円、予算化されていて、県事業として1,300人の雇用創出という、24億2,100万円の予算、市町村事業として11億300万円の予算、市町村では800人の雇用ということで予定

されていて努力をしているわけですがけれども、しかし、解雇される人数からすると、大変少ないというのが実態ではないかというふうに思います。

派遣法が86年に施行されて99年に原則自由化になって、04年に製造業への派遣が可能になってということで、その後、偽装請負の問題が出て、派遣に切りかわって、2006年ごろから偽装請負の指摘の中で派遣に切りかわった人たちが、ちょうど派遣の原則1年、最大3年という期限切れになる2009年の今年の3月に、大量に失業者が出るのではないかとこのように言われています。今までは、ホームレスというのは高齢者がほとんどだった、それが、2003年の時点では、ほとんどが高齢者であった、その後、ホームレスが若年層に広がって、そして、さらに、今度は、子連れ家庭に広がるのではないかとこのように言われている実態です。市内の雇用状況というのをどの程度把握しているのか、再度ご答弁をお願いしたい。

○議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

○市民経済部長（古谷安史君） お答えをいたします。

セーフティネットの関係でございますけれども、市の方で銀行に対して、そういった貸し渋りとか貸しはがしのないようなことでございますけれども、市で審査をしていますあっせん審査の方につきましては、滞納があった場合には、当然、それは指摘をいたしまして、納税するようにというふうなことでは指導を行っておりますけれども、審査において、滞納に関係なく審査を行って承認をしているというのが現状でございます。これまで、滞納が理由で審査をしないというふうなことはしておりませんので、その辺のところは、ご了解のほどをお願いしたいというふうに思います。

それから、議員、今おっしゃったように、非常に雇用関係で大変厳しいというふうなことで、これは当市に限らず全国的なことでございますけれども、常総ハローワークでは、県内では雇用の求人の関係が、先ほど議員おっしゃったように、0.4幾つというふうなことで、非常に県内でも下から、たしか2番目ぐらいのハローワークの状況だというふうなことで伺っております。そういったことで、非常に相談件数も多いというふうなことでございますけれども、こういったことについても、市の方でできることがあれば、それなりのバックアップはしていきたいと。

それから、当然2009年問題ですか、こういったことでもお話がありましたけれども、実際のところ、市の方としての雇用状況というのは、現在のところ、確実な数字というのはつかんでいないというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 緊急保証については、市の対応はそうなんです。銀行にも、その立場でやるようにということを、私は、銀行に働きかける必要があるというふうに思います。

それから、雇用の問題ですがけれども、今、起こっているのは、大企業の大変な数での派遣切りなんです。この間、97年から07年、10年間で大企業の内部留保金が222兆円から403兆円に膨れ上がっていると、それから、トヨタ、ソニーなど、大手16社だけでも、9月末で内部留保34兆円と、その本当に、1%、2%のお金を使えば雇用の確保ができるわけで、中小企業の経営を守ることと同時に、大企業のこの無法な首切りをやっぴりやめさせるこ

とが必要なんだというふうに思うんです。そのときに、私たちは、1999年の派遣労働法の原則自由化以前に法律を戻せということを要求しているんですが、同時に、この間の中で、たくさんの働く人との運動も積み重ねてきながら、国会の論戦もしながら、現行法の中でも、かなりの雇用を守る取り組みができるというふうに思っています。

派遣期間というのは、原則1年、最大3年まで、期間制限。それを超えて同一業務で派遣労働させることは違法なんです。それ以上、派遣先に働かせるとすれば、直接雇用の申し込みをしなければならない。この間の国会の論戦の中で、一つは、偽装請負で働かされていた期間、これは派遣期間に通算される、これが厚生労働省の答弁。それから、二つ目として、クーリング期間。3年働いて、3カ月間、間をおいて、もうそれでクーリングでなくなって、3年の期間は途切れるということで、派遣がまたできるということになっているんだけど、実際に、その3カ月間直接雇用をして、さらにまた今度、派遣の企業から同じ仕事で労働者を受け入れるというのは、派遣先と派遣元の間で、その後の予定されている雇用、雇用が予定されている場合については、違法なクーリング期間ということで、これも派遣期間に通算されるというふうに答弁が出されています。これは、すごい大きなことで、この視点で、ものを取り組むと事態は一変するんです。

例えば市内のクボタでも、今、派遣切りの話が出ている。正確にはともかくとして、ここの同じような、この視点で考えれば、もしかしたら違法行為かもしれない。そういう問題も含めて、情報を大いに提供して、そして、市民、また、市内にいる企業の労働者を守るということを市自身も取り組まなければ、雇用がなくなれば、今、即、住居も失う、暮らしも失うということになりかねないわけですから、そういう意味では、今まで雇用の問題というのは……。

○議長（今川英明君） 川上議員。質問途中ですけれども、残り10分ですから、もう1問ありますから。

○18番（川上文子君） わかっています。ちゃんと考えております。

ですから、市の取り組みとして雇用の問題に、やっぱり3月、これはどんな事態になるかわかりませんが、大変な事態が予想されるわけで、しっかり四つに組むことが必要だというふうに思います。そういう点では、相談窓口がばらばらでは、やっぱりこういう問題、実態が把握ができないんです。だから、暮らし、雇用、経営を守る、生活だとか、労働だとか、それから、医療だとか、借金だとか、いろいろな問題を1人の人間として1カ所まで相談できて、そして、この人の問題については、じゃあ福祉課に行って解決をするとか、振り分けながら対応できるような、私は、相談窓口が必要なんだというふうに思うんです。そこで、やっぱり市内の状況の把握をして、そして、さっき言ったような労働の、働く者の権利の問題なんかも、大いに情報を提供しながら、市民の暮らしを守るという体制が、ぜひ必要だというふうに思うんですけれども、再度、答弁をお願いします。

○議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

○市民経済部長（古谷安史君） お答えをいたします。

大企業の内部留保資金の云々とか、それから、雇用の3年以上の云々、クーリング関係のものについては、議員おっしゃる話ですけれども、市の方の状況として、取り組みとして、状況を把握して、市の方でも、それなりの対応というふうなことでございますけれども、相談窓口ということで、先ほど申し上げましたように、当市には産業政策課というふ

うな部署がございますので、そちらの方で、いろいろなご相談を受けていきたいと、また、情報の提供もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 時間がありません。3点目の生活保護行政について伺いたいと思います。

失業だとかリストラだとか、いろいろな事態の中で、収入が減少したときの最後のセーフティネットが生活保護なんです。これをどんな形で取り扱うのかというのが大事なところで、年越しの派遣村の入村者で500人のうち、250人を超える人たちが生活保護の申請をして、数日のうちにアパート居宅生活を行うことができたという決定をしたわけですが、これが生活保護の特別な扱いではない、当たり前の扱いだということを押さえることが必要だというふうに思って取り上げました。それで、非常にそれをよくあらわしているのが、東京都の福祉保険局の課長が各区に出した雇用状況悪化に対する福祉事務所の相談援助体制についてという文書がありまして、この視点に立って取り組むことが必要だというふうに思います。短い時間ですが、読みます。

相談者に対して、緊急雇用対策、低所得者対策など、適切な施策の紹介を行うと同時に、要保護状態にある生活困窮者に対しては、適切に生活保護を実施するため、相談援助体制を整えなさいというふうに言っていて、相談窓口では、相談者の生活への不安な気持ちに十分な配慮をもって望み、相談者の申請権を抑制するような対応は厳に慎みなさいというふうに申し添えています。

1番として、失業者の路上生活化防止、失業者からの生活困窮相談に対して積極的に対応し、路上生活化を未然に防止されたい。単に稼働能力があることのみをもって保護を要しないとは判断せず、稼働能力の活用の有無を判断する必要があると、努力して就職活動を行っているにもかかわらず、就職に至らず困窮状態にある場合は、要保護状態にあると認めると。居住地を失うと自立の可能性を狭めることになるので、居住地を失う前に生活保護を適用しなさい。

2番目、路上生活者への対応として、路上生活者からの相談に対して、相談拒否や援助を必要とする者への援助拒否は行わないようにしなさい。丁寧に相談に応じなさい。本人意思を尊重して、最も適切な選択を行うよう援助をしなさい。

それから、一般住宅についても、居宅生活が可能な場合には、敷金等も支給の対象になることも示して、そして、通知をしなさい。それから、経過的居所の確保として、臨時的な居所を紹介する必要がある場合に備えて、その管内の情報も収集をしなさいという通知、今、要点だけを述べましたが、こういう通知を出しています。

あらかじめ担当者にも渡してありますけれども、3月までに15万というふうに、厚生労働省、言っていますけれども、40万という数字もあります。本当に、こういう緊急事態の中で、生活保護の窓口を閉じれば、自殺や餓死などの悲劇も生じかねないわけですから、法律本来の姿に基づいて対応することが必要だ、決して恩恵ではない、憲法上の業務なんだという視点に立って、私は、やる必要があるというふうに思うんですけれども、担当部長の答弁を求めたいと思います。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） 答弁申し上げたいと思います。

世界的な景気の減速で派遣切りが相次ぎ、年末には年越し派遣村というような事態になったことは周知のとおりでございますが、このような中で、本市においては、こういう類似した相談は、現在、来ておりません。つくばみらい市の生活保護の今年度の申請の現状につきましては、昨年と比べると若干増加しております。

なお、生活保護の適用につきましては、生活保護法の基準に基づきまして、適切な判断をもとに事務を進めているところでございます。特に保護者の現状の把握、及び生活保護の仕組みと基準につきましても、十分説明を行った上で保護の申請の意思を確認し、保護の開始以降は、適切な指導、助言を行い、地区の民生委員さんとの連携のもとに、早く自立ができるように就労指導等をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 川上文子君。あと2分です。

○18番（川上文子君） 2分ですね。ありがとうございます。

今、部長、答弁されましたけれども、私も、二、三、この間、生活保護の問題について、担当課ともお話する機会があったんですが、大変丁寧に対応している部分もありますけれども、極めて高圧的な対応もあります。本当に、恩恵というか、上から生活保護を受ける方に対しての対応をしているというのは、本当に、もう廃すべきだというふうに思います。生活保護というのは、次の自立のための生活の再生のものなんだという視点に立って対応する必要があるというふうに思います。

一言だけ言っておきますけれども、憲法27条で、すべての国民は勤労の権利を有し義務を負うという憲法規定があるんです。これは憲法制定時の憲法解釈では、労働能力を有する者が、私企業のもとで就業し得ない場合には、国または公共団体に対して労働の機会の提供を要求し、それが不可能な場合には、相当の生活費を要求し得る権利だというふうに、憲法27条の憲法解釈は説明をしているんです。これが、まさに今さっきの雇用の問題、それから生活保護の問題で、自治体、国に問われているんだというふうに思います。適当な労働の機会が与えられないときには、公共自治体が、その責任を負うんだと、それができない場合については、生活保護等での、やっぱりその生活の確保について、当然の権利として、義務として自治体を負わなければならない。何か、その努力をしてこなかった者に対する恩恵的な施策という姿勢ではなくて、本当に、その人自身の生活の自立、今後の自立に、どう支えてあげられるのかという視点に立って、生活保護の行政をさらにやっていただきたいということを要望しておきます。

以上です。

○議長（今川英明君） 次に、12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

○12番（古川よし枝君） 12番の古川です。3項目通告しております。順番に質問いたします。

まず最初に、国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者の資格証明書発行について質問をいたします。

去年は、子供の無保険、子供に保険がないということが大問題になりまして、世論の批判も高まりました。また、国会でも、地方議会でも、この問題を取り上げて改善を求めてきました。こういうこともありまして、厚生労働省は異例の緊急調査を実施してきました

けれども、3万3,000人、全国で子供の無保険という状態があるということがわかりました。急遽、厚生労働省は、被保険者資格証明書の交付に際しての留意点ということで、緊急的な対応として通達を出しています。こういうことがありました。そういう中で子供が医療を受ける必要が生じた場合は、例え滞納者でも、医療費を一時的に立てかえることができない、そういう困難があったときには、緊急に短期の保険証を発行しなさいという、それに努めなさいという通達ができたんです。そういうことがありまして、地方議会、つくばみらい市でも川上議員が取り上げました。そういうことを経過をしながら、12月の国会では、中学生以下の子供がいる世帯には、一律6カ月の短期保険証を発行することということで、国民健康保険の改正が行われました。今年の4月から、これが施行するということになっております。

こういう中で、日本共産党の参議院議員の小池 晃氏が、この資格証明書の交付に関する留意点の通達について、参議院議長に質問主意書を提出しました。この通達は、子供を原点にして、短期でも保険証を交付しなさいと言っているようだけれども、これは子供に限定するのかと、子供に限定しないで保険証を交付するべきだという、そうした要求をこの質問主意書で述べました。政府は、この後、1月の20日に、こういう答弁をしています。子供がいる世帯について述べてきましたけれども、基本的には、世帯主が市町村の窓口において、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合は、保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられることから、緊急的な対応として短期被保険者証を交付することができるものであり、このような状況であるならば、市町村の判断で短期被保険者証を交付できるというふうに答弁をしました。つまり、子供のいない世帯の滞納世帯についても、医療費が必要になり、医療費の一時払いが困難であるという申し出があれば、納税を大前提とせずに、緊急の対応として短期被保険者証を発行できるというふうに判断するんだというふうに明確に述べました。

当市では4月から、この議会に提案されておりますけれども、国民健康保険料の値上げが提案されています。提案は平均で5%の値上げ、この中身については、資産割が40%から28%に大きく引き下げとなりますけれども、所得割は0.4%の引き上げ、それから、応益の部分で、平等、均等割、これが大幅に値上げになります。資格証明書を発行している世帯の6割は、所得が50万円未満、ここを見ますと明らかに生活困窮世帯は、ますます苦しくなります。医療費が払えないということを特別の事情として扱うことは、憲法で保証する医療権の保証になります。ぜひ、この特別の事情に、医療費の一時払いができないということも、特別の事情として認めるということをきちっと明記をして、この周知を図るように求めたいと思っています。

12月の議会の答弁では、川上議員の質問に対して、特別な事情として明記することも検討をしますという答弁がありましたけれども、その後のことも含めてご答弁をお願いいたします。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） お答え申し上げます。

国民健康保険の保険料でございますけれども、未納者に対しましては、資格証明書を交付するという必要は必要な手段であるというふうに考えております。特に、納付について

の理解を得る上においても、滞納者との折衝の機会を均等に持つなど、さまざま手法を考えながら相談に応じているところでございます。

特別の事情ということでございますが、その特別な事情とは個々に違いがありますので、よく相談の中で対応してまいりたいと思います。その相談の中で、特別な事情に該当する場合には、短期保険証の交付ということで対応をしていけるものと考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 当市の資格証明書の発行数を見ますと、昨年の9月の調査では87世帯、最近、伺いましたら、65世帯に少なくなっているわけですが、納税も含めて、いろいろ対応があったと思うんですが、この中で、特別の事情として取り扱って短期の保険証なりに切りかえたということが、そういう事例があるのかどうか、まず伺います。

それとあわせて、後期高齢者医療制度が始まって1年になります。国保と同じように、保険料が1年間滞納が続くと保険証の返還が求められて、つまり被保険者の資格証明書が交付されるということになります。最も医療を受ける必要が大きい、比重の大きくなる75歳以上を過ぎた高齢者にとっては、これはあまりにもひどい制度だなと改めて思います。昨年11月から12月にかけて行ったアンケートでは、全国でも58の自治体で約17万人が保険料を滞納している、普通徴収で納付されている方の約1割の方が滞納になっているということがわかりました。茨城県の後期高齢者の連合では、被保険者の9.26%、5,424人が滞納状況だと。

当市におきましては、2月の19日に聞きましたら、滞納者は1年間、4月のスタートから、ずっと一度も納入がされていない方が27人というふうに聞いています。そのうち、年金が年間18万円以下の方が11人おられるということです。1月にも、大変心配なのでお聞きしましたら、40人というふうに聞いておりましたので、この間、督促や催促等、また、相談に応じるなどして、滞納者が減ったんだというふうに思いますけれども、そもそも、後期高齢者医療制度になる前の国保の被保険者だったときには、老人医療は資格証明書の発行適用外になっていました。ところが、この後期高齢者医療では、保険証の返還を求め、それから資格証明書を発行するということです。

この資格証明書の発行を決めるのはどこなのかということなんですけれども、システム上は広域連合だというふうになるわけです。広域連合の議会では、この間の議会で見ますと、連合の会長は、資格証明書は機械的に発行しないというふうに明確に答弁しているんです。しかし、この機械的というのは、いつでも言われているわけですが、実際は、いろいろな地方でも、この間の国保の問題でも、資格証明書が発行されているということが実情なわけです。ですから、今後どうするのかということが課題になると思うんです。

高齢者の生活の実態を知るのは市町村ですから、納税相談だけに重点を置くのではなく、その方の生活実態、収入の状況などもきちっと注視して、連合に低所得者の生活の実態を特別の理由として認めさせる、そういう情報を、きちっと現状を広域の方に提供をして、そして、そういう資格証明書の発行をさせないという、この努力が市町村に責任であると思うんです。そういう点では、ぜひ後期高齢者医療制度の、このことについても、ご答弁をお願いいたします。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） お答え申し上げます。

先ほどの資格証明書から短期保険証にかえた件数ですけれども、相談の中で資格証明書から短期にかえたのは、3件ございました。さらに、一部納付や分納誓約ということで、資格証明書から短期保険証にかえたものも数十件ございますけれども、ちょっと今、手元に資料ございませんので、的確な数字は後ほどお知らせしたいと思います。

なお、後期高齢者医療制度の方につきましては、広域連合で資格証明書の交付の基準に従って発行することになると思いますけれども、これにつきましては、市町村と広域連合が協議をして、広域連合で決定していくということになるかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） この広域の医療制度の連合会に対して、厚労省は、連合組合で特別な事情としての基準をきちっと定めなさいということで、その取り扱いについて述べていますので、ぜひその中でも、つくばみらい市では、今、11人がその対象になってしまふかもしれないというところに来ているので、一人一人、実情を見ていただきたいというふうに思います。

それで、この後期高齢者医療制度の中で見ますと、昨年9月に出された広域連合の資料を見ますと、県内の加入している高齢者30万369人のうち、年金収入が月6万6,000円以下の方は16万5,086人、つまり生活保護基準以下の生活者なわけです。この方たちが後期高齢者の55%を占めているという状況です。それから、年金が年18万円以下の高齢者は全県で2万9,928人と、とても年金だけでは生活ができませんけれども、年金収入の少ない方は、ほかの収入も少ない傾向ということが見られます。そうした高齢者にも保険料を課すということ自体が滞納者を生み出し、医療の取り上げという、そういう現実をつくってしまうということです。本来は、保険料の免除をすべきだというふうに、私は思います。

医療を最も必要としている高齢者に、少なくとも、資格証明書の発行はすべきではありません。来年度以降に資格証明書が発行されることになり、実際に発行されれば、その影響ははかり知れません。資格証明書の交付を決定するのは、広域連合ですけれども、特別の事情に当たるのではないかとして、情報を提供していくのは、高齢者の実態を知る市町村の責任です。1人でも医療を受けられないという高齢者を出さないよう、再度このことを求めて、もう一度、答弁をお願いいたします。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） お答え申し上げます。

その特別の事情等につきましては、十分精査した上で、よく協議をしながら広域連合と連携をとって進めてまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 次の質問に入ります。

公営住宅の整備についてということで質問をします。

昨年末から急速に加速している派遣切り、期間工切りによって、失業者は大変な数になっています。県内で見ますと、県の労働局によりますと3月末までには、製造業が35社、

それから運送会社が1社で雇い止めが行われたりで、離職者数は県内で3,067人、この2月には、県南の製造業が離職者180人、社員を首切るであろうというふうに報じられています。

こうした失業者が増える中、住居喪失者が増加すると懸念されます。当然、緊急の対応が必要となる事態が生じてきます。国と県は、空きの公営住宅や旧公団、あと、公社住宅や雇用促進住宅の空きを提供するということで、目的外の使用を認めて離職者の居住安定確保に向けた対策をとられてきましたけれども、実態は、仕事と住居のミスマッチや、入居の初期費用の高い家賃なので、活用が進まない状況が起きています。当市においては、空きの公営住宅は全くゼロです。これでは、緊急に対応できません。根本的には、市の公営住宅の政策についてどうあるべきかが問われているんだと、私は思います。

総合計画の中では、公営住宅の整備について、こういうふうに記述されているんです。安全で安心できる建物と、建築物と良好な居住空間を確保するため、老朽化した家屋の補修を進めるというふうに書いてあります。私は、これでは整備計画にならないだろうというふうに思いますけれども、そういう市の総合計画に書かれているんです。実際には、取り壊している住宅もあります。老朽化も、もう限界ではないかと、そういうところにきていると思うんです。そこを踏まえた公営住宅の整備計画が必要ではないかというふうに思います。

市営住宅への入居をしたいという声、たくさん聞くんです。どのぐらいあるのかということで調べたんですが、市営住宅は平屋と3階の高層を入れまして101戸で、この平成18年4月から21年の2月までで、募集戸数は9戸です。それに対して資格有者、資格のある方ですね。その入居ができる資格がある方が27人応募をしていて、実際は、窓口には、もっともっとたくさんの方が、大変な思いをして市営住宅の応募をしたんだと思うんです。それは、数が出てこないのだからわからないんですけれども、年平均募集戸数は3戸しかないんです。もう今は目いっぱいです。

そういう中で、先ほど川上議員からも質問がありましたけれども、生活保護世帯も増えている、当然、保護費での住宅扶助費では住宅を借りられません。空いていれば公営住宅ということで、その割合も増えてきているわけです。そういう点からすると、私は、この市の公営住宅の整備について、もっともっと真剣に考える必要があるだろうというふうに思います。当面、今の失業者増大の中での緊急対応として、どういうふうに対応していくのか。民間の住宅を借りるとか、緊急の対応というのは幾つもあると思うんですが、そのことと、それから、市の住宅政策の中の公営住宅についての整備について、どういうふうに考えているのか、市長に伺います。

○議長（今川英明君） 都市建設部長鈴木 清君。

〔都市建設部長 鈴木 清君 登壇〕

○都市建設部長（鈴木 清君） お答えします。

少子高齢化の一層の進展、あるいは人口の減少社会の到来など、社会構造の大きな変化が生じている成熟社会におきましては、市営住宅の果たすべき役割と求められる多様なニーズを的確に把握しまして、今後の住宅需要に対応しなければならないというふうに考えておるところでございます。

しかしながら、市の財政状況は景気の急激な悪化によりまして、さらに厳しさが増しておる現状でございます。こうした現況下、新規の住宅建設や建てかえは多額の経費を要す

ることから、市全体の事業優先順位からも非常に難しい状況でございます。今後の方策としましては、引き続き、既存の市営住宅の効率的かつ効果的な改善活用を図っていき、住宅需要との折り合いをつけていかざるを得ないものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 今後のニーズに基づいて、今後の検討をしていくという答弁が、部長からありました。それから、効果的利用と言いますが、1件も空き家がなく、しかも、半分は老朽化している住宅に、どうやって効果的な運営ができるのかと、大変疑問です。それはそれとしておきますけれども、財政難も、もちろんあります。財政難もあって、新築は、とても無理だろうというふうに、ここにいらっしゃる方も、何を言っているんだというふうに思われるんだと思うんですけれども、私は、市で自前で建設をするということではなくて、ほかの方法もあるわけです。

実際は、谷和原丘陵部の開発の中でも、県営住宅として民間地権者へ募集をしたことがあるんです。残念ながら、当市では希望者がいなかったんですけれども、つくばの島名のアパートは、民間の地権者が建物を建てて、県営住宅として建てて、今、使っていて、大変、駅前の低廉な家賃で、入居も、外から見ると、かなり入っているというふうに思います。そういう方法もあります。それから、民間の住宅も、市営住宅として共同住宅を借り入れる、これを市営住宅として位置づけていくという。どうしても公営住宅が不足しているか、していないかというところに立てば、私は、いろいろな知恵も出てくるんだと思うんです。そこが、私は、不足しているんじゃないかと思うんです。

例えば今年は、石岡市の新年度の事業を見ますと、賃貸住宅ストック事業として、高齢者や障害者、子育て支援として民間の住宅を借りて、そして、家賃4万円を限度にして補助をしていくという、そういう事業に取り組んでいるんです。こういう事業は、ほかの市町村にでもあることであって、ぜひ公営住宅の役割が何なのか、今、本当に充足しているんだろうかというところに、ぜひ立たなければ、金がない、そこで途絶えてしまう。そういうことだと、私は思うんです。

住宅問題というのは、非常に、私は、大きな問題で、今回も、職をなくしたら、すぐにもう住むところなくなってしまうという、そういう状況を、この間、日本の政治はつくってきたわけですから、改めて派遣村が社会的に問題点を大きく見させてくれたんだと、私は思うんです。そういう点では、地方自治体も、できる限りの責任を、仕事をしなければならぬだろうというふうに思うんです。そういう点で、市長に、今のつくばみらい市の公営住宅は充足していますか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） これは、古川議員、具体的なことは部長の方で把握しているので、私、ちょっと今は、充足率とか、そういうものは把握しておりませんので、部長の方から答弁させます。

○12番（古川よし枝君） 市長でいいです。数はわかりました、状況もわかりました。もう一度、市長、言いますが、今、市営住宅が101戸で、半分が老朽化、昭和の40何年でしたっけ、2年。

○議長（今川英明君） 古川議員、3回目の質問になりますから、うちの方で答弁者を判

断してから。

○**12番（古川よし枝君）** じゃあ、答弁をお願いします。

○**議長（今川英明君）** じゃあ、改めて、市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○**市長（飯島 善君）** 今、図らずも議員の方から、いわゆる民間のアパートを借りたりなにかする利用方法もあるだろうと、こういうことを提言されましたが、私も、そういう考えは持っておるわけでございますけれども、これも、具体化しなくてははいけませんので、その具体化することについては、今後、担当課とよく協議をしてやってまいりたいと、このように考えております。

○**議長（今川英明君）** 古川よし枝君。

○**12番（古川よし枝君）** 今、市長から答弁がありましたけれども、以前、市長も、足りないものは、県営住宅を建ててもらって充足するんですよというふうに。だから、県営の住宅の民間への募集をされたことが、記憶があると思うんですけれども、結局いなかったわけです、当時は。再度、県とも協議をして、民間の地権者に、ぜひ貢献していただけるように要求をしてほしい。それから、民間も含めて既存の民間の住宅も、空いているところがたくさんあるわけですから、そういうのも入れて、具体化はいつからでもできます、やる気になれば。そういうことで、ぜひやってほしいというふうに思います。

私は、この住宅問題で、もう一つ言いたいのは、やっぱり今、少子化と言いますけれども、少子化問題がなっていて、なかなか改善されないということですけれども、今、親元から独立できない子供が、若者が、よくパラサイト族というふうにやゆされておりましたけれども、現実には、若者が社会人となって自分の住居を確保したくても、収入が低くて、住居費の負担が重くて独立して生活が困難だという、こういう現状に多くの方がなっているわけです。収入の半分は家賃という単身者、若い子育て世代も少なくありません。ぜひそういう点でも、若者が独立して世帯を持てるような住宅政策を、このつくばみらい市の中でやってもらいたい。そういう意味では、知恵を出して、国の制度も利用しながら、この公営住宅、若者が住める住宅を研究してほしいということを、真剣に検討することを再度求めます。

○**議長（今川英明君）** 古川議員、今のは要望ですか、答弁を求めるんですか。

○**12番（古川よし枝君）** いいです。

○**議長（今川英明君）** 答弁いいですか。

じゃあ、次の質問をお願いします。

○**12番（古川よし枝君）** 3つ目の質問に入ります。

住宅用火災警報器の設置の促進について伺います。

ご存じのように、2004年に消防法の改定で、戸建て住宅、共同住宅にも火災警報器の設置が義務づけられました。義務化の背景には、建物火災による死者数の9割は、この住宅の火災、半数以上が65歳以上の高齢者、その原因は約7割が逃げおくれという被害状況から法律化がされました。この法律は、2006年の6月から新築の住宅で始められております。そして、2011年6月までに市町村の条例によって設置が義務化されました。既に本市においては、常総広域の組合の中で条例化がされ、今年の6月までに設置をすることとなっています。広報紙やホームページの周知がされておりますけれども、警報器の現在の設置状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○総務部長（渡辺勝美君） 設置状況につきましては、現在、把握しておりません。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） この設置状況ですけれども、既に始まっているところについても、なかなか把握ができないというふうに言っているんです。それは、私が後で言いますけれども、そうなんです。それで、日立市では、もう実際、やっているんですけれども、昨年の6月に2,000人、世帯でアンケートを調査したら、周知度は86%、それで設置率は39%と、知っていても設置をするところまではいっていないのが現状ということです。それで、私は、常総環境の方に、この条例はだれが進めるんですかということでお聞きしたんですけれども、組合の方では条例化をしましたと。その設置した状況は、どうつかむんですかと言ったら、つかみようがありませんと。地域を決めて、その地域の中でアンケートでもって、どのぐらい設置されているか知るんですというふうな答弁だったので、多分、その後、私も質問を出しておきましたので、実情をつかんでおられるのかと思ってお聞きしたんですけれども、そういうことなんです。

だから、せっかく人命を救うということで義務化された事業が、どこが責任を持って進めるのかというのが不明確なわけで、本当に、この法律で決めた意義が何だったのかなというふうに思うんですけれども、特に直面するのは、高齢者の犠牲者が多いわけで、逃げおくれで犠牲者となるケースが多い。そういう方々に、あと、それから、高齢者や障害者宅に購入費の補助をする取り組みをするとか、それから、補助だけでは設置にならないということで、古河市では、今年から緊急雇用創出事業として、火災報知器を器具もあわせて設置をするところまで、市が、高齢者や要介護者のお宅につけてあげる、そういう事業をするということで、予算化がされているんです。私、やっぱりその視点に立つべきだと思うんです。特に高齢者とか、障害者とか、ひとり暮らしの、なかなか自分でできない人たちについては、きちっとつけてあげると。そこまで、私は、市町村としての役割は必要ではないかというふうに思うんですが、この点について、どうでしょうか。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○総務部長（渡辺勝美君） この火災警報器についてでございますが、平成16年に消防法の一部が改正されまして、設置が義務づけられております。既存の住宅につきましては、今年の6月から義務化されるということでございます。今後、進めていく上で、広報紙あるいはチラシ等を作成して啓発を行っていくつもりですけれども、市民に設置の意義をご理解いただけるよう、引き続き、常総広域の消防本部、関係機関と啓発活動を行いまして、この火災警報器の普及促進を図ってまいりたいと思っております。

進める上での援助ということで高齢者あるいは障害者世帯であります。障害者のうち重度の身体及び知的障害者の単身世帯に対しては、日常生活用具給付支援事業というもので支援していくと。現在のところ市独自の援助につきましては、まだ近隣自治体でも実施していない状況と伺っております。いろいろな面で、現在は考えておりません。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） これからなんですから、これまで実施を条例化して取り組んできたところの教訓を、やっぱりきちっと見ることだと思うんです。なかなか進まない、

私は、なぜ進まないのかというふうに思うんですけども、自分の命の引きかえですから、本来は、すぐにやるんだというふうに思いますけれども、1個、平均で5,000円ぐらいですけれども、1件の家に、廊下と、それから、寝室が二つあれば三つですね。最低複数、2個ぐらいは必要になってくるということで、なかなか負担があると。それから、罰則がないということが、それはいいんですけども、罰則がないのはいいんですけども、やっぱりそういうところが普及をおくらせている。ましてや義務化になっているわけですから、私は、何らか、市町村は責任を持って、この事業を進めることが必要だと思うんです。そういう点では、ほかの市町村の全国の取り組みなども見ながら、取り組んでほしい。

さっき部長は、高齢者と障害者の日常用具ですか、そういう政策の中で取り組んでいくと言うんですけども、そのことも、きちっと明記して周知を図ると。それはそれでやるのであるならば、きちっと周知をさせるということが必要だと思うんです。それで、私は、全国でも、まず、高齢者に対してはそういうことでやっているということ。

それから、私は、古河市の取り組みは、非常に、今に合っているんだと思うんです。緊急雇用創出事業で、1年間で14人、半年間で交代で14人の人を雇うということで、そして、高齢者の7,000世帯に警報器をつけるということは、本当に、私は、こういう取り組みは、ぜひまねしてほしいというふうに思うんです。これからでも、緊急雇用創出事業は、まだまだ、これからも続くものですから、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思うんですが、市長、どうでしょうか。こういう面での緊急雇用創出、そして、人命の安全安心につながる事業として、私は、ほっておけないなというふうに思うんですが。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○総務部長（渡辺勝美君） 雇用創出ということですか。

○12番（古川よし枝君） じゃなくて。

議長、いいですか。

○議長（今川英明君） ちょっと意味がわからないので、もう一度。

○12番（古川よし枝君） 今回の、この火災報知器の設置について、とらえ方として緊急雇用創出の事業として、そして、もう一方では、人命の安全の確保として取り組まれていると、古河市では。私は、そういう視点が大事だというふうに思うんですけども、どうでしょうかと聞いているんです。

○総務部長（渡辺勝美君） 大事なことだとは思いますが、先ほども言いましたように、やはり火災警報器設置促進というのは、やはり生命、財産を守るわけですから、これは重要なことだというふうに思っております。ただし、それを市独自で支援制度をつくって見たらどうですかということに対しましては、今のところ考えておりませんということでございます。

○議長（今川英明君） もう3回質問しましたので、終了です。

ここで暫時休憩をします。

2時半まで休憩します。

午後2時17分休憩

午後2時30分開議

○議長（今川英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、14番山崎貞美君。

〔14番 山崎貞美君 登壇〕

○14番（山崎貞美君） 14番の山崎でございます。本当に今、世の中が真っ暗闇というか、暗くなってしまって、前向き志向の希望の持てる議論をしたいと、こう思うわけがあります。

まず、本市の財源確保についてということで質問をするところではありますが、昨日の市長の施政方針で、ほとんど答えが出たと言っても過言ではないのかなと。私が質問する答えが出尽くした感がありますので、ここでやめとこうかなと思ったけれども、まあ、やれということなので、通告をしておりますので、あえて質問をさせていただきます。また、昨日の同僚議員お三方からのご質問がありました。重複する部分が多々ございますので、新たな答えが出てこないのではないかと、このように思う次第であります。せっかくですから、やります。

昨今の経済状況は、アメリカに端を発した世界同時不況が蔓延していることは、既に、だれでも承知をしているところであります。各国は国を挙げて経済の回復に全力投球をし、我が国も、回復に向けて、あらゆる施策が講じられ、また、議論をしているところでございます。入るを図って出づるを制すと、企業においても歳出、いわゆる出づるを制すにやっきとなっております。我が国においても、一流と言われる企業が未曾有の大赤字を出し、やむを得ずリストラ、あるいはワークシェアリングと、さまざまな対応策が講じられております。中小零細企業も、まさに大変な思いをしているところであります。今までの議会の一般質問の中で、歳出の合理化に向けて議論が出たところでありますが、人件費の削減、歳出の削減、及び見直しと、だれでも考え、また、思うところであります。今回、私は、視点を少し変えて考えてみました。入るを図る、すなわち、どうすれば本市に歳入がふやせるだろうか。いろいろ指標があると思われませんが、まず、3点に絞ってお尋ねをいたします。

前から懸案でありました企業誘致、非常に厳しい経済状況のもとにあります。この不況下の企業の誘致をどのような方法で促進させていくのか。2番としまして、本市の基幹産業である農業、この農業政策を一步も二歩も進めて、どのように充実させていくのか。3番目としまして、本市の観光として、ワーブステーション江戸、そして、平成20年6月11日、間宮林蔵に関する放映、さらには、先月の25日に放映等がございました。私は、間宮林蔵については、いずれはドラマ化するのではないのかな、このように思っております。そういった観点からすると、観光としての魅力も多少出てくるのではないかな。これに向けて、さらに充実しておく必要があるのではないかな。また、市長も、昨日の本会議の冒頭に、間宮林蔵に対するお考え、思い、そういったものが述べられ、間宮海峡200年について言及がございました。そこで、ご所見を市長にお尋ねをするのが一般的ですが、担当部課長より、まず、お伺いをいたします。最後に、市長の方から、総括的なご判断があれば、お伺いをいたします。

1番目として、まず、企業誘致、先ほど申し上げました。これについて、どのようなお考えがあるのか、さらには、具体的に誘致計画等があればお聞かせ願いたい。まず、考えられることは、用地の提供等、思い切った作業、あるいは調整区域の見直し、緩和、いずれも、大企業に限らず中小零細企業の誘致等も行って、積極的に行動すべきではないのかな、このように思われる次第であります。ご所見を担当部課長からお伺いします。

2 番目として、農業政策をさらに充実発展させるかということで、このことにつきましては、秋田議員のきのうの質問で重複しておりますので、私なりの質問をさせていただきます。これについても、担当部課長にお伺い、お尋ねします。

言うまでもなく、本市の基幹産業は農業であります。また、我が国の自給率が話題になっている昨今でございます。米の自由化に伴い、米の販売に力を入れるべきだと私は思うわけであります。特に、無農薬、低農薬の栽培を強く奨励し、いわゆるブランド米として広くPRはもとより、販路についても研究をしていくべきではないのかな、このように思われます。さらには、有機野菜等も視野に入れ、この地の利を生かした力強い農業経営、そして、自治体を目指していくべきだろうと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

3 番目としまして、先ほど申し上げました観光としてのまちおこしということでございます。観光としても魅力があるのではないかと、先ほど申し上げましたが、これも担当部課長にお伺いをしたい。

まずPR、これについても、大変寂しい気がいたします。看板等についても、非常に少なく、例えば秋葉原駅、守谷駅、そして、みらい平駅、さらには、市内の案内板等も増設をすべきではないのかな、このように思います。

また、ワークステーション江戸について、これについても、実は、撮影時にはPR等、例えば、今、スターが来るよとか、俳優が来るよと言うことは、してはなんということのようでございますが、公表され、あるいは、そういったものがPRしてもいいよということが解ければ、大いに、これは、こういう方がお見えになっていた、こういうことを撮影したよということをどんどん外へ向かって、あるいは内に向かってでも結構ですけれども、PRをしていただく。そういうことによって、より親しみやすいまちになってくるのではないのかなと、このように思うわけであります。

この3項目について、順次、お三方の部課長にお答えを願います。

○議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

○市民経済部長（古谷安史君） お答えをいたします。

まず、第1点目の企業誘致というふうなことでございますけれども、現在、市内には、工業系の土地利用をしている地域が5カ所で、合計154.3ヘクタールほどございます。まだそのほかにも、調整区域内に、さまざまな工場等が点在した状態にございます。今後、新たな企業立地に関しましては、その場所の選定が必要になってまいりますけれども、市の方としては、現在、総合計画の中で、ワークステーション周辺と、それから、もう1カ所、福岡地区、この2カ所につきまして、その検討を始めているところでございます。

まだまだ具体的な話にはなってございませんけれども、ワークステーション周辺につきましては、茨城県と当市で一体となりまして、現在、協議会を設置しまして、その方向性を模索しているというような段階でございます。

それから、福岡地区につきましては、昨年11月から12月にかけて、福岡地区の工業用地の西側付近についての地権者、それから、付近の住民の方々にアンケート調査を実施いたしました。この内容等につきましては、その付近を工業系の土地利用をしたかどうかというふうなことでのご意見をちょうだいしたところでございます。その結果は、ほとんどの方から、回答していただいた95%の方から、工業用地の利用に賛成をしていただいております。今後、当然、東櫛戸台線の東側というふうなことでございますので、この東

櫛戸台線の進捗状況にあわせて、手法等については検討をしていくというふうなことになるかと思います。

それから、現実的には、現在、みらい平地区内に約20ヘクタールほどの業務系の土地利用を図る地区がございます。もちろん、住宅地と隣接した区域でございますので、誘致企業というのは、ある程度制限をされるかと思いますが、これらの誘致も、市の活性化に大いに期待できるものというふうに考えておりますので、これにつきましては、茨城県と一緒に誘致活動を進めていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の農業の充実ということでございますけれども、議員おっしゃるとおり、農業につきましては本市の基幹産業であるというふうなことから、農業政策については、今後とも、さらなる充実を図ってまいりたいというふうには考えております。

本市の農地につきましては、自然条件あるいは地理的条件に非常に恵まれた全国有数の優良農業地帯でございまして、これまで地域経済の振興に重要な役割を果たしてきたというふうなことで自負しているところでございますけれども、近年、有機農産物や無農薬農産物など、安全、そして安心な農産物への期待と関心が高まってきているところでございます。特に市としての代表である水稻につきましては、消費者の多様なニーズにこたえる特色ある米づくりを目指しまして、生産コストを低減できる直播栽培、あるいは減農薬、減化学肥料で栽培する特別栽培米の生産を推進しているところでございます。

一例として、平成20年度よりスタートしましたコシヒカリのオーナー制度というふうな、これは特別栽培米で、さらに除草剤を一切使わないというふうなものでございますけれども、あるいは、市の花である菜の花、これを緑肥として使用するというふうなことで、減化学肥料米とした菜の花米、こういったものの栽培の普及促進を図って、付加価値の高い高品質で安心安全な消費者ニーズにあった良質米の生産に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、第3点目の観光によるまちおこしでございますけれども、当地域は、ご案内のようにTXで秋葉原から40分というふうな、非常に近距離にありながら、豊かな自然と、それから歴史ある風土を持っております。特に福岡堰でのさくらまつりの時期には、4月初めのころになりますけれども、たくさんの人でにぎわいを見せております。

また、先ほど議員お話がありましたように、郷土の偉人の間宮林蔵、あるいは、国の指定文化財になっております綱火、それから、文化財を要した板橋の不動院等々、幾つかの誇れる文化財を有しているところでございますけれども、しかし、当市は、残念ながら、地域がら観光を中心とした土地ではございません。それぞれの場所、あるいは施設で、ある特定の日には人が集まっていたいて、にぎわいを見せておりますけれども、毎日、連日というふうなことになりますと、なかなか、俗に言う観光地ではないというふうなことで、なかなか、そういう点では難しい側面を持っているのかなというふうに思っております。

市といたしましては、観光協会を中心にして、さまざまなPR活動等を行っておりますけれども、また、エキストラの会での活動というものも、現在、充実をさせておりますけれども、今後は、つくばみらい市を訪れた方が、次に、また来てみたいと思っていただけるような、そういった事業にも努めていきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 山崎貞美君。

○14番（山崎貞美君） 古谷部長の方からご答弁をいただきまして、まず、企業誘致ということで、具体的な候補地と申しますか、受け皿と申しますか、そういったものを発表なされました。いわゆる今、取手もそうなんですけれども、愛知県もそうです。大企業がおかしくなると、もうその地域はめちゃくちゃに冷え込んでしまう。中小零細企業、東京の大田区にもあるように、本当に技術を売り物にしている中小企業、零細企業の場合は、結構足腰が強いものがあります。そういったものを、何も大企業ばかりではなくて、そういった中小零細企業も、大いに呼び込んで力を入れていく必要があるのではないのかな。特に、誘致をする、呼び込む、その方法論なんです。どうやって誘致をさせていくのか、どうやって応募していくのか、いろいろなやり方があるかと思いますが、その辺のところをお聞かせ願えれば透明感がましてくるのかな、このように思います。

それから、農業政策についても、非常に、いろいろ、古谷部長の方からお話がありました。前向きなご答弁だったと思います。

観光の方は、そういうわけで確かに弱い面がございますので、これにどうのこうのという言及はございませんが、できるだけ、外からお見えになった方が、こういったものもあるのか、ああいったものもあるのかというのがわかれば、なお一層、このつくばみらい市の明るさというか、PRが見えてくるんだろうと。

なぜ、私、この財政ということで取り上げましたかということ、実は、ある方に薦められてまして単行本を読んだんです。それは、作者はちょっと、私、今、手元に何もないので忘れましたけれども、題名が「そろばん武士道」、これは大野藩が明治維新にかけて大変な借財をしている。80年かかっても払い切れないんじゃないかなというような大変な借財をしているのを、下級武士である内山、ちょっと名前忘れたけれども、彼が改革をしまして、大野藩から大阪に、大野藩の産物を直販して、そして大成功をおさめて、そして最後には、北海道の方の間宮林蔵さんの話も出てまいりますけれども、そちらの方にも手を伸ばして、そして大いに成功した本がございました。私も、書店に行って求めたんですけれども、もうなくて、幸いにしてつくばみらい市の図書館にございました。一晩で読破いたしました。非常に勉強になりました。ちょうど今のこの自治体に、本当に、いい参考になる本だと思いますので、ぜひともご一読願いたい、このように思う次第であります。やはりお上からもらえる給付金と申しますか、石高、これは今で自治体にあわせると交付金ですね。これと全くよく似ている書物でございました。ぜひともご一読願いたい。議員諸君も、ぜひ読んでいただきたいと、このように思う次第であります。

何はともあれ、先ほど冒頭で申し上げましたように、暗いニュース、どうしたら経費を削っていくか、こういうことに戦々恐々として、ややもすると、そちらの方に目が向く、そちらの方に力がいく、どんどん、どんどん、考え方が小さくなってしまう。そうじゃなくて、プラス志向で、逆に、どうやったらこの市にお金を落とせるか、みんなに来てもらえるか、そのような知恵をみんなで考えていきたい、こういうふうにする次第であります。

最後に、市長の方から総括的なご意見があれば、あるいはお考えがあれば、お伺いしたいと思いますが、その前に、渡辺部長の方から答弁があるかと思ったんですが、渡辺部長も、この3月で定年退職をなされるというようなお話でございまして、本当に長い間ご苦労さまでございました。この場をおかりしまして、敬意と感謝を申し上げる次第であります。

市長、そういうわけで、ひとつ市長の方から、前向きな元気の出るご答弁をいただければ、私は、これで質問を終わらせてもらいますけれども、よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） ご指名でございますので、ご答弁申し上げます。

ただいま部長からもございましたように、農業問題等については、施政方針でも述べておりますので省略させていただきます。

観光面につきましては、今、板橋のお不動さん、大改修中でございますが、あれが3年かかるわけでございますけれども、当然、市でも、皆さんにご審議いただいておりますように、負担をしなければなりません、お不動さん、28日の縁日には、結構の参詣者があるわけです。よく住職さんに聞くと、ワープへ行ったり、間宮林蔵の生家を見に行く人がいるよと、こういうことでございますので、大いに来ていただいた人に、この三つのコースを計画的に作成しまして宣伝をして、もっと観光客の誘致に努力してまいりたいと、このように考えておるわけでございます。せっかくあれだけの立派なものがあるわけでございますから、もちろん、ワープも、現場で言うておりますが、正月はお客さんが来てくれるんだと、みんなお不動さんから回ってきてくれるんだと、こういうお話をしておりましたので、何といっても、福岡の桜、板橋の不動院、間宮林蔵の生家、ワープと、これを結んでお客さんを誘致できるようなものを考えてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 山崎貞美君。

○14番（山崎貞美君） 最後になります。

今、市長の方からお考えをいただきました。まだまだ、我が市は、潜在されている魅力がいっぱいあるんです。これをやはり大いに、過剰なぐらいPRしてもいいんじゃないかな。特に、企業誘致につきましては、本当に、みんなが一丸となって誘致を促進していくということで、まちの活性化が見られると、こう思うわけであります。何はともあれ、元気のいいまちでいなければならないと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（今川英明君） 次に、11番松本和男君。

〔11番 松本和男君 登壇〕

○11番（松本和男君） 11番の松本です。よろしくお願いします。山崎議員と同じように、前向きでよろしくお願いします。

同じような内容なんですけれども、まずは通告に従って二つ程、質問をさせていただきます。

初めに、谷和原インター周辺への企業誘致ということであります。

谷和原インター周辺の開発につきましては、当初、合併特例債を利用してパーク・アンド・バスライド、いわゆる高速バスのターミナルを市が建設する予定でありましたが、つくばエクスプレスの開業により高速バスの需要低下が著しく、民間活用に切りかえ、当時、アプローチのあった物流センターの開発を進めてきたと思います。当時は、鉄骨などの資材高騰により計画が断念され、現在は、白紙撤回の状態であると伺っております。結果は残念でありましたが、執行部のいわゆる英断、努力は評価できるものであると考えております。

昨今の経済状況は著しく、サブプライムローンに端を発した世界同時不況へと、先ほどから何回も言葉が出ていますけれども、いわゆる百年に一度の未曾有の危機であると言われており、この世界的な閉塞感から抜けるには、3年あるいは5年とも言われておりますが、当市におきましても、法人あるいは住民税が大きく減収し、大変厳しい財政状況であることは、ご周知のとおりでございます。

このような状況下での企業誘致は、大変厳しいものがあると考えておりますが、雇用の確保、地域の活性化、そして市の財源確保を図るためにも、積極的に取り組んでいただかねばなりません。しかし、経営難に立たされている企業も数多く、そうでない企業も、投資を控えているのが今日の状況であります。立地を希望する企業も、過大な負担があると立地できないのが実情です。そこで、市としては、現在の経済情勢をかんがみて、どのような施策をもって企業誘致を進めるか伺いたいのですが、まず、現在、企業からのアプローチはあるのか、あるいは、あるとすれば、影響のない範囲で説明を願いたいと、こう考えております。

そして、あの場所を開発するには、下水道管の敷設がえ、あるいは国道294の右折帯の整備が必要となってきます。概算で結構ですが、どのぐらいの費用がかかるのか伺いたい。そして、開発にあっては、そういう工事費は原因者負担が原則と伺っておりますが、このような経済状況の中においては、原則どおりでは企業誘致は難しいかなと考えております。私は、あの場所をこのまま未開発で何年も放置しておくことよりも、ある程度、市が負担を講じて早急に企業を立地させることが、総合的に判断してメリットがあると考えておりますが、市としては、どのように考えているのか、市長あるいは部長、それぞれの見解をお聞かせ願いたい。

よろしく申し上げます。

○議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

○市民経済部長（古谷安史君） お答えをいたします。

この谷和原インター周辺への企業の誘致というふうなことですけれども、経過については、今、松本議員おっしゃったところでございますけれども、現在、市内に進出を希望したいというふうな企業に対しましては、市の総合計画あるいは土地利用等とも調整を図りながら、産業政策課を窓口としてワンストップサービスに努めているところでございます。

先ほども、山崎議員からの質問にも関連はするんですけれども、先月19日に、実は、企業立地促進法に基づく産業の活性化計画を検討するために、茨城県南部、これは、取手市、それからつくばみらい市、それから利根町、この2市1町でもって地域産業活性化協議会というのを立ち上げました。そして、この3市町への企業の進出がしやすい環境づくりを始めたところでございます。

谷和原インター周辺への進出意向のある企業につきましては、現在、大規模小売店舗というふうなことで意向が、ただいま1社ほど当市に相談に見えられております。いろいろと都市計画関係あるいは農地関係等とか、いろいろな関係部署とのクリアをしなければならない問題が多々ございますので、この具体的な実現方法を協議して、市としても、できる限りのバックアップをしていきたいなというふうには考えております。

それから、あそこの右折帯とか、あるいは下水道、そういったものについての概算というのは、ちょっと私どもでは、今のところ、はじいてはおりませんけれども、そういった

ところですよ。

以上です。

○議長（今川英明君） 都市建設部長鈴木 清君。

〔都市建設部長 鈴木 清君 登壇〕

○都市建設部長（鈴木 清君） 私の方からは、都市計画法上の観点からお答え申し上げます。

谷和原インター周辺の市街化調整区域の企業誘致につきましては、限定された業種の立地、具体的には、流通業務施設等がございますが、こういった業種の立地は現行のままでも可能となっております。しかし、市街化調整区域につきましては、基本的に大型集客施設の開発は不可となっております。立地する企業の業種を広げるためには、地区計画を定めなければならないこととなっております。

この地区計画を定める立地基準としましては、計画開発適正誘導型、大規模集客施設立地型、既存集落維持活性型の三つに区分されます。計画開発適正誘導型、大規模集客施設立地型につきましては、開発面積が5ヘクタール以上でなければならないこととなっております。それから、既存集落維持活性型につきましては、開発面積が1ヘクタール以上で可能ということがございます。当該地区につきましては、農業振興地域整備に関する法律に基づく、いわゆる農用地区域からは除外されている区域でございます。しかし、区域内のほとんどが農地でありまして、農地転用や排水処理の問題など、事前協議を含めると、開発には複数年かかるということが予想されます。

地区計画という都市計画決定がされると、地区計画を定める区域に進出する企業が特定されるわけがございます。あるいは、どんな店舗、職種が立地するかなどの事業実施の担保性が確保されなければならないということもございます。また、その事業者が撤退した場合、将来的に、当制度に基づいた都市計画が設定されました地区計画の用途区分が残ってしまうということがございます。このようなことから、企業誘致の必要性は、市の発展、活性化という観点から十分理解して、積極的に推進してまいります。しかし、その一方で、建築条例の制定等、慎重な計画立案も必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 松本和男君。

○11番（松本和男君） 部長の答弁で、いろいろと細かいところまで説明があったわけですが、現在、あの場所においては、法規制により物流施設ぐらいしか開発できないと聞いておる。これは、もう知っているとおりで、この前、話があったと思うんですが、私は、あのように入地条件に恵まれた土地を生かすには、もっと多様性のある開発行為ができるように見直すことが、市にとって、地域にとってもプラスになるのではないかと。そこで、今現在、部長が言われた都市計画マスタープラン策定中ということですが、見直しについて、いろいろ難しいところもあるんでしょうけれども、現在は見直しについて、担当部長は、どのように考えているのか所見をお願いしたい。

○議長（今川英明君） 都市建設部長鈴木 清君。

〔都市建設部長 鈴木 清君 登壇〕

○都市建設部長（鈴木 清君） お答えします。

都市計画マスタープランにつきましては、20年度、21年度、2カ年をかけて、今、策定中でございます。その中で、基本的な考え方としましては、市民の皆様の意見を多く取り

入れる、スタンス的には、市民の目線で多くの意見をいただいて、それを反映させるという形で進めております。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（今川英明君） 松本和男君。

○11番（松本和男君） ということで、部長の説明がありましたけれども、実際、企業の誘致ということは大変なことだと、こういうことは、だれしも考えておるところであります。いわゆる企業が来た場合に、あるいは、申請だとか、いろいろ、もろもろに相談があると思う。そのときに、やっぱり相談に乗ってやる、あるいは、こちらからも相談をするという積極性がないと、いわゆる企業と執行部との関係が、やっぱり離れていって事業は展開できないと思うんで、その辺は、ひとつしっかりと、いわゆる一緒になって考えるという大きな気持ちでやっていただければと、これを強く要望します。

次に、道路の未登記についてということで連絡はしてありますけれども、通告内容に従い質問を行う予定でありましたが、事前に担当課から、現在、未登記は整理されておらず答弁できる状態でない旨、報告がありましたので、今回は質問をしないということでありますけれども、ただ答弁は求めませんが、一つ、重要な問題を申し上げたいと思います。

それは、未登記の土地に課税がされている可能性があるということであります。すなわち、現況は道路用地として買い上げ、道路として使っているが、登記がされていないため個人名義になっており、そのまま課税されている可能性があるということであります。事実、旧谷和原村において、20年以上も未登記であった土地に課税され続けており、事実が発覚後、登記の処理とあわせて5年分だけ返してもらったと伺ったことがあります。行政のミスで、公共事業に協力してくれた住民の方に不利益が生じるということは、絶対あってはならないことであります。未登記の整理とあわせて大至急調査をし、速やかに善処をされるよう申し上げておきます。

さて、通告書には記載しておりませんが、事前に担当課へ口頭で通告しておきましたので、都市計画道路守谷小絹線、きのうは、市長が、ちょっと、これかなと思ったんだけれども、違うということで訂正がありましたので、改めて守谷小絹線の未登記にかかわる質問をさせていただきます。

この件につきましては、18年の6月定例会において、未登記がある場合、附帯工事が補助対象とならないのではないかと質問したところ、担当部長から、未登記部分があっても補助対象として工事ができるという答弁をいただいております。しかしながら、私の隣ですけれども、生前、松本作衛氏にその話をしたところ、いや、それはおかしい、未登記だと補助は使えないはずだよと、よく確かめた方がいいと言われており、私は、今回、再度質問するに当たり県庁の道路建設課に問い合わせたところ、去る2月の18日、守谷小絹線の担当者から、未登記のところでは補助事業で工事はできないというような回答を得ました。補助が使えなくては、市の単独財源で施工しなければならない。そして、2月の24日、全員協議会でも説明がありましたが、市の厳しい財政状況の中でという説明がありました。

そういう中で、やっぱり我々は大変危惧しているところであります、そういう状況であれば。そこで、確認の意味で伺いますが、前任の担当部長の答弁と、県の担当者が言うこと、どちらが正しいのか、補助が使えるのか使えないのか、細かい説明や、そういったものは結構ですから、単刀直入に、どちらが正解なのかコメントをお願いしたいと思う。ただし、間違っていたとすれば、これはやっぱり改めてやってもらいたいということで、担当部長、課長、それぞれ所見をお願いしたい。

○議長（今川英明君） 都市建設部長鈴木 清君。

〔都市建設部長 鈴木 清君 登壇〕

○都市建設部長（鈴木 清君） お答えします。

前部長が答弁した件でございますが、道路敷地を未登記のまま補助対象事業として工事が進められるか否かという内容につきましては、権利者に承諾をいただき、工事を先行させて、同時に所有権移転登記の手続を進めるという意味で、可能というふうに答弁したものと思われますが、結果的に誤解を招くようなことにさせてしまったことをおわび申し上げます。

道路敷地の未登記につきましては、本来あってはならないことなのですが、本市においても、相当数、未登記の部分が存在しております。解決には多くの時間や費用を要しますので、守谷小絹線につきましては、現在、具体的に、筆数、それから、権利関係等を調査中でありまして、あわせて、その対応を検討中であります。そのほかの路線につきましても、未登記箇所を発見次第、順次その解消に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（今川英明君） 建設課長高田守康君。

〔建設課長 高田守康君 登壇〕

○建設課長（高田守康君） 守谷小絹線にかかわる旧県道は、昭和4年ごろに拡幅され、公衆用道路として分筆されました。その後、国道294号線の開通により谷和原村に管理が移された路線であります。部長答弁のように、所有権移転登記がなされないまま現在に至っております。今後、工事着手前までには、所有権移転を完成させる原則論に基づきまして、事業の一層の進捗を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、元部長の答弁ですけれども、鈴木部長の答弁にありましたように、言葉足らずで誤解を招いてしまいましたことを深くおわび申し上げます。

以上です。

○議長（今川英明君） 松本和男君。

○11番（松本和男君） 部長、課長のそういう真摯な答弁ということで、これは評価したいと思います。

しかし、議会が終わると議事録の確認もあるわけですから、そこで誤りに気づくわけですよね。2年以上も訂正せず放置しておいたということは、やはり担当部局の職務怠慢と、こういうことになろうと思っております。道路の事業担当部局が、このような基本的なことを認識せず事務執行を行うことは、ゆゆしき問題であり、かつ、速やかな訂正がなかったことについて、大変遺憾に思うところではありますけれども、やっぱり大事なことでありますので、皆さんの今の答弁を評価します。

ところで、通告もしておりませんけれども、突然、恐縮ですけれども、副市長ということで、副市長に、今のような見解はどうなのかということで、ひとつ、副市長にお願いをします。

○議長（今川英明君） 副市長小林弘文君。

〔副市長 小林弘文君 登壇〕

○副市長（小林弘文君） 今、議員おっしゃったとおり、やはり答弁については、当然責

任を持ってしなくてははいけない、当然その後、議事録を確認するというようなことは、大変重要なことですので、今後、このようなことがないように、執行部一同、答弁の方には注意してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（今川英明君） 松本和男君。

○11番（松本和男君） そういうことで、副市長、ありがとうございました。よろしくお願いします。

この件については、これで終わりにしますけれども、ただし、未登記については、1年後、また質問します。21年度から、執行体制の整備、職員の意識高揚と、やっぱり努めていただき、来年の3月には、相当な成果があることを期待して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（今川英明君） ここで暫時休憩をします。

3時半から再開します。

午後3時21分休憩

午後3時30分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

-
- | | |
|---------|---|
| 議案第 5 号 | つくばみらい市農業集落排水事業減債基金条例 |
| 議案第 6 号 | つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例 |
| 議案第 7 号 | つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 8 号 | つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 9 号 | つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第10号 | つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第11号 | つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第12号 | つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 議案第13号 | つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 議案第14号 | つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 議案第15号 | つくばみらい市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例 |
| 議案第16号 | 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号） |
| 議案第17号 | 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 議案第18号 | 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第5号） |
| 議案第19号 | 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第20号 | 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 議案第21号 | 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 議案第22号 | 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第23号 | 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第2号） |

議案第24号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第25号 平成21年度つくばみらい市一般会計予算
議案第26号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
議案第27号 平成21年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
議案第28号 平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算
議案第29号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
議案第30号 平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
議案第31号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
議案第32号 平成21年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
議案第33号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計予算
議案第34号 市道路線の認定について
議案第35号 市道路線の廃止について

○議長（今川英明君） 日程第2、議案第5号から議案第35号までの31案件を一括して議題といたします。

議案に対する質疑については、期限までに本職あてに通告がありませんでしたので、省略します。

議案第5号～議案第15号、議案第17号～議案第24号、議案第34号及び議案第35号について各委員会付託

○議長（今川英明君） 日程第3、議案第5号から議案第15号、議案第17号から議案第24号、議案第34号及び議案第35号について各委員会付託を議題とします。

お諮りします。

この際、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり各委員会に付託することに決定しました。

なお、議案第16号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）については、各委員会において所管部分の審査を行うことといたします。

予算特別委員会の設置及び議案第25号～議案第33号について委員会付託

○議長（今川英明君） 日程第4、予算特別委員会の設置及び議案第25号から議案第33号について委員会付託を議題とします。

お諮りします。

議案第25号から議案第33号までの一般会計、各特別会計及び水道事業会計の平成21年度予算については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号から議案第33号までについては、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

それでは、正副委員長互選のため、ここで暫時休憩をいたします。

午後3時32分休憩

午後3時33分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に予算特別委員会の正副委員長が互選されましたので、ご報告申し上げます。

委員長に山崎貞美君、副委員長に坂 洋君、以上のとおりご報告申し上げます。

選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙

○議長（今川英明君） 日程第5、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙を行います。

平成21年2月10日付で、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の任期満了による一般選挙を、広域連合を構成する市町村の議会において、平成21年2月17日から3月18日までにを行うよう告示されました。

なお、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員は、関係市町村議会から、それぞれ1人選出し、任期は2年となっております。

お諮りします。

選挙は投票で行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、選挙は投票で行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（今川英明君） ただいまの出席議員は19名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙の配付〕

○議長（今川英明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱の点検〕

○議長（今川英明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名をフルネームで記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

○議会事務局長補佐（関 俊明君） それでは点呼いたします。

1 番 秋 田 政 夫 君

2番	坂		洋	君
3番	高	木	寛	房
4番	染	谷	礼	子
5番	中	山	栄	一
6番	倉	持	悦	典
7番	堤		實	君
8番	岡	田	伊	生
9番	直	井	誠	巳
10番	横	張	光	男
11番	松	本	和	男
12番	古	川	よし枝	君
13番	海老原		弘	君
14番	山崎		貞美	君
15番	廣瀬		満	君
16番	今川		英明	君
17番	豊島		葵	君
18番	川上		文子	君
19番	中山		平	君

○議長（今川英明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（今川英明君） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に10番横張光男君、11番松本和男君、14番山崎貞美君を指名いたします。よって、3名の方の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（今川英明君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数19票。これは、先ほどの出席議員の数に符合しております。

そのうち、

有効投票 19票

無効投票 0票

有効投票中

古川 よし枝 君 2票

海老原 弘 君 7票

中山 平 君 10票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、中山 平君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました中山 平君が議場に

おられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

散会の宣告

○議長（今川英明君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
次回の本会議は、3月17日午後1時から開きます。
なお、討論を行う場合は、16日正午までに通告願います。
本日は、これにて散会いたします。
大変ご苦労さまでした。

午後3時43分散会

第 3 号

〔 3 月 17 日 〕

**平成 21 年第 1 回
つくばみらい市議会定例会会議録 第 3 号**

平成 21 年 3 月 17 日 午後 1 時 00 分開議

1. 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	11 番	松 本 和 男 君
2 番	坂 洋 君	12 番	古 川 よし枝 君
3 番	高 木 寛 房 君	13 番	海老原 弘 君
4 番	染 谷 礼 子 君	14 番	山 崎 貞 美 君
5 番	中 山 栄 一 君	15 番	廣 瀬 満 君
6 番	倉 持 悦 典 君	16 番	今 川 英 明 君
7 番	堤 實 君	17 番	豊 島 葵 君
8 番	岡 田 伊 生 君	18 番	川 上 文 子 君
9 番	直 井 誠 巳 君	19 番	中 山 平 君
10 番	横 張 光 男 君		

1. 欠席議員

20 番 神 立 精 之 君

1. 地方自治法第 121 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	渡 辺 勝 美 君
市 民 経 済 部 長	古 谷 安 史 君
保 健 福 祉 部 長	鈴 木 等 君
都 市 建 設 部 長	鈴 木 清 君
教 育 次 長	秋 田 信 博 君
会 計 管 理 者	豊 島 久 君
秘 書 広 聴 課 長	石 神 栄 君
企 画 政 策 課 長	森 勝 巳 君
総 務 課 長	湯 元 茂 男 君
財 政 課 長	片 見 和 男 君
水 道 課 長	中 山 和 明 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	井 波 進 君
議 会 事 務 局 長 補 佐	関 俊 明 君
書 記	大 野 隼 人 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成21年3月17日（火曜日）

午後1時00分開議

日程第1	議案第5号	つくばみらい市農業集落排水事業減債基金条例
	議案第6号	つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例
	議案第7号	つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
	議案第8号	つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
	議案第9号	つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
	議案第10号	つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
	議案第11号	つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
	議案第12号	つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
	議案第13号	つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
	議案第14号	つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例
	議案第15号	つくばみらい市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
	議案第16号	平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）
	議案第17号	平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
	議案第18号	平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第5号）
	議案第19号	平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	議案第20号	平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第4号）
	議案第21号	平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第22号	平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第23号	平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第2号）
	議案第24号	平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第3号）
	議案第25号	平成21年度つくばみらい市一般会計予算
	議案第26号	平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
	議案第27号	平成21年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
	議案第28号	平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第29号	平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
	議案第30号	平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算

- 議案第31号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
 議案第32号 平成21年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
 議案第33号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計予算
 議案第34号 市道路線の認定について
 議案第35号 市道路線の廃止について
 請願第1号 (仮称) 県南広域道路「高岡藤代線バイパス延伸線」の整備促進に関する請願書
 日程第2 議案第36号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第4号)
 日程第3 発議第1号 (仮称) 県南広域道路「高岡藤代線バイパス延伸線」の整備促進に関する意見書
 日程第4 発議第2号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書
 日程第5 発議第3号 常総環境センター第三次ごみ処理施設更新事業に当たり構成市の負担を軽減することを求める意見書
 日程第6 閉会中の継続調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第5号 つくばみらい市農業集落排水事業減債基金条例
 議案第6号 つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例
 議案第7号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
 議案第8号 つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 議案第9号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 議案第10号 つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
 議案第11号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 議案第12号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 議案第13号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 議案第14号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例
 議案第15号 つくばみらい市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
 議案第16号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算(第6号)
 議案第17号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
 議案第18号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算(第5号)
 議案第19号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 議案第20号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第21号	平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号)
議案第22号	平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)
議案第23号	平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算 (第2号)
議案第24号	平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第3号)
議案第25号	平成21年度つくばみらい市一般会計予算
議案第26号	平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
議案第27号	平成21年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
議案第28号	平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算
議案第29号	平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
議案第30号	平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
議案第31号	平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
議案第32号	平成21年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
議案第33号	平成21年度つくばみらい市水道事業会計予算
議案第34号	市道路線の認定について
議案第35号	市道路線の廃止について
請願第1号	(仮称)県南広域道路「高岡藤代線バイパス延伸線」の整備 促進に関する請願書
日程第2	議案第36号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第4号)
日程第3	発議第1号 (仮称)県南広域道路「高岡藤代線バイパス延伸線」の整備 促進に関する意見書
日程第4	発議第2号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書
日程第5	発議第3号 常総環境センター第三次ごみ処理施設更新事業に当たり構成 市の負担を軽減することを求める意見書
日程第6	閉会中の継続調査の件

午後1時00分開議

開議の宣告

○議長(今川英明君) 会議に入る前に皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切りかえるようにお願いします。

傍聴者の方に申し上げます。傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音などは禁止されておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名です。欠席議員は13番海老原 弘君、20番神立精之君です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局職員。議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

- 議案第 5 号 つくばみらい市農業集落排水事業減債基金条例
- 議案第 6 号 つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例
- 議案第 7 号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 10 号 つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 11 号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 12 号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 13 号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 14 号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号 つくばみらい市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 議案第 16 号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第 17 号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 18 号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第5号）
- 議案第 19 号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 20 号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 21 号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 22 号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 23 号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 24 号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第 25 号 平成21年度つくばみらい市一般会計予算
- 議案第 26 号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 27 号 平成21年度つくばみらい市老人保健特別会計予算
- 議案第 28 号 平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 29 号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計予算
- 議案第 30 号 平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 31 号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成21年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算
- 議案第 33 号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計予算
- 議案第 34 号 市道路線の認定について
- 議案第 35 号 市道路線の廃止について
- 請願第 1 号 （仮称）県南広域道路「高岡藤代線バイパス延伸線」の整備促進に関する請願書

○議長（今川英明君） 日程第1、議案第5号から議案第35号までの31案件及び請願第1号を一括して議題といたします。

これより委員長報告に入ります。

過日、本会議において各委員会に付託された議案及び請願の審査経過と結果について、各委員長から報告を求めます。

教育民生常任委員長直井誠巳君。

〔教育民生常任委員長 直井誠巳君 登壇〕

○**教育民生常任委員長（直井誠巳君）** それでは、教育民生常任委員会の委員長報告をいたします。

教育民生常任委員会に付託されました議案10件、並びに議案第16号一般会計補正予算の委員会所管部分につきまして審査をいたしました。その審査の経過、並びに結果についてご報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月6日午後1時30分より、全員協議会室において、副市長を初め、教育長、保健福祉部長、関係課長ほか担当職員の出席のもと審査を行いました。

審査は、執行部から内容についての説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施をいたしました。

まず、議案第6号 つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例については、財政縮減や学力基盤社会に臨み、総合的な視野から学力向上対策を講じるため、市内小中学校の適正規模、適正配置について審議する組織を設置するものでございます。

委員からは、審議会委員の構成人員や審議会における検討案に地域の意見が反映できるようにとの意見、質問が出されました。

執行部からは、現在、市議会議員の代表者3名、行政協力員の代表者3名、小中学校PTA関係者2名、学校教育関係者4名、学識経験を有する者2名、公募による市民2名、合計16名の委嘱・任命を予定しているが、審議会は20名以内をもって組織することから、今後も委員の人員検討を重ねたいとの説明がありました。

また、対象地域の意見反映については、審議会の案を地元にお示しして、その上で課題を確認し、広く住民の意見に耳を傾けながら進めてまいりたいとの答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第11号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について審議をいたしました。社会福祉課においては、平成21年4月から、障害者計画策定委員会にかわり地域自立支援協議会を設置するために、障害者計画策定委員会委員の報酬を削除するものです。学校教育課においては、新たに義務教育施設適正配置審議会条例を制定するため、同審議会委員の報酬を追加するものであると内容の説明がございました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第12号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、児童福祉法の一部改正に伴い、新たに設けられる「小規模住居型児童養育事業」の対象となる扶養義務者のいない児童について、国民健康保険の被保険者の適用除外とするため、条例の一部を改正するものです。

委員からは、新たに設けられる「小規模住居型児童養育事業」の内容についての質問が出されました。

執行部からは、国によって事業化されるファミリーホーム制度で、県に申請して認められた事業者が自宅等において、5人ないし6人の要保護児童を養育するものであるとの答弁がございました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第13号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、加入者の平均年齢が高く、かつ無職者や低所得者が多いといった構造的な問題を抱える中、医療費は年々著しく増加し、極めて厳しい状況に陥っているつくばみらい市国民健康保険事業の健全な財政運営を図るため、同条例の一部を改正するものです。

委員からは、低所得者により配慮した減免措置についての質問が出されました。

執行部からは、県内での減免措置を図っている自治体は、当市を含め10市町村前後と少ないが、今後も減免基準の見直しを研究したいとの答弁がございました。

また、一般会計からの繰入額が前年度と比較して少なくなっていると思うがどうかとの質問があり、繰越金約1億3,000万円を全額投入して運営しているとの答弁がございました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第14号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険法に基づき平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者にかかわる保険料について定めるため、条例の一部を改正するものです。

委員からは、保険料の算定に当たり、保険料の所得段階をふやすなど、保険料の上昇を抑え、低所得者への軽減措置についての質問が出されました。

執行部からは、保険料の上昇を抑えるため、準備基金を取り崩し、また、低所得者に対しては引き続き高額サービス費や特定入居者介護サービス費の支給など、利用者負担の軽減措置を実施していくとの答弁がございました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第15号 つくばみらい市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例については、市立板橋コミュニティセンターの新設による改正であるとの説明を受け、特に意見なく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第16号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）について、執行部から所管部分の説明を受け、審査に入りました。

質疑の主なものといたしまして、民生費の「難病患者福祉手当」の減額に当たり、対象者の把握及び手当の周知方法についてや、衛生費の集団健診の「健康診断委託料」の減額の事由についての質問がございました。

執行部からは、担当窓口が県所管の保健所のため、個人情報への入手には規制があり、対象者を把握することは現状では難しく、また、「難病患者福祉手当」については広報でお知らせし、かつ、毎年の更新時に保健所職員が申請者に手当の案内を行っているとの答弁がございました。

また、集団健診の「健康診断委託料」については、受診の大きな割合を占めていた社会保険加入者が制度改正後、市の健診を受けられなくなり減少したが、今後は受診の増加を図りたいとの説明がなされるなど、活発な質疑応答がございました。

次に、議案第17号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,200万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,169万3,000円とするものです。

前期高齢者納付金等で3,865万1,000円の減額、老人保健拠出金で352万6,000円の減額、

共同事業拠出金で5,237万8,000円の減額、保健事業費で168万円の減額補正との説明がございました。

これに対しまして委員から、脳ドックの利用が少ない場合、人間ドックで使えるのではないかとの質問に対し、人間ドックは400人予定で約370人、脳ドックについては、150人の予定が60人の受診であったとの答弁がございました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第18号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第5号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,904万1,000円とするもので、前年度の繰越金を一般会計に繰り出すための補正であるとの説明がございました。

これに対しましては特に質疑なく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第19号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ292万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,413万6,000円とするものです。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第20号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,857万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,912万円とするものです。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、教育民生常任委員会に付託されました議案に対する審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。議員各位には、この決定に対しましてご賛同をいただけますことをお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（今川英明君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

13番海老原 弘君が出席です。

次に、総務常任委員会副委員長海老原 弘君。

〔総務常任副委員長 海老原 弘君 登壇〕

○総務常任副委員長（海老原 弘君） 副委員長の海老原です。委員長欠席のため、代行して報告をいたします。

総務委員会は、総務常任委員会に付託されました議案4件と、議案第16号の委員会所管部分を審査するため、3月5日午後1時30分より全員協議会室において開催いたしました。

その審査の経過と結果についてご報告いたします。

説明のため、執行部から副市長、総務部長を初め、各関係課長ほか担当職員の出席を求め、詳細な説明を聴取しつつ慎重に審査を行いました。

まず、議案第7号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例については、厳しい市の財政事情に鑑み、市長・副市長・教育長の給料について、引き続き減額して安定した行財政運営の一助とするものであります。

採決の結果、出席委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴い、市職員の勤務時間を1日当たり7時間45分に変更するものであります。

委員からは、勤務時間短縮による時間外手当の見込みについての質問が出され、執行部からは、短縮の時間帯はお昼休みに当たるため、残業にはつながらないとの答弁がございました。

採決の結果、出席委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、一般職の職員の給与に関する法律等の施行に伴い、市職員の勤務時間を1日当たり7時間45分に変更し、また特定管理職員を管理職員に変更するものであります。

委員からは、サービスの向上を目指し、三六協定や変形労働時間の協定を結んでいるかとの質問が出され、執行部からは、協定は結んでいないが、企画政策課所管の「集中改革プラン」において、フレックスタイムなどの導入による効率化が検討されているとの答弁がございました。

採決の結果、出席委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、一般職の職員の給与に関する法律等の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

委員からは、改正の一つである地域手当について、当市及び近隣自治体における支給状況についての質問が出されました。

執行部からは、地域手当は1級地から6級地に分かれ、当市は6級地に該当し、本俸の3%の支給で、取手市は2級地の15%、つくば市は3級地の12%、守谷市は4級地の10%であるとの答弁でございました。

採決の結果、出席委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）について、執行部から所管部分の説明を求め、審査いたしました。

委員からは、財産収入の土地売却代金の詳細についての質問が出されました。

執行部からは、払い下げした山王新田の土地は、地目が田で面積は36.72平米、単価は6,100円で、城中の雑種地は45.9平米、単価は8,964円である旨の説明がなされるなど活発な質疑応答がなされました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、この決定に対し、議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

済みません。不慣れなもので、報告がまごまごしまして、どうも失礼いたしました。

○議長（今川英明君） 総務常任副委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

次に、経済常任委員長倉持悦典君。

〔経済常任委員長 倉持悦典君 登壇〕

○経済常任委員長（倉持悦典君） 今議会において、経済常任委員会に付託されました議案7件及び請願1件、並びに議案第16号の一般会計補正予算の委員会所管部分につきまし

て審査をいたしました。その審査の経過、並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会は3月9日午後1時30分から、全員協議会室において開催し、執行部からは副市長を初め、都市建設部長、市民経済部長、関係課長ほか担当職員の出席のもと審査を行いました。

審査は、執行部から内容について説明を求め、その後、各委員から質疑・意見を求める形で実施をいたしました。

まず、議案第5号 つくばみらい市農業集落排水事業減債基金条例については、農業集落排水事業に係る地方債の償還に充てる財源として、県から交付を受ける「農業集落排水事業推進交付金」の基金を設け、適正に管理執行するためのものです。

委員からは、事業の補助率について質問が出され、下水道課長より、17年度までの直接補助制度の際は15%の補助率であったが、現行の交付金の制度にかわってからは10%であるとの答弁がなされました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）について、執行部から所管部分の説明を受け、審査に入りました。

質疑の主なものとして、委員から、農林水産業費の「買ってもらえる米づくり条件整備補助」の申請手順について質問が出され、農政課長より、農協から農政課に申請が届き、農政課が取りまとめて県に提出するとの答弁がありました。

また、身近なみどり整備推進事業について質問がありました。これは、茨城県が森林・湖沼の環境整備に当たり、本年度に創設した森林湖沼環境税を原資として実施するものですが、委員からは、委託の対象となる事業内容及び次年度以降の事業存続についての質問が出され、農政課長より、山林の除草刈り、枝の間引き、枝おろし等が対象で、継続事業であるとの答弁がございました。

また、土木費の市道拡幅用地費の減額についての質問が出され、執行部からは、小張バイパス新設に係る公有財産購入費の減額であるが、地権者は代替地を要望し、その希望地が農用地であり農振除外に期間を必要とするため、今年度は未執行になった旨の答弁がありました。

委員からは、今後の道路整備においても同様なことが考えられることから、事前に代替地など何らかの対策をとってほしいとの意見が出るなど、活発な質疑応答がございました。

次に、議案第21号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、下水道課長から歳入歳出にそれぞれ1億200万円を減額することと、その理由の説明を受けました。

委員からは、公共下水道整備費の繰越明許費補正に関連して、東部丘陵部における下水道工事の進捗状況についての質問が出され、下水道課長より、現在は高速道路の西側、田村地区近辺の工事に着手しているが順調に進行しており、平成24年度完了と確認しているとの答弁がされました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、下水道課長から、歳入歳出にそれぞれ626万円を追加することと、その理由の説明を受けました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第2号）について、都市計画課長から、平成19年度の繰越金が確定したことから、これに伴い繰越金を増額し、一般会計からの繰入金を同額減額するとの説明を受けました。

委員からの質疑は特になく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第3号）については、収益的収入及び支出の予定額を補正するものですが、委員からは、滅菌薬品の減額に関連して、薬品の種類についての質問が出され、水道課長より、漂白・殺菌の作用がある次亜塩素酸をくみ上げた地下水に使用しているとの答弁がございました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号 市道路線の認定については、谷原西部地区土地区画整理事業に伴う整理路線25路線、民間開発業者の整備した道路の寄附が26路線、合計51路線であると建設課長より説明がありました。

委員からの質問は特になく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号 市道路線の廃止については、建設課長より、谷原西部地区土地区画整理事業地内の用途廃止に伴う路線変更があるための廃止であると説明がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、本定例会で経済常任委員会に付託された1件の請願を審査いたしました。

請願第1号 （仮称）県南広域道路「高岡藤代線バイパス延伸線」の整備促進に関する請願書については、本市の今後の発展はもとより、みらい平駅や都市軸道路とのアクセス道路としても必要不可欠な高岡藤代線バイパスの国道6号線及び龍ヶ崎市方面への延伸について、早期整備を茨城県知事、並びに茨城県議会議長など関係機関に対し要望書の提出を求めるものです。

提出者は、つくばみらい市川崎70-1、つくばみらい市区長会会長古谷道男氏、同副会長中村康宏氏、同副会長横田 功氏、同理事大関康男氏の連名により、堤 實、中山栄一両議員の紹介で、議長あてに平成21年2月19日付で提出されたものでございます。

委員からは、生活道路を優先して県に要求すべきであるとの意見があること、延伸先である龍ヶ崎市や取手市との協議も必要であり、大変厳しい要求になるのではないかとの意見が出されました。

採決の結果、全員賛成で採択し、意見書を提出すべきものと決定いたしました。

以上で、経済常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、この決定に対し、議員各位のご理解とご賛同をお願いいたしまして、委員長のご報告といたします。

なお、今委員会に陳情が1件提出されましたが、この取り扱いについて各委員に意見を求めたところ、当委員会ではこの陳情については議案として取り上げず、各議員に陳情書の写しを配付するのみにとどめるとの結論になったことをつけ加えて、ご報告申し上げます。よろしくご審議、お願いいたします。

○議長（今川英明君） 経済常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

次に、予算特別委員長山崎貞美君。

〔予算特別委員長 山崎貞美君 登壇〕

○予算特別委員長（山崎貞美君） 予算特別委員会における審査の経過と結果についてご報告をいたします。

当委員会に付託された議案9件につきまして、その審査の経過、並びに結果を報告するものであります。

去る3月11日から13日までの3日間にわたり委員会を開催し、議長の出席のもと審査をいたしました。11日は議会事務局、会計課、秘書広聴課、総務部、市民経済部の所管部分の予算について、12日は農業委員会、保健福祉部の所管部分の予算について、13日は都市建設部、教育委員会の予算について、それぞれの所管の部課長から説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施をいたしました。

まず、議案第25号 平成21年度つくばみらい市一般会計予算については、歳出歳入予算の総額をそれぞれ138億6,230万円とするものであります。

委員からは、メンタルヘルスサポートにおける20年度の実績についての質問が出され、執行部からは、委託会社の報告では、月平均二、三件の職員の相談が寄せられている旨の答弁がございました。

また、防犯灯の電気料について、公費負担と地元負担の基準の差異についての質問が出され、執行部からは、公費負担の基準は設置がおおむね60メートルの間隔で主要幹線道路としての役割を果たしている道路であるが、当該地域に居住する限られた方のみの利用の場合は、基準を満たさずに地元負担をお願いしているとの答弁がございました。

また、いばらき3人っこ家庭応援事業補助金の事業内容についての質問が出され、執行部からは、少子化対策の一環で保育所に通っている家庭の第3子以降の児童に対し、県と市で保育料の一部を助成し、子育て家庭への支援を行うものであるとの答弁がございました。

また、合併特例債事業である豊体横町下宿線における用地の確保状況についての質問が出され、執行部からは、買収予定面積に対し80.59%の進捗状況で、比較的順調であるとの答弁がありました。

さらに委員からは、平成21年度に開始する放課後子ども教室事業におけるコーディネーターの役割についての質問が出されました。

執行部からは、事業の企画、運営、並びに学校と地域を結ぶ役割を担う旨の答弁がございました。

なお、議案第25号 平成21年度つくばみらい市一般会計予算の採決に先立ちまして、岡田伊生委員より修正案が提出されました。内容は、衛生費の常総地方広域市町村圏事務組合負担金のうち、第三次ごみ処理施設建設費相当額について予備費への計上を求めるものであります。

岡田委員より、第三次ごみ処理施設建設については資材等の高騰の折に契約が交わされていることから、契約額の見直しを求めるためであるとの提出理由が述べられ、各委員より、契約額の見直しは常総地方広域市町村圏事務組合議会の中で議論すべきで、構成自治体においては負担金としての予算計上が妥当で、同組合に対しては、本市議会として意見

書の提出が適当であるなどの意見が出されました。

採決の結果、賛成少数で修正案は否決すべきものと決定をし、引き続き議案第25号 平成21年度つくばみらい市一般会計予算を採決いたしましたところ、賛成多数で原案のとおり本予算は可決すべきものと決定をした次第であります。

次に、議案第26号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算については、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ43億1,805万8,000円とするものであります。

委員からは、高騰する医療費を抑制するためには、早期の病気発見が必要であり、そのためには人間ドック受診を市民に広く案内し、さらに受診費用の補助率を上げることが望ましいとの意見が出されました。

執行部からは、国保年金課及び健康増進課でPRを行い、受診促進を図りたい。また、補助率アップについては、市の財政負担が増し将来への影響が懸念されるが、医療費の抑制には効果があると思われるので、近隣自治体を調査し検討したいとの答弁がございました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 平成21年度つくばみらい市老人保健特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ703万8,000円とするものであります。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,295万7,000円とするものです。

委員からは、保険料の納付方法について、平成20年度中の特別徴収から普通徴収への納付方法変更数について質問が出され、執行部からは、30人前後であるとの答弁がございました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億6,289万9,000円とするものであります。

委員からは、特別養護老人ホームの待機者解消の対応についての質問が出され、執行部からは、平成23年度までに、1施設70床の増設を計画しているとの答弁がございました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億2,700万4,000円とするものです。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億593万9,000円とするものです。

委員からは、今後の事業計画についての質問が出され、執行部からは、三島地区の整備が最終の予定であるとの答弁がございました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 平成21年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,604万8,000円とするものです。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第33号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計予算については、収益的収入及び支出の予定額を、収入10億6,482万円、支出10億5,084万8,000円、資本的収入及

び支出の予定額を、収入 3 億 6,332 万 7,000 円、支出 4 億 6,893 万 7,000 円とし、不足する額 1 億 561 万円を損益勘定留保資金で補てんするものであります。

委員からは、浄水機場の建てかえの予定について質問が出され、執行部からは、補修しながら使用しているが、現在のところ計画は未定であるとの答弁がございました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、この決定に対し、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、報告いたします。

○議長（今川英明君） 予算特別委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

各委員長からの報告及び質疑が終わりました。

討論・採決

○議長（今川英明君） これから討論、採決に入ります。

それでは、議案第 5 号 つくばみらい市農業集落排水事業減債基金条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第 5 号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第 5 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号 つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第 6 号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第 6 号は委員長報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第7号 つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第7号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第8号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第9号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部

を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第10号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第11号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第12号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をします。

午後1時53分休憩

午後2時05分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第13号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

通告がありますので、まず原案に対して反対の方の発言を許します。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

○12番（古川よし枝君） 議案第13号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の討論をいたします。

この議案は、国民健康保険税の引き上げです。引き上げ案は限度額が医療給付と後期高齢者医療の支援金分で、それぞれ45万円が47万円に、11万円が12万円に引き上げとなり、税率の引き上げは、医療分後期高齢者医療支援分の所得割は9.0%から9.2%に引き上げ、資産割は35%から28%に引き下げて、応益部分の均等割の1万8,000円が2万3,000円に、平等割は2万3,000円から2万4,000円に引き上げとなります。介護保険料も、所得割は1%から1.2%に引き上げ、資産割はなくなり、均等割、平等割それぞれ1,000円ずつ値上がりです。つまり、これまで資産割合額が大きい方は引き下げとなりますが、課税資産がなく所得の低い被保険者にはもろに増税となります。応能・応益割合は前年度対比で70対30から67対33になり、応益の負担割合が増え、所得の少ない方の負担割合が重くなります。低所得者への増税は、税の累進課税の原則に反しており、反対です。

提案理由説明で国民健康保険財政は加入者の平均年齢が高く、かつ無職者や低所得者が多いといった構造的な問題を抱える中、医療費は年々著しく増加しており、極めて厳しい状況に陥っていると述べていますが、当市では滞納者のうち84%が300万円以下の世帯という調査が出ており、年々保険税を引き上げれば高くて払えないといった悪循環を引き起こします。

こういう事態を起こしている元凶は、1984年の法改悪を皮切りに国の責任を後退させ、国保への国庫負担の削減を続けているところにあります。

そういう中、当市はこれまで一般会計予算を国保に繰り入れ、国保財政を維持してきました。平成16年、17年、18年にかけて、年度に2億円から3億円を一般会計から繰り入れをしてきました。しかし、平成19年度は2億4,000万円を予算化しましたが、減額補正をして繰り入れは5,800万円に、平成20年度も1億800万円を予算計上して、補正で1,500万円を戻し、繰入額は9,300万円に減額し、連続して繰り入れを大幅に減額しています。

減額をしなければ保険税の引き上げをしなくても十分でした。しかし、今回の提案理由の中で健全な財政運営を実施し、一般会計の繰入金による財源不足の緩和を図るため、条例の改正を行うとし、つまり、一般会計からの繰入金を減少し、保険税の引き上げをするということになっています。

雇用破壊が急増する中、今後、国民健康保険の役割は一層大きくなります。住民の安全と健康を守る直接の責任者として、国保への支出は重要な予算として確保すべきで、国の国保財政への財政支援を求めることは第一ですが、払いたくても払えないという悪循環を回避するためにも、一般会計からの繰入額を確保し、保険税の引き上げをしないよう求めて反対の討論をいたします。

○議長（今川英明君） ただいま7番堤 實君が退席です。

次に、原案に対して賛成の方の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第13号について採決をします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立多数です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

通告がありますので、原案に対し反対の方の発言を許します。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

○12番（古川よし枝君） 議案第14号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の討論をいたします。

提案された介護保険条例の改正は、平成21年度から23年度の3年間の第1号被保険者介護保険料の改定です。改定案は保険料の基準額を年額1,440円値上げし、4万5,000円とするものです。この値上げに反対をいたします。

介護保険が始まってから3回連続の値上がりになります。前は旧伊奈町で44%、旧谷和原村で75.4%と驚くべき値上げをしました。結果は黒字を生み、積み立てられた基金高は平成20年度決算で1億5,000万円と、平成21年度への繰り越し5,000万円の予測がされています。これは、料金先取りです。平成21年度から基金1億4,000万円を繰り入れ、保険料の軽減をしていると説明がありましたが、今回値上げ額は約4,000万円になります。基金と繰越金を合わせて約2億円全額を会計に組み入れるならば、値上げをしなくても事業は成り立ちます。3年間の保険料は3年間で使う。余れば被保険者に還元していくというのが筋ではないでしょうか。

もう一つは、5段階、6段階の保険料段階を細分化し、より高額所得者にはある程度の負担をしてもらい、低所得者には軽減をするという方策の検討実施をすべきではなかったかと考えます。

この4月で介護保険は制度開始から10年目になります。この間で介護サービスの総量は増えてきましたが、今なお社会保障切り捨てのもとで負担増や介護取り上げが進み、家族介護の負担は今も重く、1年間に14万人が家族の介護のために仕事をやめています。高い保険料、利用料を負担できず利用できない低所得者も少なくありません。介護を苦にした痛ましい事件も起きています。劣悪な介護労働者の処遇改善も求められていました。ところが、現制度では利用者が増えたり、労働条件を改善したりすれば、直ちに低所得者まで含めて保険料や利用料が連動して値上げされるという根本的矛盾を抱えています。

しかし、これまで厳しく禁じてきた介護保険会計への一般会計からの繰り入れをせざる

を得なくなり、平成21年度から23年度まで、介護報酬分の3%の半分を公費負担することになりました。こうした、不十分ではあるけれども是正がなされました。

このような事態を踏まえ、だれもが安心して利用ができ、安心して働ける公的介護制度の実現を求めるものです。少ない年金で暮してきた高齢者が、介護が必要になると利用料などが重くのしかかり、生活が壊される事態が起きています。介護のために身を切るような思いで生活をしていたり、介護保険を使うお金さえなく老々介護で耐えていたり、保険料が払えずサービスを受けられない高齢者も増えています。公的な介護保険制度であることから、所得の少ない高齢者は原則保険料、利用料を免除してお金の心配をしないで介護が受けられるよう、国は仕組みをつくるべきです。介護保険料金の引き上げの反対とあわせて、市独自の低所得者への保険料、利用料軽減の施策を求めて反対といたします。

○議長（今川英明君） 次に、原案に対して賛成の方の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第14号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立多数。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 つくばみらい市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第15号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第16号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第17号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成20年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第5号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第18号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第19号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手多数です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第20号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第21号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第22号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第23号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第24号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成21年度つくばみらい市一般会計予算について討論を行います。

通告がありますので、まず原案に対して反対の方の発言を許します。

18番川上文子君。

〔18番 川上文子君 登壇〕

○18番（川上文子君） 18番の川上です。議案第25号 平成21年度つくばみらい市一般会計予算に反対をいたします。

昨年の秋以降、日本経済はかつて経験したことのないスピードで悪化しています。派遣切りで職と住居を同時に失う労働者が急増し、資金繰りの悪化や仕事の減少で中小企業が苦しめられるなど、国民はまさに悲鳴を上げています。地方財政、地方政治にもこうした日本の政治経済の渦が直接、間接に影響しています。

国は地方財政に08年度補正予算で地域活性化生活対策臨時交付金を6,000億円、雇用対策で4,000億円準備しました。さらに、09年度予算では、地方交付税の1兆円の増額措置がとられました。無条件の1兆円増額ではありませんが、小泉内閣の三位一体改革での地

方財政締めつけ、削減路線を手直ししたものになっています。

この結果、地方交付税を交付されている自治体の全体で一般財源は2年連続の増額です。この補正予算と09年度予算での財政措置を有効に活用させ、住民の暮らしを守る公正的で積極的な姿勢と、知恵と力を発揮することが、今、地方自治体に求められています。

しかし、その視点で見たとき、つくばみらい市の行財政運営と09年度予算は、市民の求める期待にこたえるものにはなっていません。

地域活性化生活対策臨時交付金は、すこやか福祉館の改修工事や建設工事など、もともとやるべき事業の前倒しが主で、新たな地域活性化につながるものになっていません。この交付金は、ハード事業だけでなく、ソフト事業も対象になっており、各地では知恵を出した取り組みが広がっています。

また、雇用対策については、市の臨時職員の雇用は評価するものの、ふるさと雇用再生交付金で国がトップに上げているのは介護福祉分野で、2番目が子育て分野です。09年、10年に予定されている雇用創出事業の中で、これまで人件費がかかり財源がないと取り組めなかった市民の要求に、雇用対策の面から具体化していくことを求めます。

同時に、市内の企業の中でも派遣切り、人員削減の動きがあります。市としてその動向を把握し、違法な派遣切りなどは絶対に行わないよう企業に強く求めていくこと、そして、市が現在行っている企業誘致優遇措置の税免除制度は、雇用確保を条件にするよう制度変更を求めます。

また、中小企業の経営を守るためにセーフティネット融資補償等の取り組みをさらに積極的に進めると同時に、貸し渋り、貸しはがしをしないよう銀行を厳しく指導することなど、今までの行政対応の枠を超えて取り組んでいくことを求めます。

市長は施政方針で、つくばみらい市誕生の年に市長に就任し1期4年目を迎える。市長就任時の所信に立ち返り、現下の課題の解決に向け全力を尽くしてまいりたいと述べられました。立ち返るのであれば、市長としてしてきた仕事を振り返り、ただすべきことはただすことが必要ではありませんか。

ワープ江戸事業は、参加企業や銀行に大変な損失を与え、事業を買い取られた県企業局の赤字を膨らませ、投じた15億円余のうちの起債返還が現在も市財政を圧迫しています。メディアパーク事業の起爆剤だとこの事業を強行してきた市長は、その責任を明らかにすべきです。

そして、さらに副管理者として深くかかわってきた、現在問題になっている第三次ごみ処理施設建設計画でも、市長は大きな過ちを犯しています。現在の炉を建設し、管理委託を受けているカワサキプラントシステムズ株式会社は、今年2月、基幹改修して今後20年間延命は可能と明言をしました。建てかえの根拠となった耐用年数が超過して処理能力の限界だという主張は崩れました。しかも、カワサキプラントシステムズ株式会社に対して、今まで1回も基幹改修での延命についての打診はないといっています。平成10年度施設更新の決定の是非が問われる事態ではありませんか。危機感をあおり、建てかえしか選択肢はないかのように議会に説明してきた管理者会議の責任、そして副管理者としての市長の責任を厳しく問わなくてはならないと思います。

しかも、その後の機種選定作業についても、国の契約の手引きに反して、環境工学に基本計画から施工管理業務までのすべての業務を委託させ、キルン式が安全で効率のよい機種であるという結果をつくり出し、昨年3月、つくばみらい市議会からも機種選定の白紙

撤回を求める意見書採択が行われましたけれども、これを見做して随意契約に等しい1社入札によって不当に高い金額での落札が強行されました。

さらに昨年の9月、環境工学コンサルタントが倒産したことで、この計画の信頼性の根拠が大きく失われました。しかし、市民の施設決定やり直しを求める声を見做して、現契約に限っての検証を、技術力も明らかにせず管理者会議によって日本環境衛生センターに恣意的な業務委託が行われました。日本環境衛生センターの中間報告を見ても、計画に対して何のメスも入っていません。これでは不当な契約のアリバイづくりともいえる検証ではありませんか。

このままこの計画が進めば、建設地の住民の安全の保障がされないばかりか、つくばみらい市には管理費用も含めると70億円余という大変な負担が生じかねません。

さきの一般質問で市長は、これらの決定について、素人でわかりませんでしたという答弁をいたしました。市長はこれらの決定すべてに副管理者として大きくかかわってきたわけで、まさにこの答弁は市長の責任を投げ捨てるものです。市長としてこの計画にストップをかけるべきです。市長としての20年間の歴史に、ワープ江戸事業に続いて大きな汚点を残すことがないように、市長の英断を求めます。

最後に幾つか指摘をしておきます。

コミュニティバスの見直し案は、コミュニティバスという手法の破綻を示しています。担当職員の苦勞と努力は大いに評価をするものです。しかし、どう努力をしてもコミュニティバスでは市内の交通弱者の足を確保するのは困難だということを、案自身が示しています。デマンドの提案を退けコミュニティバスに固執した誤りを認め、全市的にカバーできる方策に転換することを求めます。

また、落札率95%前後で大半の入札が行われている異常な実態をただすために、制度の改善をしていくこと。また、DV問題、同和行政で暴力に屈しない市の姿勢を明らかにすることを要求します。

経済危機の広がり、市民生活への打撃を日々深めています。補助金等審議会で1万円単位の削減は検討するけれども、億単位のむだ遣いにメスが入らない今の市政のあり方をただして、市民の暮らし、安全を守ることを強く求めて反対の討論といたします。

○議長（今川英明君） 次に、原案に対して賛成の方の発言を許します。

10番横張光男君。

〔10番 横張光男君 登壇〕

○10番（横張光男君） 10番の横張です。私は、議案第25号 平成21年度つくばみらい市一般会計予算に対しまして、賛成の立場から討論をいたします。

一般会計に入る前に、先ほど反対討論の中にございましたように、予算にいろいろと経過がございまして、第三次ごみ処理施設建設についての反対討論がございましたので、これについて私の考え方を申し上げます。

私は、今般予算修正等も出ましたが、反対討論の中にもありましたように、これについては当市からの3名の議員を含む常総広域事務組合議会で、平成19年の11月27日に一般会計補正予算（第1号）にて、いわゆる債務負担行為というものを起こしているわけです。そして、これを受けまして平成19年度から平成42年度までの期間設定で限度額415億円ということで、第三次ごみ処理施設建設計画が常総広域事務組合の議会で議決されております。やはりこの議会の議決というものは大変重く受けとめなくてはならないのでは

ないかと思うのであります。

そして、平成20年3月27日にも、同議会で工事請負契約が212億1,000万円で締結されていることも議決されているわけです。

しかし、その後、いろいろな経過をたどっております。その第三次ごみ処理施設の建設費が当市の当初予算に計上されているということから反対であるという意見もございましたけれども、私はこの組合議会が議決されているものに対して、いわゆる構成市町村である当市の当初予算に計上するのは全く当然であると、むしろ予算に計上されない方が私はおかしいのであると思っております。構成市町村である以上は、それなりの責任と責務があるわけです。したがって、私は当初予算にこれらが計上されるというものは、全く私は賛成するものでございました。

そういう経過の中で今回の当初予算が編成されたわけでございます。そして一般会計の総額は138億6,230万円となっております。対前年度で見ますと0.7%の増でございます。これは、借換債の影響を除きますと、むしろマイナス1.7%の減となる、いわゆる超緊縮型の予算編成であったと思います。

まず、その中の歳入についてでございますけれども、前年度当初予算と比較して地方交付税が2億5,000万円余の増額となっております。これらは交付税総額が国において枠拡大がされておりますので、当然当市にも増額となっております。また、市税でございますけれども、昨今の世界的な金融危機や景気の悪化に伴い、法人住民税が1億9,000万円の減、また、固定資産税では固定資産の評価替えによります約1億6,000万円の減となっております。市税全体では約3億3,000万円の減収となっているという、自主財源がこのような状況であります。

さらに、ゴルフ場利用税交付金を初めとする各種の交付金が軒並み減額となっているなど、いまだかつてない大変厳しい状況になっております。

一方、その歳出を見てみれば、仮称豊体横町下宿線整備事業、さらには小張バイパスや守谷小絹線の整備が予定されております。一刻も早い完成が望まれるところでございます。これらの事業の推進により、谷和原地区及び伊奈地区の一体化がここで合併の意義があるんだと考えております。

平成20年度から継続事業である都市計画マスタープラン、道路体系の整備計画の策定、さらには、みらい平駅周辺開発の推進、そして市政の発展のために重要な、かつ必要な事業が山積しております。

また、三島地区農集排事業の着手、妊産婦健診への公的負担のより一層の充実、そしてさらには放課後子ども教室の開設、学校施設の耐震化、商工会との連携によるプレミアム商品券の発行、そしてパスポート申請窓口の開設など、市民生活に密着した事業も予算化されており、これら予算が速やかに執行を図っていくことが私は必要であると思うのであります。

なお、市の財政状況を考慮し、市長さらには副市長、教育長の報酬の減額については、これまで2年間実施されてきましたけれども、さらにこれらを延長し減額をしてまいると。さらには、管理職手当の削減についてもあわせて延長するということであり、大変評価したいと思っております。

以上、提案されております平成21年度の予算につきましては、つくばみらい市の基本目標である「活力に満ちたうるおいとやすらぎのまち」を目指し、合併効果が最大限発揮さ

れる予算であってほしいと、総合計画の推進のためにも必要な予算でありますので、可決の上は速やかな執行をお願いしたいと思う次第であります。

なお、最後に、大変厳しい財政でありますけれども、予算支出負担行為に当たっては、十分各課ともどもその厳しい財政状況を十分に判断をされ、そして、職員一人一人が認識を持って予算の支出負担行為の執行に当たっていただきたいことを申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（今川英明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第25号について採決をします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立多数。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

通告がありますので、まず原案に対し反対の方の発言を許します。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

○12番（古川よし枝君） 議案第26号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算について反対をいたします。

反対理由は、議案第13号で述べた国民健康保険税条例の一部改正での保険税の値上げです。この保険税値上げによる予算には反対をいたします。

○議長（今川英明君） 次に、原案に対して賛成の方の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第26号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立多数。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成21年度つくばみらい市老人保健特別会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第27号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第28号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手多数です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計予算について討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対して反対の方の発言を許します。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

○12番（古川よし枝君） 議案第29号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計予算について反対をいたします。

反対理由は、議案第14号の介護保険条例の一部を改正する条例の保険料の値上げと同じ理由であります。この保険料の値上げによって行った予算には賛成できません。反対です。

○議長（今川英明君） 次に、原案に対して賛成の方の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第29号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立多数です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成21年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第30号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 全員挙手です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成21年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第31号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成21年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第32号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第33号 平成21年度つくばみらい市水道事業会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第33号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 市道路線の認定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第34号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 市道路線の廃止について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第35号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号 （仮称）県南広域道路「高岡藤代線バイパス延伸線」の整備促進に関する請願書について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから請願第1号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。

本請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、請願第1号は採択することに決定しました。

議案第36号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（今川英明君） 次に、日程第2、議案第36号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 本日上程いたしました追加議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第36号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第4号）でございますが、これにつきましては、企業債保証金免除繰上償還にかかわる収益的支出及び資本的支出の補正をお願いするものでございます。

収益的支出総額は営業外費用を1,900万円減額補正し、合計で9億9,143万5,000円とするものでございます。

資本的支出総額は、企業債償還金を810万円増額補正し、合計で11億2,165万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、借換債の借り入れ条件を元利均等払いから元金均等払いに変更するものでございます。

ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第36号を経済常任委員会に付託したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号を経済常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、経済常任委員会開催のため暫時休憩とします。

午後２時５６分休憩

午後３時２０分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に経済常任委員会を開催しましたので、議案第36号の審査経過と結果について委員長の報告を求めます。

経済常任委員長倉持悦典君。

〔経済常任委員長 倉持悦典君 登壇〕

○経済常任委員長（倉持悦典君） 経済常任委員会に本日追加議案として付託されました議案第36号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第４号）について審査を行いましたので、ご報告いたします。

委員会は先ほど午後３時から全員協議会室において開催いたしました。

委員会に出席は委員７名と、説明のため執行部から都市建設部長と水道課長及び担当職員に出席していただきました。

部長と水道課長より保証金免除繰上償還に係る借換債借り入れ条件が元利均等払いから元金均等払いによる償還への借り入れ変更で、収益的支出及び資本的支出の予定額を補正するとの、詳細かつ具体的な説明がありました。

委員からの質疑はなく、採決をいたしました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本日経済常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、この決定に対し、議員各位のご理解とご賛同をお願いいたしまして、委員長の報告といたします。よろしくお願いいたします。

申しわけありません。先ほどの報告の中で、出席者を私７名と申し上げましたが、堤委員が１人欠けていましたので６名と訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 経済常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第36号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決さ

れました。

発議第1号 （仮称）県南広域道路「高岡藤代線バイパス延伸線」の整備促進に関する意見書

○議長（今川英明君） 日程第3、発議第1号 （仮称）県南広域道路「高岡藤代線バイパス延伸線」の整備促進に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番中山栄一君。

〔5番 中山栄一君 登壇〕

○5番（中山栄一君） それでは、提案理由を申し上げます。

（仮称）県南広域道路「高岡藤代線バイパス延伸線」は、当市の今後の発展、また、つくばエクスプレスみらい平駅、都市軸道路とのアクセスとしても必要不可欠な路線で、近隣自治体にとりましても、生活・交通・経済とあらゆる面において事業の効果は大きいものがあり、一日も早い道路整備の実現に地域住民をはじめとする市民一同切望しているものです。

よって、現在「歴史公園ワープステーション江戸」まで一部開通されている高岡藤代線バイパスの国道6号線及び龍ヶ崎市方面への延伸について、早期に整備するよう、別紙意見書を茨城県知事、茨城県議会議長、つくばみらい市長あてに提出するものです。

なお、意見書につきましては、お手元に配付のとおりです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

17番豊島 葵君。

〔17番 豊島 葵君 登壇〕

○17番（豊島 葵君） 17番の豊島です。先ほども請願でこの高岡藤代線バイパス延伸線の整備促進に関する請願書が出ましたけれども、別にこれに反対するわけではございません。もちろんこれは賛成でございますけれども、私が言いたいのは、前の議会でもちょっと触れましたけれども、結局請願あるいは意見書とか、こういうものは国とか県に出すわけですが、例えば1年前、あるいは2年前に出したものの結果ですね、これただ出すだけで、例えば1年前に出した請願はどうなったのかとか、それが全然全協においても報告もないし、当然これはこの議場の中でやることは大切なことなので、結果ですね、例えば国に行ったものなど本当に大臣など見ているのかと、私いつも思うのです。

ものによってはかなりおくれて、例えばガソリンの問題などは、ガソリンが幾らか下降気味になってこの前採択したと思うのです。そういうものについては、もちろん国でも政府というか、大臣の方でも取り上げないし、見るのはどうかなというものもあると思います。ですが、今、旬のものです、こういう問題はやはり県あるいは国に出しましたら、じゃあ途中でどうなっているんですかと、うちの議会で採択したものを県の方はどういう扱いをしているとか、国の方でどういう扱いをしているかというのを調べるのも我々議員の任務であると思うので、実際議長も含めて委員長たちには、ある程度、もちろん経過しなければ、その結果というのはわかりませんけれども、取り上げられたとか、それはだめ

だったとか、あるいは途中どうなっているとか、そういうものを全協なりで報告していただければと思うので、今、意見として、私ばかりでなく、そういう考えを持っている人いっぱいいると思うので、よろしく願いしたい。要望としてお願いします。

もちろん、これには賛成でございますから、よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） この件に関しましては、今、意見書を提案しているのは中山議員ですけれども、議会として取り組むことだと思うのです。その場合には、その進捗状況を全員協議会とか皆さんのいる場で逐次報告していきたいと思います。そういうことで了解してもらってよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） では、そういうことで了解願います。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第1号については、委員会の付託を省略したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから発議第1号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書

○議長（今川英明君） 日程第4、発議第2号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番 坂 洋君。

〔2番 坂 洋君 登壇〕

○2番（坂 洋君） 「緑の社会」への構造改革を求める意見書の提案理由を申し上げます。

100年に一度といわれる経済危機の打開策として、各国政府は今、環境・エネルギー分

野への巨額の集中投資と、それによる雇用創出をめざす、いわゆる「グリーン・ニューディール」を選択し始めている。こうした世界的な動きの中で、日本政府も環境分野を経済成長のけん引役とする「日本版グリーン・ニューディール」をまとめる方針を固め、具体化に着手した。経済危機の今こそ「緑の社会」へと大転換するチャンスととらえ、我が国が諸外国に先駆けて不況を克服し、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会のモデルとなるような社会を示すべきである。

よって、環境分野へ大胆に投資し、需要を喚起することで産業を振興し雇用創出することなどを求めて、別紙意見書を内閣総理大臣、環境大臣あてに提出するものです。

皆様のご理解とご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） ただいま7番堤 實君が出席です。

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

○12番（古川よし枝君） 12番の古川です。「緑の社会」への構造改革を求める意見書で、少し質問したいと思います。

環境部門への投資をして雇用創出をという、今、本当に雇用創出の問題は喫緊の問題として大きなことになっているわけですが、そういう点では、私はこの意見書に賛成をいたします。

そこで、この緑社会の構築の根底にあるのは、地球温暖化の抑止に日本はどういうふうにして責任を果たしていくのかというのが根底にあるかと思うのですが、そういう点では京都議定書の目標値についても、ヨーロッパの取り組みからすると、かなり水準が低いものとして指摘を受けているわけですが、そして、今でも国際的には温室効果ガス削減の目標を2050年に80%まで近づけようということ。中間的には2020年には30%と、国際的にもそういう方向で決められておりますけれども、日本は、日本の削減計画の中にもきちっとこの目標値が定められていないということが国際的にも指摘をされているのですね。

そういうところで今回の意見書を見ますと、モデルとなるような社会を我が国が先駆けて実行すべきだという文言があるのですが、モデルとなることもそうですが、先進国としての責任を果たすという、大変重い位置に日本はいるんだと思うのです。その辺の考え方が、今回の意見書の中でもう少し強く出されてもよかったのではないかと思います。その点について伺います。

それから、もう一つ、要望の中で、少しですが、2項目にあります「太陽光発電などの再エネルギーの1次エネルギーについて、政府の導入目標量をふやし、例えば全小中学校への設置など大胆な取り組みをすること」と要求しているわけですが、例えば小学校っていうのは公共施設、公益施設のところを言っているのですが、私は各家庭への設置の補助も以前はありましたけれども、なくなるということもありまして、その補助を拡大してそれを促進する意味でも、発電したものを電力会社に買ってもらうわけですが、それも固定の価格で買い取りをするという制度を導入したりして、このことはヨーロッパでもこのことをきちんと位置づけて成功しているということですが、この条

項に、そういう意味では家庭への設置の補助も取り組んでいただきたかったなと思います。

それから、4番目の「省エネ住宅・ビル等の建設を大規模に促進する」と言っているのですが、建設だけでなく、既存の建物についてもできる限り改修ということで、その建設改修も含めて大規模に促進するということを、ぜひ入れてほしかったなと思っていますが、その点についてどのように考えておりますか。

○議長（今川英明君） 2番坂 洋君。

〔2番 坂 洋君 登壇〕

○2番（坂 洋君） 日本は2012年までに1990年比で6%の温室効果ガス削減を京都議定書で約束をしまして、2006年度の排出量は逆に基準年よりも、1990年比よりも逆に6.4%増えてしまっているということで、これは自治体、産業部門に比べて家庭部門の取り組みが目立っているという状況ですね。

このため、環境省としては6%削減を実現するため、チーム・マイナス6%というプロジェクトを立ち上げて、草の根レベルの行動を促しています。

これは、数値目標は国の方で定めるもので、この文面の中では、私はこういうふうにしてほしいということだけで、数値目標はあえて書かなかったのですね。あと、私のこの意見書を出した気持ちは、まず根本的には太陽光発電のソーラーパネル製造において日本がトップだったのが、ドイツに追い抜かれてしまったと、ちょっと話は逸れますけれども、これは2005年に日本がソーラーパネルに対しての補助金を打ち切って、その間、ドイツとしては政府の施策として補助金を拡大して、ソーラーパネルで発電した電気をかなりの高い値段で買い取ることによって、投資した予算を10年間で返せるような国の施策をしたわけですね。

この間、2008年から日本はまた再開をいたしましたが、この3年間で追い抜かれてしまったと。これは明らかに国の政策によって、今まで世界のトップだった企業がドイツに抜かれて、中国、台湾もシェアを拡大していきまして、アメリカにも抜かれそうであるということが、私は残念に思うことで、この意見書を提出したわけです。

話は逸れるのですが、日本のエコロジーの技術というのは世界のトップレベルであると。太陽光発電パネルにしても、砂漠の緑化、酸性雨の制御技術とか世界がうなるような技術を持っているにもかかわらず、これを一般の国民は恩恵をこうむっていない。明らかに国の政策が大きく影響しているんだということで、この意見書を提出いたしました。

あと、省エネの住宅ということで、これは自分が住むための家に一定の省エネ改修工事を行った場合、上限20万円で工事費の10%を所得税控除することを盛り込んでいるという話です。

それから、省エネ住宅の質問がちょっと聞き取れなかったのですが、それですけれども。

○12番（古川よし枝君） 建設だけでなく改修も含めて援助を拡大すべきじゃないかと、その点はどうだったのかなと。

○2番（坂 洋君） 政府が目指しているのは、自分が住むための家に一定の省エネ改修工事を行った場合は、上限20万円で工事費の10%を所得税控除ということで、太陽光発電装置を設置する場合は30万円までの控除をするということを、政府はうたっているわけですが、この中にも私はこういう数値目標はあえて書かなかったのですね。そういうふうにやっていただきたいということでお願いしているわけです。

○議長（今川英明君） 12番古川よし枝君。

○**12番（古川よし枝君）** わかります。坂議員の提案の理由は十分に理解できます。

そういう中で、私は日本が世界のモデルという水準ではないと、本当に先進国として責任を果たすべき、例えば京都議定書でもそうですし、それから、この前、洞爺湖でもサミットをやりましたね。そういうことからすると、責任を果たす覚悟できちっと数値目標を定めるべきだということを政府に求めたいと、私の思いはそうなのですが。

それから、太陽光発電について、坂議員が語られていましたように、家庭への設置への補助、これはぜひとも拡大するということを、家庭への設置がヨーロッパ、ドイツでは功を奏して日本を抜いたんだと説明されましたように、やはり家庭への設置もきちっと補助を拡大していくというのは、今回の意見書の中にぜひ入れてほしいと思ったので質問したのですけれども。

それから、建物の改修についても、きちっと支援を拡充してほしいということも含めてここに書き込んでほしかったと、そういう思いで質疑をしたわけですが、ぜひ加速的にこの緑社会の構築、ぜひ私たち日本共産党も提案もしておりますし、頑張っていきたいと思っております。

○**議長（今川英明君）** 今の質問に対する答弁はよろしいですか。

○**12番（古川よし枝君）** はい。

○**議長（今川英明君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（今川英明君）** これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第2号については、委員会付託を省略したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（今川英明君）** 異議なしと認めます。よって、発議第2号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（今川英明君）** これで討論を終わります。

これから発議第2号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○**議長（今川英明君）** 挙手全員です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

発議第3号 常総環境センター第三次ごみ処理施設更新事業に当たり構成市の負担を軽減することを求める意見書

○**議長（今川英明君）** 日程第5、発議第3号 常総環境センター第三次ごみ処理施設更

新事業に当たり構成市の負担を軽減することを求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8 番岡田伊生君。

〔8 番 岡田伊生君 登壇〕

○8 番（岡田伊生君） 発議第3号 常総環境センター第三次ごみ処理施設更新事業に当たり構成市の負担を軽減することを求める意見書ということで提出をさせていただきたいと思っております。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定によりまして提出をさせていただきます。

提出者	つくばみらい市議会議員	岡	田	伊	生
賛成者	つくばみらい市議会議員	高	木	寛	房
賛成者	つくばみらい市議会議員	廣	瀬		満
賛成者	つくばみらい市議会議員	豊	島		葵

提案理由でございますが、常総地方広域市町村圏事務組合は、同議会において決議した常総環境センター第三次ごみ処理施設建設の工事請負契約を平成20年3月に締結しましたが、原油や鉄鋼・資材等の異常に高騰した時期と環境の中で行われた、工事請負の入札と工事請負契約に基づく今回の建設工事を、このまま推進することは、本市の厳しい財政状況下では、とても市民の理解を得られるものではありません。

本市の財政等を考慮し負担軽減のため、今回提出されるプラントメーカーの実施設設計図書についてスーパーバイザーに工事内容を充分検証させ、工事費の見直しをすること、又、維持管理費についても、スーパーバイザー業務を導入し、メンテナンス等を含む維持管理費の削減を図る事を強く要望するため、常総地方広域市町村圏事務組合管理者と同組合議会議長に別紙意見書を提出するものでございます。

ちょっと重複するかもしれませんが、意見書を読み上げさせていただきます。

常総地方広域市町村圏事務組合は、同議会において議決した常総環境センター第三次ごみ処理施設建設工事の工事請負契約を平成20年3月に締結しましたが、構成市の市議会からの白紙撤回や再検討の意見書提出、又、住民からの請願・陳情もあり、管理者の理解によって平成20年12月9日から平成21年3月31日まで工事を中断し、コンサルタントに委託し、この施設の安全性と経済性を再検証しているところでありますが、つくばみらい市議会においてもこの件に関しまして真剣に議論を重ねてきました。

結果、原油や鉄鋼等資材の異常に高騰した時期と環境の中で行われた、工事請負の入札の結果で発注された工事請負契約の金額が、経済事情の一転した現在の情勢の中で再考するとかなり高価格であります。

昨今の本市の財政事情と今後発生する維持管理費を併せ鑑みる時、今回の建設工事をこのまま推進することは、本市のきわめて厳しい財政状況下では、とても市民の理解を得られるものではありません。

そこで、本市及び構成市の負担軽減のため、今後提出されるプラントメーカーの実施設設計図書について、高度な専門知識を有し、発注者側の立場で業務を推進するスーパーバイザーに設計や工事内容を充分検証させ、特に価格の面で工事費を見直して出来る限りの削減を図り、現在の経済事情に即した価格にすること、又、今後高負担が予想される維持管理費についても、スーパーバイザー業務を導入し、メンテナンス等を含む維持管理費の

削減を図ると共に、維持管理上や操業中に事故等が発生した場合の補償と責任の所在を明確にすることを要望します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番横張光男君。

〔10番 横張光男君 登壇〕

○10番（横張光男君） 私もこの発議第3号の基本的な考え方につきましては、賛成でございます。市民は一円なりとも安いにこしたことはありませんので、私もこの内容については全く賛成をいたします。

ただ、どうしても提出者の岡田議員に質問しなくてはならない点があるのですけれども、と申しますのは、これは形式論なのですけれども、発議というのは最後の方に、「以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します」とはっきりと述べられておるわけです。当然、地方自治法の99条に基づく意見書であるわけです。

そうしますと、99条とは関係行政庁に対する意見となっており、私は解釈をしております。いわゆるこの最後に「同組合議会議長に別紙意見書を提出する」ということに対して、いささか疑問があるわけです。

と申しますのは、先ほど私賛成討論の中で申し上げましたように、常総広域というのは構成市町村であるわけです。当然うちの方からも3名の議員が行っておるわけです。当然議会の場ではこのようにしてほしいという意見は十分に伝わるはずなのです。これが、いわゆる我々の意見が反映されないような機会に出すことがこの99条で私は求められておるのであろうと解釈します。

ですから、国、県、さらにはそういうところへ出す場合であって、または市町村でも構わないです。しかし、この一部事務組合というのは、地方公共団体の一部を広域で処理をするという、いわゆるその議会までに提出をするというのは、私にはちょっと理解に苦しむわけです。これは常総地方の管理者に出すことは、私はやぶさかではございません。この99条を読みますれば、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の長、教育委員会云々」、さらには2項で、「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を関係行政庁に提出することができる」という規定からすると、私はこの同組合議会議長というのはいささか疑問を抱くわけですが、その辺を提出者にお伺いしたいと思います。

○議長（今川英明君） ここで暫時休憩をします。

午後3時55分休憩

午後4時00分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

岡田伊生君。

〔8番 岡田伊生君 登壇〕

○8番（岡田伊生君） 今、横張議員の方からありましたように、第99条「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会または関係

行政庁に提出することができる」ということでございます。

私は、実際つくばみらい市の出向議員ということで3名ほど出て、これまでも議論を交わして代表意見を述べてこられたわけですが、大分、意見書にもございましたように、価格の問題ということで慎重な議論をやっておるわけですが、この3名の議員の意思というものをもう少しバックアップといいますか、したい、するべきではないかということで、横張議員の言われる解釈も、議会に出すことはできないという解釈もございますが、この自治法の中で見ますと、決して議会に出せないということではないように私は解釈をしたもので、そのようにさせていただきました。

もし法的にといいますと、間違いがあったとすれば、それは議長の方の提出先を取り下げることもあろうと思うのですが、その辺は、私はそのように解釈をしております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 横張光男君。

○10番（横張光男君） ただいま岡田提出者から答えがありましたけれども、いわゆるこの地方自治法の99条の解釈なのです。

改めて私が言うのは、書面で、いわゆる先ほど申し上げましたとおり、管理者は行政庁ですから、これは全く差し支えないと、内容についても賛成しているということですね。ただ、ちょっと同組合議会議長にはいかがなものかと思ったわけです。

というのは、先ほど申しましたとおり、議会という構成の中で十分にそれらについては議論ができるわけです。市町村の一部が常総広域に行っているのであって、いわゆる簡単に言えば、自分たちのところに自分たちの意見を出すというようにも解釈されるのではないだろうか。全員が行けないから、いわゆる各構成市町村で3名なり2名なり、いろいろな広域に行っているわけです。

ですから、私が言うのは、一部事務組合についてはつくばみらい市の議会の意見というものが十分に、今までも議論されてきただろうし、議論される機会があるのではないかと、それをあえて書面で出すことは、違法ではないにしてもいかがなものかなと思っただけです。それ以上のことはありません。中身について、私は何ら問題はございませんから、私の質問もそれだけにとどめます。

○議長（今川英明君） ほかに質疑はありませんか。

14番山崎貞美君。

〔14番 山崎貞美君 登壇〕

○14番（山崎貞美君） 今、横張議員の方から、この内容について質問がございました。私の個人的な解釈でありますけれども、やはり議会として岡田議員がまず初めに、予算のときに予備費にするのが妥当ではないという皆さんのご意見で、よってここに議会の意志統一を図りたいというのが大きなねらいだと思うのです。

確かに横張議員の言うように、手法的に99条が果たしていかがなものかとか、あるいは管理組合の管理者に出すのが筋ではないのかということですが、議会としてのいわゆる確認をし合おうということだろうと、本音の部分はそうだろうと私は解釈しております。

岡田議員、その辺のところの説明をお願いします。

○議長（今川英明君） 8番岡田伊生君。

〔8番 岡田伊生君 登壇〕

○8番（岡田伊生君） 今、山崎議員がおっしゃられたとおりでございます、ぜひとも

その辺をお酌み取りいただければと思っております。

○議長（今川英明君） 山崎貞美君。

○14番（山崎貞美君） これを踏まえてぜひともお三方は、見直しだとかいろいろあると思います。これを踏まえて議会の意志統一がなされたと自負していただいて、大いに頑張っていただきたいと思う次第であります。

以上であります。

○議長（今川英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

最初に、原案に対し反対者の討論を認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 次に、原案に対し賛成者の討論を認めます。

18番川上文子君。

〔18番 川上文子君 登壇〕

○18番（川上文子君） 発議第3号 常総環境センター第三次ごみ処理施設更新事業に当たり構成市の負担を軽減することを求める意見書について、私は賛成をしますけれども、もろ手を挙げて賛成をするという立場には立てないという懸念の部分を、少し触れておきたいと思います。

この意見書は題目にありますように、構成市の負担を軽減することを求めるということで、価格引き下げにかなり大きなポイントを置いた意見書になっています。私は価格引き下げのみ主張することは、反面大変大きな危険を生むのではないかと懸念をしています。

タクマが現在までにごみ処理施設の納入実績というのは338施設あるのですね。そのうちキルン式ガス化溶融炉は4施設のみ、残る大半はストーカ炉です。実績をタクマから出してもらいましたけれども、ストーカ炉の実施のところについて、その管理運営の75%はタクマ関連企業でない、いわゆるほかの企業の管理運営が行われています。しかし、4カ所のキルン式ガス化溶融炉については、いずれも管理運営はタクマテクノスというタクマの関係企業が行っています。実際に実施をするとうどうなるかということで心配をしているわけですが、三井造船が二回目の入札からおりたことから明らかなように、ガス化溶融炉というのは、他メーカーの管理運営については、ほとんどの企業が自信を持ってないというのが実態です。ですから、タクマがキルン式で例えば施工されれば、タクマ関連企業以外で管理運営に手を挙げる企業はいないのではないかと予測されます。したがって、建設費で引き下げをされたとしても、その分、管理運営費にその分の金額を乗せれば全く引き下げにならないわけで、同時にそのことはキルン式という安全性が担保されない機種

の設置を容認することになるわけです。

私は、そういう結果を生みかねないという点で、価格だけに固執するということの危険を指摘しておきたいと思います。

しかし、提案者の方々の思いというのは、第三次ごみ処理施設建設計画が、当然のことながら安全性が確保される、価格の妥当性が確保される、この検証をして組合に適正な対応をしていくことを求めて意見書を提出されたんだと思います。私は今この時期に今議会でその意志を、つくばみらい市の議会が決議する意味は大変大きなものがあると考えます。ですから賛成するわけです。

同時に私はこの意見書の不十分さはあるものの、環境省から補助金をもらって環境省の認定した施設に何らものを言えない日本環境衛生センターのような団体の検証ではなくて、この意見書に書かれているような高度な専門知識を有する、発注者側の立場に立ったスーパーバイザーによって真の検証の道が開かれる、その力になることを強く願って、本意見書に賛成をします。

ぜひそういう立場でつくばみらい市議会が向かっていただきたいということを要望して賛成の討論とします。

○議長（今川英明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから発議第3号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査の件

○議長（今川英明君） 日程第6、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、次回定例会の議会運営について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会広報特別委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、議会の広報発行について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（今川英明君） 以上で、本定例会に付議されました事件は全部終了いたしました。これで会議を閉じます。

平成21年第1回つくばみらい市議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後4時14分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成21年3月17日

つくばみらい市議会議長 今 川 英 明

つくばみらい市議会議員 海老原 弘

つくばみらい市議会議員 山 崎 貞 美